

衆議院内閣委員会

議録第一十一号

(101)

昭和六十三年十一月八日(火曜日)
午前十時三分開議

出席委員

委員長 竹中 修一君

理事 近岡理一郎君

理事 戸塚 進也君

理事 宮下 創平君

理事 竹内 勝彦君

理事 江藤 隆美君

理事 大村 藤治君

理事 鴻池 祥肇君

理事 武部 勤君

理事 三原 朝彦君

理事 村井 仁君

理事 谷津 義男君

理事 角屋 堅次郎君

理事 広瀬 秀吉君

理事 鈴切 康雄君

理事 川端 達夫君

理事 柴田 陸夫君

(総務大臣官房)

高鳥 修君

出席政府委員

人事院総裁 内海 倫君

人事院事務総局 任用室長

人事院事務総局 職員局長

総務省行政管理 局長官房

出席國務大臣

委員外の出席者

経済企画庁国民生活局長 末木風太郎君

警察庁刑事局保西山 正樹君

安全部外勤課長 西川 雄一君

経済企画庁国民生活局消費若行川名 英子君

政務大臣官房秘書課長 長山 賴興君

法務省刑事局刑古川 元晴君

法務省矯正局保中間 敬夫君

大蔵大臣官房企画課長 三浦 猛夫君

国税庁長官房企画課長 増原 義剛君

文部省大臣官房政策課情報処理室三浦 猛夫君

文部省高等教育局長官房教育局小学校課菊川 治君

厚生省保健医療局管理課長泊 龍雄君

文部省高等教育大学課長矢野 朝水君

文部省高等教養局長官房佐藤 静雄君

文部省高等教育大学課長中村 嶽君

文部省高等教育大学課長三原 朝彦君

文部省高等教育大学課長中沢 健次君

文部省高等教育大学課長柴田 陸夫君

同日 同日

辞任 辞任

補欠選任 補欠選任

谷津 義男君 河本 敏夫君

河本 敏夫君 嘉文君

武藤 嘉文君 要三君

奥野 誠亮君 健次君

鈴切 康雄君 嶽君

尾形 智矩君 龍雄君

鴻池 祥肇君 静雄君

佐藤 静雄君 勤君

武部 勤君 勤君

平林 鴻三君 勤君

三原 朝彦君 勤君

中沢 健次君 勤君

柴田 陸夫君 勤君

同(松本善明君紹介)(第二三一八号)

同(安藤巖君紹介)(第三三五五号)

同(柴田陸夫君紹介)(第三三八六号)

同(柴田陸夫君紹介)(第三三八七号)

同(軍人軍属の恩給欠格者の救済に関する請願(園田博之君紹介)(第三三五七号))

スパイ防止法制定に関する請願(原田昇左右君紹介)(第三五八号))

旧軍人軍属恩給欠格者の救済に関する請願(園田博之君紹介)(第三三五七号)
スパイ防止法制定に関する請願(原田昇左右君紹介)(第三五八号))
は本委員会に付託された。

十一月七日

旧軍人軍属恩給欠格者の救済に関する請願(園田博之君紹介)(第三三五七号)
スパイ防止法制定に関する請願(原田昇左右君紹介)(第三五八号))
は本委員会に付託された。

十一月七日

旧軍人軍属恩給欠格者の救済に関する請願(園田博之君紹介)(第三三五七号)
スパイ防止法制定に関する請願(原田昇左右君紹介)(第三五八号))
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案(内閣提出、第二百二回国会開法第八二号)
統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二百二回国会開法第八三号)
行政機関の休日に関する法律案(内閣提出第九号)
一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)
正する法律案(内閣提出第一〇号)

○竹中委員長 これより会議を開きます。

第百十二回国会、内閣提出、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案、及び統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案、及び統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたしました。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬委員 ただいま議題になつておりますいわゆる個人情報保護に関する法律案に対しまして、若干の質問をいたしたいと思ひます。
この法案、これは日本にとりましてはまことに

委員の異動

十一月四日

辞任

市川 雄一君

補欠選任

市川 雄一君

新しい分野の問題であるわけがあります。世界的にも、大体一九六〇年代から始まって七〇年代に次々に各国でこの種の法律ができた、こういうようなことで非常に歴史も新しいし、日本にとっては長く呼ばれながら今日までこの種の法律が出てこなかつたわけであります。個人情報を保護する、これはマスコミ等ではプライバシー保護法といふような言い方もいたしておるわけあります。そういうようなことで、やはり日本国憲法は国民主権を鮮明にいたしておりますし、主権者である国民は個人として憲法三十三条によつてその尊厳を保障される、こういう状況になつておるわけありますから、この種の法律が出てくることは憲法体制の中では必然的なことであると思つてあります。そして、その要請にいささかでもありますようということで今回この法律が出来たことについて、私は、日本の憲法体制における個人の尊嚴を保障する、個人の人格の尊重というようない立場にいささかでも立つた法案として一定の評価をすべきであろう、このように考へるわけであります。

ただ、私ども子細にこの法案を検討してみます

ると、なるほど世界的ないろいろな経過がございまして、特にO E C D のいわゆるガイドライン八項目というようなものがある程度法文の中に盛り込んでおるわけでありますが、そういうものに対して余りにも除外規定や不適用という条項が多過ぎてその原則がもろに生かされていない、率直に生かされていない、そういうことで、むしろこれはない方が、まだもう少し練り直して出直した方がいいのぢやないかというような議論も私ども党内でも率直に言つてございました。

しかし、一定の新しい時代にふさわしい国民の権利を保護するという立場で、そういう不備な点あるいは極めて不十分な点があるにもせよ、一歩なり半歩なりの前進であるという立場で真剣にこの問題を審議をしていきたい、こう思つておるわけであります。そしてよりよきものをつくつていただきたい、そういう立場で質問をさせていただきました。

本來ならば、この法案を提出すると同時にその

関がファイルを所有しております、個人情報を持つておりますというようなことは率直に資料として出しておる、こういう状況の中で審議をいたしました。政府としての、法案提出者としての当然の立場で質問をさせていただきました。

いのですが、そういう立場を踏まえまして、私は真っ先に、総務省に一言私の一番不満に思つた点を質問しておきたいのです。去る二十五日この委員会で、我が党と共同会派を組んでおります社民連の江田議員が質問をいたしました際に、行政機関が電子計算機処理によつて保有するデータといふのは一体どれくらい存在をしますか。そして、今後そういう問題について何とかなりのことを要求をいたしましたら、それは二週間くらいかかりますというようなことを言つた。こういうことであつましたが、事実はその翌々日各党の理事にデータをお示して貰つたところによれば、この種の法律が出来たことによって、それが現実的であります。それで、その要請にいささかでもありますようところで今回この法律が出来たことについて、これがだけの画期的な新しい法案を出すに当たつて、それなりの今日まで日本の行政機関がどれく

れだけの画期的な新しい法案を出すに当たつて、それなりの今日まで日本の行政機関がどれくらいの個人情報を収集し保有しているか、ファイルしているかというよなことについては、この法案を何とかひとつ成案を得たいということです。それなりの今日まで日本の行政機関がどれくらいの個人情報を収集し保有しているか、ファイ

ルしているかというよなことについては、この法案を何とかひとつ成案を得たいということです。それなりの今日まで日本の行政機関がどれくらいの個人情報を収集し保有しているか、ファイ

ルしているかというよなことについては、この法案を何とかひとつ成案を得たいということです。それなりの今日まで日本の行政機関がどれくらいの個人情報を収集し保有しているか、ファイ

ルしているかというよなことについては、この法案を何とかひとつ成案を得たいということです。それなりの今日まで日本の行政機関がどれくらいの個人情報を収集し保有しているか、ファイ

ルしているかというよなことについては、この法案を何とかひとつ成案を得たいということです。それなりの今日まで日本の行政機関がどれくらいの個人情報を収集し保有しているか、ファイ

ルしているかというよなことについては、この法案を何とかひとつ成案を得たいということです。それなりの今日まで日本の行政機関がどれくらいの個人情報を収集し保有しているか、ファイ

ルしているかというよなことについては、この法案を何とかひとつ成案を得たいということです。それなりの今日まで日本の行政機関がどれくらいの個人情報を収集し保有しているか、ファイ

題も含めて、それなりに将来に向かって不安な点が非常に大きいという建前からいって、もう一遍長官の答弁をこの問題で求めます。

○高島國務大臣 この法案をまとめるに当たりましては、各省庁それぞれいろいろ意見がございましたして、それを調整するのに大変手間取りまして、さきの通常国会で提出をいたしましたのに本当にぎりぎりの段階でようやくお出しすることができます。というような状況でございました。したがいまして、なお詰めなければならぬ政令上の問題等もあるわけでございますが、それはまた国会における御審議なりあるいはまた附帯決議等の御意見もおまとめいたくようございますが、それらも十分踏まえましてひとつ適切な対処をしていきたいと考えております。

○広瀬委員 この問題はそれくらいにいたしまして、将来とも国会の求めた資料は最大限速やかに提出方を御協力いたくようここで確認をいたしまして、次に進みたいと思います。

この法律の目的、これは第一条に書いてあるわけですが、前段を省略いたしまして、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」こうなつておるわけであります。個人情報の保護に関する法律案、これがこの法案のタイトルでありますから、この第一条の構成を考えてみると、「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」ということが優先して「個人の権利利益を保護する」ということが二の次になるというような印象を与えるかねないと思ひます。それで、行政管理局で大分前につくった原案の中には、これとむしろ逆の形で、個人の権利利益を保護するということが主にならなければならぬ、そういうふうな書き方が素案の段階で管理局で立案をされておる資料の中にあるのですけれども、そういうふうに書かれていると思うのです。

これはやはり、悪口を言う人はコンピューター

保護法ではないかということすら言う。個人情報保護法というのが何となく一の次にされている。優先すべきものは電子計算機処理に係る個人情報の管理法だというような、そしてまた行政の都合が優先をして個人情報保護は二の次だ、「目的とする」というような状況でございました。したがいまして、なお詰めなければならぬ政令上の問題等もあるわけでございますが、それはまた国会における御審議なりあるいはまた附帯決議等の御意見もおまとめいたくようございますが、それらも十分踏まえましてひとつ適切な対処をしていきたいと考えております。

な法律をつくつておかなければならない。こう考えたわけであります。

したがいまして、ここで申しております個人の権利利益にはどのようなものが含まれるかというところ、つまり、そのデータを集めるための基礎になると、つまり、そのデータを集めるための基礎になります。この法律では目的拘束といふことと、つまり、目的によって拘束をするということ

が公開されないこと、あるいは誤ったまたは不完全な情報によって自己に関し誤った判断がなされないこと、あるいは自己の情報を知ること、これらのことが保障されるということがここでこの法案に盛られた個人の権利利益であるというふうに申し上げることができます。そこで言っているとおり、個人の権利利益というものはプライバシー権と一緒に見てもらつていいというような状況からすれば、どうもなかなかびんとこない面もあるのですけれども、ここで言う個人情報の保護というのは具体的にどういう中身なのかということについて、どのようにお考えでしょうか。

○高島國務大臣 この法案を提案いたしましたときには、マスコミ等でプライバシーの保護法案として極めて不十分であるという御批判を数多く受けたわけであります。それから弁護士会その他各方面で、民間団体からもその点についてのいろいろな御意見が寄せられたところであります。

私は私どもここで特に御理解をいただきたいことは、いわゆるプライバシー全体の保護ということを目的にした法案ではございませんということにいたい、こういう原則。そのためには適正な方法、公正な方法によるべきであるというような原則。さらに、その収集、保有されたものが適当にいたい、こういう原則。そのためには適正な方法、公正な方法によるべきであるというような原則。さらに、その収集、保有されたものが適当に加の原則といいますか、本来ならば個人の承認を受けて、個人の了解を得て、同意を得てやるものでは提供などについて適正な制限がきちんと加えられているというようなこと。それから、個人参加の原則といいますか、本来ならば個人の承認を受けて、個人の了解を得て、同意を得てやるものであるというような原則。したがって、公示をきちんとやるというようなことや開示を保証してもらいたいというようなことが盛り込まれます。さらに適正な管理、安全保証といふようなもの。それからまた、収集、保有した機関の適正な管理をきちんとします。まあ大体OECDの個人情報保護のガイドラインあるいは加藤委員会の五原則、こういうようなものが保護されることによって個人の情報は保護されるんだ、プライバシーはそういう中で保護されるんですね。今答弁も大体そうだった

管理法ではないかということすら言う。個人情報保護法では目的拘束といふことと、つまり、そのデータを集めるための基礎になります。この法律では目的拘束といふことと、つまり、目的によって拘束をするということ

が公開されないこと、あるいは誤ったまたは不完全な情報によって自己に関し誤った判断がなされないこと、あるいは自己の情報を知ること、これらのことが保障されるということがここでこの法案に盛られた個人の権利利益であるというふうに申し上げることができます。そこで言っているとおり、個人の権利利益というものはプライバシー権と一緒に見てもらつていいというような状況からすれば、どうもなかなかびんとこない面もあるのですけれども、ここで言う個人情報の保護というのは具体的にどういう中身のかことについて、どのようにお考えでしょうか。

○高島國務大臣 電子計算機処理に係る個人情報に限りました理由につきましては、先ほども若干触れましたが、要するにコンピューター処理された個人情報といふものは、手作業に比べまして記録の大量性、処理の迅速性、情報の集中、結合及び検索の容易性、記録処理の不透明性といった点で際立った特徴を持っております。したがって、個人のデータが目的外に利用されるあるいは利用されるおそれなしとしないことからいたしまして、これをきちっと管理する必要があるというふうに考えた次第であります。

反面、手作業によるものにつきましては、そもそも、こここの場でも何回か御答弁を申し上げました

が、日本の官僚組織といふのは非常に縦割り行政であるということをしばしば指摘されておりましたが、その部局限りで保存をされておりま

すように、それぞれの官庁が持っております、あるいはそれぞの部局において持っております情報といふものは、その部局限りで保存をされておりまして、守秘義務等も課されております。したがいまして、横に流出をするというおそれあるいは目的外に利用されるというおそれは比較的少ないといふのが日本の特徴でございまして、とりわけ手作業による情報につきましては、そうしたことで今の個人情報が流用されるおそれは余りないのではないか、このように判断をしておることが一つであります。

それからなお、イギリスでもデータ保護法の制定に際しまして、個人情報のうち手作業処理によるものを対象にすべしという議論に対しましては、イギリスの政府は、手作業処理の情報まで対象にいたしますと法の実効性が保証されないと、あるいはまた非常に多種多様なものを法律で対象にする範囲を限定することはなかなか難しい等々の理由によりまして、これを対象にしなかつたところでございます。

それらも参考にいたしまして、私どもとしては今回対象にしないことにいたしたわけであります。が、もちろん今後手作業による個人情報の実態等につきまして私どもとしてもさらに把握に努めまして、問題があるようであれば適切な対処を考えたいというふうに考えております。

○庄瀬委員 最後のところで御答弁なさった点をひとつしっかりとやつていただきたいと思うのです。手作業だからということで、相当量蓄積もあるはずですから、それがなるほどコンピューターほど悪用されはならないといふ危険性は少ないと、これも具体的な指導、運営の面でひとつきちつてやつていただきたい、このことを強く求めてお

ります。

次に、経済企画庁、せっかくおいでございま

すが、今度の場合には行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護ということなんですが、それが民間では行政機関とほぼ匹敵するあれば以上の個人情報が商売上、商業上、あるいはそれ以上の情報を収集すること自体を目的とする

企業もあるわけですが、そういうものについてこれが野放しになつておる。日本の国家体質の中では、官僚制度にはなるほど弊害もあるけれども、官僚制度、そして行政機関というものには一

定のそれなりの前提になるみずからを慎むというようなものが国民の側からも期待されている。しかし民間の場合には、もう官僚主義であり商業主義でありといふよなことなんですから、個人情報が悪用されたりプライバシーが侵害されたりというような危険性といふものはむしろ高いと見ていいのではないかと思うのですが、これが今度の法案からは全く除かれ、これからどうするのかという点について極めて不安な分野である。

経済企画庁が担当されて調査等もされておりますが、これら民間企業が個人情報を保有し、そしてこれのプライバシー侵害の危険性というものについてどのよな考え方を持ち、それらに対しても同じよなあるいはこれに準ずる保険を国民の立場からどう考えていくのか、こういう点についてできるだけ短い時間でお答えをいただきたいたいと思います。

○末木政府委員 経済企画庁も、個人情報すべて者保護という観点から取り組んでおります。消費者ということですから、物を買うとかクレジットを利用するとか、そういう機会を通じて事業者に渡っていく個人情報といったものが中心でござります。おっしゃるように、これは大変大きな問題でございまして、私どもも問題意識を持って、かつて二、三十年前でございますが六十年の年

簡単にということですから、ごくかいつまんで

その結果を申し上げますと、上場企業等主要企業について調査をいたしまして、約千社から回答がございました。その結果、たまたまこれは保険会社等がありましたので非常に大きな数字が出ましたのですが、個人情報を保有している会社について商品の購入歴等は当然としまして、そのほか、わずかではございませんけれども、収入とか趣味とか資産等まで持っている会社も回答社の一割くらいはあったという点でござります。これは千社に近い回答でこういうことでござりますから、そのほか、すべての事業者の持っている情報を仮に調べれば膨大な個人情報を民間企業は持つてゐることになると思います。

これにつきまして、政府が持っている情報と同じように個人の利益が保護されなければならないことは当然でございまして、私ども、この調査に基づきまして、国民生活審議会の中で専門の方々にお集まりいただきて対処策を検討してまいりました。つい最近その報告が出ました。結論としましては、最終的にはやはりこの問題は法規制でござりますが、当面は、大きく言って結論でございますが、当面は、大きく言って二つの理由によりましてすぐ法制化というのは難しい、したがって、ガイドラインを示しまして、できるだけそ

れの線で事業者を指導していくあるいは自主規制を促すということございます。

二つの理由と申しますのは、一つは、なお詰めるべき理論的な問題、つまりおよそプライバシーというもののなかでこういった取引に伴う情報、信用情報とか顧客情報といったものをどう位置づけるか等々の問題がござります。もう一つは、これは事業者のサイドにおいてもそれから消費者のサイドにおいても、加害者意識、被害者意識がまだ十分でない。もうちょっと議論を活発にしていかなければいけない。大きく言うとその二つでござ

います。

当面といたしましては、ちょうどこの法案に盛られておりますのと基本的には同じ考え方でござります。詳細は省略させていただきますが、それに沿つて業界の指導、これは関係各省ともども相談をしてできるだけ努めてまいりたいと

いうのが当面の態度でございます。

○庄瀬委員 商取引に関するあるいはまた消費者の立場というものがあるわけでございますから、なかなか難しい面があろうと思ひます。ただ、民間で野方団に個人情報が収集され、蓄積され、利用されるという過程の中で、やはり個人情報ができる限りプライバシー侵害にならないような保護措置というものを講じなければならぬという頭を持つて、そういう理念を持つて懸命な対処をできるだけ早くひとつしていただきたいということを要望しております。

次に、質問をえますが、行政機関というものが保有するということになつておりますが、内閣官房の場合は、参事官室とか内政審議室とか外政審議室、安全保障室、広報官室、情報調査室といふような六つの、情報関係に極めて精通している人たち、スタッフが集まっているようなものがあるんですが、この内閣関係では個人情報の保護を必要とするような調査などはなされていないと

いう、そういう立場でこの法案から除外をしたのか、あるいはまた内閣の仕事というのは直接具体的な行政に携わるものではない、各省庁に対し、行政機関に対して指導的な立場に立つんだからという、そういう日本の官制の立場でこれを除外されたのか、その辺はどうなつているのですか。

それで、もう一つ聞きたいのは、情報調査室といふようなまさに高度情報化時代において情報調査、これは国政レベルのものだけで個人情報なんというものは一切集めないんだという保証があるの

だきたい。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

まず第一点の、なぜ内閣官房を本法の対象から外したかという御質問でございますが、これにつきましては、私どもはまず内閣の性格からお答え申し上げねばならぬと思つております。内閣それ自体は先生御承知のとおり、行政権の最高機関として最終的な意思決定を行ひます各務大臣の合議体でございまして、実際の行政事務といたのは各省庁に分配されておるという建前になつております。それで、そういうところから内閣といふのは本法の対象外としたものでございます。

内閣官房につきましても、そのような合議体としての内閣と一体的な性格を有する補助部局であるということから、本法の対象外にしたわけでございます。

それから、それでは内閣官房といふのは個人情報を持たないのか特に内閣情報調査室といふのは持たないのかという御質問でございますが、私どもは、現在内閣情報調査室で電算機の処理に係る個人情報といふものを保有されているか否かと、いうことについては承知しておりません。しかし、内閣情報調査室といふのは先生御承知のとおり、一般的に内閣の政策判断をなさる際の情報を集めてそれを内閣に提供するという仕事をなさっているわけでございまして、一般的には各個人の権利義務に関するような個人データをお持ちになつて、それを具体的な行政事務として遂行されておることはないというふうに考えております。

しかしながら、内閣官房におきましても将来とも個人情報をお持ちになるかどうかということはわかりませんので、もしそういうことが考えられるときますならば、内閣官房におきまして本法を参考にされながら独自の対策といふのをとりになるということが必要であろうというふうに考えております。

○広瀬委員 総務局長官、一つお聞きしますが、

この二十二条ですね。「内閣総理大臣又は行政機関の長に対し意見を述べることができる」という

ことが第二十二条にあるわけであります。今お答

えになつた後段の問題について、そういう個人情報を持つか持たないかまだはつきりしないけれどもということなので、これはいづれ機会を改めて官房長官にでも来てもらつてやらなければならぬ問題だと思いますが、今おっしゃつた最後の答弁のところにありました、そういうようなことも含めて内閣総理大臣に対する意見の陳述といふのはござります。

○百崎政府委員 今御指摘のこの第二十二条の規定でございますが、「総務局長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、」云々「内閣総理大臣又は行政機関の長に対し意見を述べることができ。」ということでおざいまして、この規定それ自体は、この法律の目的を達成するために必要があるということでおざいますので、この法律の適用対象といふことが一応問題になるわけでございますが、先ほど先生から御質問がございましたように、この法律の適用対象は行政機関で申しますと国家行政組織法に規定される機関でございまして、内閣あるいはその補助部局である内閣官房といふものはこの法律の規定の対象から除かれておりますので、そういう意味ではこの二十二条に直には当てはまらないというふうに解釈いたしております。

○広瀬委員 この問題はまた機会を改めてということになります。

次に、地方公共団体に対する規定がござりますが、「地方公共団体は、」云々「国の施策に留意しておこなつておられます。」とあるので、都道府県ではまだこの種の条例なりを持っているところはない。市町村段階で四百三十四ですか、そう

もあるわけですね。今度これを出したのだからこそ、右へ倣えしろというようなことは、憲法上もはつきり地方公共団体は住民自治の原則といふのが働いておるわけでありますから、その人たちが中心になつてつくった条例をこれに何でもかんでも右へ倣えしろ、そういうような関係ではありますね。

○高島国務大臣 この法案の検討段階におきましたて、地方自治団体につきましてもこの法案の中でも括して規制を考えるべきであるという意見もなかつたわけではございません。しかし、私どもといたしましては、地方自治団体はそれぞれ独自の判断に基づいて対処をしていただくことが至当であるというふうに考えまして、対象にしておらないわけであります。

また、私どもはこの法案におきまして、地方自治団体においても当然のことながら個人情報の保護についてはしなるべき対処はなさるべきであるということで、その促進というふうに考えて規定はいたしておりますが、進んだという表現が適切かどうかわかりませんが、地方自治団体における個人情報といふものを保有するというふうに考えておりませんが、地方自治団体におきまして、それぞれの独自のお考えに基づいて、この法律とは必ずしも内容において一致しないいろいろな規定を盛り込んだところがござります。それらにつきまして、私どもがこの法律に右へ倣えて制定してもらわなければいけないなどということを全く考えておるわけではございませんので、独自の御判断に基づいて適切な対処がなされるべきであるというふうに考えております。

○広瀬委員 この問題はまた機会を改めてと

ないか、求めるところはきちんと求めてもらつていいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○百崎政府委員 この特殊法人につきましては、先生既に御指摘のように、本法の適用対象から一応外しまして、第二十七条で必要な措置を講ずる旨の努力義務の規定を設けているわけでございました。まず基本的に、私どもといたしましては、各特殊法人がそれぞれの業務の運営に応じて適当な保護措置を講じるものというふうに考えておりますし、また所管の各省庁においても、個人情報保護措置の必要性を十分認識されまして、所管の法人に対してもできるだけ速やかに所要の指導が行われるものというふうに期

待いたしております。

なお、この法律が運営されますと、私どもとい

たしましても、実際のこれから推移等を見守りながら、必要があれば適切な措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

○広瀬委員 もう時間が八、九分ほどしかない

のですから重要な問題をこれから議論しようといふところで時間が足りなくなつてくるのですが、いかゆる思想、信条、宗教や社会的差別の原因となるような社会的身分に関する個人情報、いわゆるセンシティブ情報などと言われておりますが、

このことには大変懸念なのですが、なぜそういうふうに考えております。

○広瀬委員 次に、特殊法人についての規定も設けておるわけであります。この特殊法人についてどのようになさるつもりか。かなり膨大な資料も持つておられると聞いておりますし、国の機関に準じた重要な役割も果たしている。そういう中で個人情報保護という点では、やはりこの第二十

七条の規定だけではやや不十分ではないかなという感じがせざるを得ないわけなんで、さらにこれ

をどう改善をしていくか。個人情報保護という立場でもうちょっと厳しく対処してよろしいのでは

ないか、求めるところはきちんと求めてもらつていいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○百崎政府委員 この点はしばしばこの委員会で

も御議論になり、また一番重要な点でござりますので、本来ですと若干お時間をおりまして御説明申し上げたいわけですが、ちょっと時間

の都合で簡単に御説明いたしますけれども、行政機関の場合には、センシティブ情報といいまして

もやはり公益目的を達成する上で収集せざるを得ない場合があること、この点だけ御理解いただきたいと思うわけでございます。

修正の御意見の中でも、法律その他の法令の規定がある場合には例外的に収集できる、こういう御意見でございますので、その点の御理解はいただいていると思うわけでございますが、実際に我が国の現行の法体系を眺めますと、行政機関の情報収集について個別具体的にセンシティブ情報の収集等について規定している法令というのはほとんどと言つていいくらいないわけであります。したがいまして、その個別の法律に基づかないと収集できないというような話になりますと、公益目的の達成という面からいしまして支障を生ずるおそれがある。それじゃどうするかといいますと、個別法をそれぞれ洗い直してそういうところに必要な条文を置くか、あるいはまたそれがあわせて各省設置法の中の資料収集のところから原則禁止というような規定をその中に盛り込むか。こういう話になりますとこれまで大変な作業でござりますし、しかも電算機処理に限ってそういう規定を設けるということになりますと、一体どういう場合にどういうセンシティブ情報を例外的に収集するのかしないのか、こういうような議論になります。恐らくこれは收拾がつかないような話になります。恐らくこれはセンシティブ情報を例外的に収集するのではなく、これはOECでも、結局センシティブ情報というは万人が認めるような定義はできないというようなことで、言葉は悪いのです。がさじを投げたような状態で結論が出ているわけでありまして、恐らくそういう問題を議論してまいりますとそういう事態にもなりかねない。

そういうようなことで、結局この法律では、各省設置法が規定しております所掌事務あるいは権限に基づいてその範囲内で収集する場合にはこれには収集ができる、こういうこととどめたわけでございまして、今考えられる最善の方策というのでは、私どもとしてはそれ以外にはちょっと考えられない、こんなようなことでござります。

○広瀬委員 非常に重要な問題だけにそういう難しさはあるうと思いますが、これは将来にわたつ

て真剣に我々の意のあるところを検討していくべきだ、このようと思う次第です。

それから、いろいろ収集制限の規定がないとか、あるいは直接収集することが原則であって、収集目的外に利用、提供などがなされはならないと規定等について規定している法令というのはほとんどと言つていいくらいないわけであります。したがいまして、その個別の法律に基づかないと収集できないというようなことをきちっともう少し厳しく規定すべきである。それが非常に底抜けになつてゐるような気がいたします。

それからまた、第三者からも収集するというよろなことなんもあるわけであります。これがなかなか非常にプライバシー侵害あるいは間違った情報を得やすい、そしてまた虚像がそのことによって形成されるというようなことにもつながるわけでありまして、それらの問題についてこがるわけでありまして、それらの問題についてこがれからどう対処をしていかれるつもりなのか。そういう点では長官、総務省として、主管省としても適正なガイドラインというようなものなんかをきちんと出していくべきではないかと思うのです。が、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○高島國務大臣 本法の運用に当たりましては、先ほど御指摘のようなセンシティブ情報などを含めまして、個人情報全般にわたりまして適正な収集、保有、利用、提供、安全確保等に万全を期してまいりたいと存じます。特に、御指摘のような個人情報については可能な限りその収集根拠を明確にする、可能な限りという意味は、これは漠然としたものではなくてできるだけ具体的に、こういう意味であります。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

政令等の作成につきましては、本法施行後一年以内ということで私どもはできるだけ速やかに作成してまいるつもりでございます。また、ガイドライン等につきましても速やかに関係省庁と御相談の上作成してまいります。また、政令、ガイドライン等をつくりました際には、できる限り国会の先生方にもでき次第お届けするよういたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

いまの第三者提供の情報などを含めまして御指摘のようない点について十分配慮してまいるようにガイドラインなどを設定していきたいというふうに考えております。

○広瀬委員 我々の意のあるところは附帯決議で利用、提供や安全確保について特段の配慮をする必要があるという御指摘につきましては、ただいまの第三者提供の情報などを含めまして御指摘のようない点について十分配慮してまいりたいといふふうに考えております。

○広瀬委員 個人情報、これは何といましても正確性が保証されなければならない。そういうような点でもなお不十分な点があると思いますので、正確性の中には最新性といふものも含んでいられるというような立場で、古いもので誤つておるものなどはどんどん訂正をし、廃棄をするというようなことなどが正確性の問題として確保されてい

えてガイドラインもきちんとうつくついていたくよにぜひお願いしたい。

さらにまた、冒頭指摘いたしましたように、私の数えたところでも二十四項目ぐらい政令委任事項があるのです。あと二、三分しか質問時間はないわけであります。まだ時間を少し延長する

とをお許しいただきたいのでござりますけれども、適用除外項目があり過ぎたり、また政令委任事項が多過ぎるということですから、特に政令事項について、この法案がこの委員会を通じた後でも重要な部分については積極的であります。次第というか固まり次第資料として提供をしてもららう、こういうことにしていただきたいと思うのですが、この点非常に不満である、もっと早目におよその考え方でも示してもららうという態度が必要なんですけれども、そのことは冒頭指摘しましたので、あえてくどくと申し上げませんが、そういうように、今後政令の進みぐあいに応じてこの法案の審議が終わつた後でも結構ですからでござる限り速やかに我々に政令の内容を示していただくよう願いたい、この点について御答弁を求めてまいりたいと存じます。

○高島國務大臣 この法律におきまして、政府が所有しております個人情報について調りのある場合には、本人がその開示を受けて訂正の申し出をすることができますが、いわゆる訂正権といふ形で認めておりますのは、他の法律の例に倣つたところであります。もちろん誤りがある場合には、政府は当然のことながら速やかに訂正をしなければならないということは申しますが、ごぞいませんし、訂正権は認めておりませんが、しかし、これの訂正について不服があります場合は、総務省に対して行政苦情という形で申し出させていただけば、総務省としてこれに対しで適切な対処をすることはできることになつております。

○高島國務大臣 この法律におきまして、政府が所有しております個人情報について調りのある場合には、本人がその開示を受けて訂正の申し出をすることができる場合には、政府は当然のことながら速やかに訂正をしなければならないということは申しますが、ごぞいませんし、訂正権は認めておりませんが、しかし、これの訂正について不服があります場合は、総務省に対して行政苦情という形で申し出させていただけば、総務省としてこれに対しで適切な対処をすることはできることになつております。

その他、この情報の第三者への提供等につきましても、十分慎重を期するようになさつてまいりたいといふふうに考えております。

○広瀬委員 冒頭申し上げましたように、この法案は非常に若い、日本では初めての法案ですか

かなければいけないだろうし、さらによつた個人の訂正権というようなもの、これは権利として認められる。行政不服審査だけだ、司法判断は憲法第三十二条に出訴権、裁判を提起する権利は保障されているわけですから、それにゆだねるというだけではなしに、これは訂正させ得る権利があるんだというところまでいつていただきたいと思ひます。

それから、目的外の利用、提供というような場合に、必要と認める場合には行政機関がやられちゃうわけですが、そういう場合には総務省としてはやはり齊一性、統一性というような立場から少なくとも協議をしてもらう、協議をしなければならないという合意のようなものなんかも必要である

う。こういうように思うのですが、そういう点についていかがございましょうか、お伺いいたします。

して、これをやはり健やかに育ててまいり、健全な姿で国民の期待するところに従つて、この法律が内容的にも豊かな、プライバシーの侵害の起らぬよう個人情報を本当に保護する、そういう目的を達成するためには、やはり慎重な運用が必要だらうと思うのです。

したがつて、この最初の法案、いろいろ我々が審議して指摘をした欠陥部分というようなものも十分おわかりいただいて、そしてまた、後で附帯決議にもそれらの問題を集約されるということを聞いておりますが、そういう状況を踏まえて、この運営の問題について、一つはやはり主管部としての総務省長官の権限がもつと強化されてしかるべきであろうという点を私ども考えておりますし、それ同時に、総務省長官の諮問機関といふような形で実際の運用について諮問を受けたり答申をしたりといふ、そういう現状を見詰めながら審議をする場というものを設けるべきではないかという点が最後にあります。

それからもう一つ、初めての画期的な法律としての地位が与えられつあると思うので、これもあり、よりよきものをつくるという意味では、少なくとも五年ぐらいの運営の状況を見て、その間ににおけるいろいろな事象なども踏まえて、少なくとも五年後ぐらいには抜本的に見直しをする、そういう際にも先ほど申し上げた審議の場といふようなものも必要になるであろう、こういうように考えますので、その二つの点をお伺いして、総務省のお考査をお聞きをいたしまして、若干時間を超過いたしましたが私の質問を終わらせていただきます。

○高島国務大臣

この法律につきましては、しばしばこんな程度の法律ならづくらぬ方がましだなどといふ批判も受けたことがありますので、ただいま広瀬委員から、ないよりましたといふ評価をいたいたことはまことにありがたいところであります。

私どもとしては、今は全くすべてがいわばブラックボックスの中にある、それがこの法律の制定

によりまして、かなりといいますか八、九割まで少なくともみんなの前にこういうファイルがあり、その内容がその本人に限り開示されるというふうなことになります、かなりの前進であるとお不十分な点が多くあるという御指摘につきましては、謙虚にこれを受けとめて今後また検討してまいりたい。

五年以内見直しということにつきましては、私どもも、実は現在の情報伝達手段というものはもう日進月歩で、毎日毎日いろいろと技術革新が行なわれておるところでもござりますので、この法律の施行後適時適切な見直しはしていかなければなりません。防衛省が、十一ファイルで百四十六万件ござります。科学技術庁が、一ファイルで二万件でございます。環境庁が、一ファイルで三千件でございます。法務省が、三十七ファイルで一千六百三十四万件でございます。外務省が、一ファイルで一千三百七万件でございます。大蔵省が、十七ファイルで三千八百五十七万件でございます。文部省は、国立学校を除きまして、十一ファイルで五万件でございます。厚生省が、七十三ファイルで四億一千四十八万件でございます。農水省が、十五ファイルで六百五十一年件でございます。通商産業省が、十ファイルで三千二百九十四万件でございます。運輸省が、九ファイルで六千十一万件でございます。建設省が、八ファイルで四千九百八十三万件でございます。郵政省が、三十九ファイルで四億四千七十七万件でございます。労働省が、九ファイルで四千九百八十三万件でございます。建設省が、八ファイルで四十二万件でございます。ただいま申し上げましたものを合計した数字で申し上げますと、ファイル数が二百五十四、データ件数が十一億四千二百三万件でございます。このほどござります。私ども若干資料をいたいたいるわけでございまして、それによりますと、十九省政府にわたりまして合計してデータの量では十一億四千二百万というような膨大なものに上っています。

以上でございます。

○竹中委員長 五年後の見直しの問題。

○高島国務大臣 五年後見直しということにつきましては、ただいま理事会において附帯決議として御検討されておるというふうに承っておりますが、ただいま適時適切に見直してまいりたいといふことを申し上げたところでございまして、必ずしも五年にこだわらずに私どもとしては検討を進

めてまいりたいと思っております。

○広瀬委員 以上で終わらせていただきます。あらがとうございました。

○竹中委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時から委員会を再開することといたします。

午前十一時七分休憩

午後一時開議

○竹中委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

○中村(巣)委員 本日審議になります行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案につきまして既に質疑が進んでいます。経済省長官の権限強化ということにつきましては、それぞれ専門的な方々にお集まりいただき、また御意見を拝聴し検討するということもいたしてまいりたいと考えます。

経済省長官が何の権限があつて、どういった権限から始めなければならないということもあつた場合、実はこの法律をつくることにつきまして、そもそも経済省が何の権限があつて、どういった権限から始めなければならないといふことにつきましては、これは今、國の行政機關が保有する電子計算機処理の個人情報といふものが非常に多くなった、こうしたことなどでござります。今回、このような法案が提出をされたということもつきましては、これは今、國の行政機關が保有する電子計算機処理の個人情報といふものが非常に多くなった、こうしたことの結果、これについて何らかの法律的な保護なり規制なりといふものをしなければならぬだろう、こういうことからなされたわけであります。

そこで、まず第一にお尋ねをしたいことは、今一体国がどのくらいの量の行政上の電算処理の個人情報を持っているんだろうか、こうしたことでござります。私ども若干資料をいたいたいるわけでございまして、それによりますと、十九省政府にわたりまして合計してデータの量では十一億四千二百万というような膨大なものに上つてゐる、こうしたことでありますけれども、お手数であります、まずとにかく各省庁、十九省庁といふのは、どういう省庁であるのか、それがそれぞれのファイルの数にしてどれだけ持つておるのか、そのデータ量はどのくらいなのかといふことについて、教訓をお示しいただきたいと思います。

○中村(巣)委員 今お示しをいただきましたけれども、総計で十一億四千二百万件といふのは大変膨大な数でございまして、日本の国民が一億二千万と仮定いたしますれば、まさに国民一人当たり平均で十件のデータが集められている、こういうことになるわけでございます。私どもは、そういうデータが集められている事実そのものを全く知

らないわけでありまして、個々の官庁との間でいろいろな、例えば申告をするとかそういうふうなことがあれば、自分自身は申告しているわけですかけれども、しかし、それがコンピューターに入つて、そしてこうやって蓄えられているんだということは、これは私ども知らない、知らないうちにはこれだけのものが累積をしてしまった、こういふことであるわけがあります。

行政機関とすれば、それは個人別の情報データがなければ仕事ができないという側面があることは事実であろうかと思いますけれども、しかし、国民の知らない間にそういう情報というものを蓄積をしてしまう、そのこと自体がどうなんだろうかといふ、まず最初にそういう素朴な疑問があるわけあります。こういうような情報をそなやつて電子計算機の中に蓄積をしてしまう、集めてしまふということについては、各行政官庁はどう考えているのだろうかといふことでありますけれども、まず、総務省として、これらの行政機関がそれぞれにコンピューターの中に情報を蓄積してしまふことについて、何の制限もなくやられておつていいのだろうか。この点について疑問をお感じにならないのかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○百崎政府委員 今先生御指摘のように、国民の立場から見れば、自分の情報がどういう形で行政機関に集められ、どういうふうに使われているかということに対する不安感といいますか、そういうふうに大きな不思議なところを今回この法律の草案を御提出しているわけでござりますが、行政機関といたしましては、現在のところは各省の設置法に基づく所掌事務あるいは権限、こういうふうに基づいて情報を集めているわけござります。そういうことをもございましてまさに今回この法律の草案を御提出しているわけござりますが、行政機関といたしましては、現在のところは各省の設置法に基づく所掌事務あるいは権限、こういうふうに基づいて情報を集めているわけござります。そういうふうに基づいて情報を集めているわけござりますが、行政機関とすれば、それは個人別の情報データがなければ仕事ができないという側面があることは事実であろうかと思いますけれども、しかし、国民の知らない間にそういう情報というものを蓄積をしてしまう、そのこと自体がどうなんだろうかといふ、まず最初にそういう素朴な疑問があるわけあります。こういうような情報をそなやつて電子計算機の中に蓄積をしてしまう、集めてしまふということについては、各行政官庁はどう考えているのだろうかといふことでありますけれども、まず、総務省として、これらの行政機関がそれぞれにコンピューターの中に情報を蓄積してしまふことについて、何の制限もなくやられておつていいのだろうか。この点について疑問をお感じにならないのかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

それからまた、この情報収集に当たってよく言われますことは、本人の同意を必要とする、そういうことを原則とすべきではないかといふような御意見もござりますけれども、その点につきましては、多くの場合には行政機関は本人からの申告とがあるいは本人から直接情報を収集するということが多いわけでござりますし、それからまた、権限に基づいて第三者から収集するという場合もございますが、そういう場合には一つの法律等に基づいて行われるわけでござりますので、ここではそういう規定をいたしておりません。それからまた、基本的には本人の同意を必要とするということでは、結局のところは国民にとって不測の不利益を受けないようないいふうな趣旨だろうと思ひますので、そういう点はこの法律のほかのいろいろな規定、例えば公示制度であるとか開示請求の制度であるとか、そういう規定を援用することによって十分担保されるのではないか、かように考えておるわけでござります。

○中村(慶)委員 今御答弁いただいた中で、国民がそういう情報を蓄積され、使用されることにについて不安を感じてるので今回の法案を提出したのだ、こういうお話をござりますけれども、私どもこの法案を眺めてみると、まあそれは全く個人の権利利益を保護するという側面がないと言ひませんけれども、やはり何か行政機関の使

法案にもござりますように、第四条で「法律の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報ファイル」というものを保有できる、しかしながら記録される項目も必要最小限度のものでなければならないというふうに規定しているわけございます。それからまた、収集の手段についての制限でございますが、この法律には特に明記いたしておりませんけれども、行政機関の場合は、これは国家公務員法上の法令遵守の義務もございまして、当然に行政というものは適法かつ公正に行われる、そういう前提で、この法律には規定いたしておりませんけれども、そういうことが行われるものと期待いたしております。

それからまた、この問題もこの委員会でしばしば御議論になったところでございますが、基本的には、この法律の目的にも書いてござりますように、この法律は行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、第一義的には個人の権利利益を保護することを目的とするということでございまして、あくまでもこの法律は個人の権利利益の保護といふことに重点を置いているというふうに御理解いただきたいと思います。

○中村(慶)委員 そうなりますと、この法律はいわゆるプライバシー保護にかかる法律なのだというふうにおっしゃられるわけでしようか。

○百崎政府委員 このプライバシーと言われるものは、これもしばしば議論が出ておりますが、いわば個人によつてもその受け取り方は非常にまちまちでござりますし、また電算処理にかかるわらないうような分野のプライバシーといふものもござります。この法律は電算処理に係る個人情報の取り扱いに関連した個人情報を保護するということをございまして、一部はもちろんプライバシーの概念に含まれるものもこの法律で保護されるわけですがございますが、そうでない分野の、いわゆる他人にのぞき見をされないとかみだりに写真を撮られないとかいった電算処理にかかるわらなうなプライバシーの分野もあるわけでござります。したがいまして、この法律がそういうプライバシー全般を保護することを目的とするものではないといふふうに御理解いただきたいと思います。

○中村(慶)委員 そこで収集に当たっては、今の所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かねばなる限りその目的を特定しなければならない。こういうふうにあるわけございまして、この規定があるがゆえに各官庁が、行政機関がめったやたらにデータを集めることとが制限をされておるんだ、こういうふうに言われるわけですから、この合法的な収集、利用などということを明らかにした、そういう意味で、行政の運営の便宜のためじゃないかといふふう感じが非常にしてならないわけです。その辺、行政の運営確保といふことと個人の利益保護ということとどちらに重視を置いてお考えになつておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○百崎政府委員 この問題もこの委員会でしばしば御議論になったところでございますが、基本的には、この法律の目的にも書いてござりますように、この法律は行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、第一義的には個人の権利利益を保護することを目的とするということでございまして、あくまでもこの法律は個人の権利利益の保護といふことに重点を置いているというふうに御理解いたしました。

○中村(慶)委員 そうなりますと、この法律はいわゆるプライバシー保護にかかる法律なのだというふうにおっしゃられるわけでしようか。

○百崎政府委員 このプライバシーと言われるものは、これもしばしば議論が出ておりますが、いわば個人によつてもその受け取り方は非常にまちまちでござりますし、また電算処理にかかるわらないうような分野のプライバシーといふものもござります。この法律は電算処理に係る個人情報の取り扱いに関連した個人情報を保護するということをございまして、一部はもちろんプライバシーの概念に含まれるものもこの法律で保護されるわけですがございますが、そうでない分野の、いわゆる他人にのぞき見をされないとかみだりに写真を撮られないとかいった電算処理にかかるわらなうなプライバシーの分野もあるわけでござります。したがいまして、この法律がそういうプライバシー全般を保護することを目的とするものではないといふふうに御理解のとおりあります。

今のが我が国の法律全体を見てみると、行政機関が情報収集することにつきましての法律の規定というのは、実は各省の設置法に基づく所掌

八、九割という感触でございまして、先生がおっしゃいますように、確かに既存の法律で開示請求ができるといいますか、見せてもらえるものが多いためでございますけれども、本法によって新しく加わるものも少なからざる数であるというふうに私どもは理解しております。

それから、この法律によりまして從来どこが違つてきているのかということをございますけれども、事前通知とか公示とかそういうことをされない、見せられない個人情報につきましては保有制限とか安全、正確性の確保とか目的外利用の提供を制限するとか、そういうことをいろいろと規定しております。従来に比べますと個人情報の保護というのが画期的に前进するのではないか、こんなふうに考えております。

○中村(巣)委員

それでは、ここでお願いをしておいた各省庁に対し少しお聞きをしてまいりたいと思います。

今厚生省としては、電算処理の個人情報のファイルとしてどのくらいのものを持っておって、そのデータ量はどのくらいなのかということをベースにして、それが今回この法案ができるによつてそのうちのどれだけのものが事前通知がなされ、本人に対して開示がなされるようになるのかということをお伺いしたいと思います。

○矢野説明員 様お答え申し上げます。

先ほど御答弁にありましたように、厚生省全体ではことしの六月の数字で七十三ファイル、四億一千万件、こういうことになつておるわけでございます。

それで、私の所掌の関係から申し上げますと、国立病院・療養所の医療情報、こういうことになります。そこでござりますけれども、これに限つて申し上げますと四十六ファイル、三百三十六万件、こういうことでございます。それで、この医療情報

につきましては、実は現在も開示の対象にはしていませんし、本法案でも開示対象にはされていないわけでございます。

この理由といたしましては、端的な例といたしまして例えばがんのような不治の病があるわけでございまして、こういったものにつきましては現在在でも医師は患者に本当のことを知らせない、これがかなり広く行われてゐるわけでございます。本人にショックを与えると治療上マイナス効果を及ぼす、こういうことで病名を伏せておくわけでおこないますけれども、私どもの医療情報ファイルには当然そういうものが入つておるわけでございます。したがいまして、これを開示対象とするということは、そういう医師と患者の信頼関係あるのじやないかということを考えまして、開示対象にしないということでお願いしておるわけでござります。

○宮島説明員 社会保険関係のデータにつきまして申し上げます。

保有状況でございますが、九ファイル、延べ約四億件保有しております。

処理情報の開示状況についてでございますけれども、個人データにつきましては、年金証書あるいは年金裁定・支払いの際の通知書などにより本人に交付いたしまして開示しているということでございます。また、必要があれば年金相談等により適時本人からの記録照会に応じておるというのが現状でございます。

○中村(巣)委員 医療情報関係のこととございますけれども、今医療情報関係といふように括してお答えいただいたわけですが、何といふか。

○矢野説明員 先ほどがんを例にとってなぜ開示できないかということで御説明申し上げたわけでございますけれども、これはやはり医学の進歩でございますけれども、これはやはり国民の意識の変化、こういったものが絶えずあるわけでございまして、この前の当委員会におきます審議の中におきまして、この法律も将来見直しをする、こういう総務庁長官の御

答弁もあつたわけでございます。したがいまして、そういうときには私どもの医療情報につきましても、医学の進歩ですか国民意識の変化、こりたいと思っております。

○中村(巣)委員 ついでに、厚生省にお見えをいたしまして、厚生省では医師、歯科医師等の登録管理、こういった身分法関係がございます。それから、先ほど申し上げましたように国立病院関係がございます。それから援護局関係で申し上げますと、中国残留孤児の照会システムですとか、あるいは援護システムということでございまして、これは遺族等援護法の規定に基づきます遺族年金の支給、こういった関係のファイルがございます。それから、先ほど答弁いたしました社会保険関係のファイルがある。こういうことでござります。したがいまして、これを開示対象とする第三者にこれを見られては困るというものがありますし、今おっしゃられるように、医療情報は現段階ではだれにも見られては困るのだ、こういうことでありますから、十分な管理をしなければなりません。したがいまして、この点について厚生省はどういう配慮をしてどういう管理をしているのか、お伺いをしたいと思います。

○矢野説明員 実はこれは一般的に申し上げますと、国家公務員でございますので、国家公務員の場合には非常に厳しい守秘義務があるわけでござります。したがいまして、業務上知り得た秘密は漏らさないというのは、これは当然でございます。それからまた医療情報につきましては、刑法においても業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない、こういう規定もございます。こういうことから当然高度な専門家としての守秘義務といったものが課せられておりますので、こういった点に配慮して業務遂行に当つているということでございます。それからまた、先ほど申し上げました医療情報について申し上げますと、これはあくまで目的外に利用しない、こういうことを念頭に置いて処理しておるわけでございます。

そういうことでございまして、これが外に漏れるということは万が一もあり得ない、私どもはこうかたく信じておりますけれども、この法律ができますとそういう点がこの法律によつても明確になるわけでございまして、さらにそういう安全保護の内容というものが徹底されるのじやないか、こう期待しておるわけでございます。

○中村(巣)委員

では厚生省、結構です。

次に、文部省に伺います。同じことを伺うわけ

でありますけれども、文部省としてはどういう数のファイルを持っているのか、そのデータ量はどういうもののか、具体的にはその内容はどういうものであるのか、そのうち、この法律が成立した後に公示あるいは開示ができるデータというのはどういうものがあり、できないデータというものはどういうものがあるのか、これをお伺いしたいと思います。

○三浦説明員

お答えいたします。

文部省におきましては、本省所轄機関、文化庁の附属機関におきまして、例えば大学入学検定資格事務というものがございますが、その出願に関する記録がされたファイルを含めまして、ファイル数としまして十一、データ量としまして約五万件でございます。

それで、もう一つ具体的にどういったファイルがあるかという御質問でございましたので、一つ

は、今申し上げました通称大検のファイルでござります。

そのほかに、在外教育派遣施設の教員選考のファイルとか、その派遣されております在勤手当等のファイルといったようなものがござります。

それから、あと国費外国人留学生事務といつたものがございます。これは開示できると思っております。そのほか、所轄機関の方になりますが、受け入れ団体管理事務とか青少年教育情報システムといったようなものでございます。

以上でございます。

あるかといふ問題につきましては、もちろん本法案とは別個に、例えばそれぞれの学期ごとの成績等の評価につきましては、教育上の専門的な見地から学生に知られた方が適切であるといったよ

うな問題につきましては、もちろん本法案とは別個に、例えばそれぞれの学期ごとの成績等の評価につきましては、教育上の専門的な見地から学生に知られた方が適切であるといつたよ

うな形で既に知らせているところでございます。

○中村(巣)委員 その中で、今後開示をすること

ができるないあるいはまたこの法律にのっとって事前通告をしない、そういうものという是有り得るのですか。

○泊説明員 お答えいたします。

本人開示ができるないという形になつておりますのが、学校の成績評価あるいは入学選抜に關する

教育情報という形で法案になつております。

これらの理由につきましては、御案内とのおり、教育活動は教師とその教え子である学生生徒といふことです。

立大学あるいは私立大学といふことになるうかと

あります。あるいは教育指導上好ましくないというような点が考えられます。また、入学試験の選抜に関する資料等につきまして、例えば入学試験の成績の学力試験の素点を知らせたらどうかといったような御指摘をよくいただくわけでございますが、入學試験は学力検査のみならず、実技試験であります。すとか面接その他総合的な評価の中の一要因でございます。そういたしますと、御案内のような日本教育をめぐる諸状況の中で考えますと、入学

試験の素点を知らせるということが、いわゆる受験競争の過熱化といったような状況から、それがいわば合否のすべての判定の要因であるといふふうにもとらねかねないといったようなことがございまして、これらについては本人開示の請求権の対象から除外をするという形にさせていただ

いておるわけでございます。

○中村(巣)委員 今お聞きしたことは、小中高等

学校はどういう状況かおわかりになりますかとい

うことです。

○泊説明員 私ども直接所管いたしておりません

ので、恐縮でございますが正確には申し上げられませんけれども、学校規模等から見まして電算処理をされているのはそう多くはないのではないかと、私個人的にはございますが考えております。

○中村(巣)委員 先ほど厚生省に伺つたことと同

じことを聞くわけですから、これらの日本人に

対する開示ができないというふうに今おっしゃら

れておる国立大学の学生の成績あるいは入学検定の際の成績等について、文部省としてはその考

え方を今後とも見直すつもりはございませんか。

それとも時代の状況によって考え方直すこと

はありますときには、これらから情報を出して

います。

○泊説明員 先ほどお答え申し上げましたよ

うに、基本は、教師と学生生徒との信頼関係とい

う観点から、教育指導上どうあつた方がいいかとい

う教育上の観点から慎重に判断をしていくべき事

柄であろうと思います。ただ、御案内とのおりの

日本の教育をめぐる諸状況の今後の動向あるいは

また関係者の意向等を踏まえまして適切に対応

してまいりたい、かように考えております。

○中村(巣)委員 次は、大蔵省にお願いをいたし

たいと思います。

大蔵省についても同じくその持つておるフ

イル数、データ量並びに今後それについてどうい

うふうに考えております。

○中村(巣)委員 ちょっとまた、大蔵省について

もうついでにお聞きをしておきますけれども、大蔵

省ではこれらの徴税上のファイル等があるわけ

で、これが本人に開示をすることはともかくとし

て、こういうものが第三者に明らかになつてしま

つては大変に困るわけありますし、あるいはま

たこれが他の省庁等に目的外に利用されるという

か外部に提供される、こういうことがあってもな

かなか困る問題だと思ひますけれども、この辺に

についての管理あるいは安全についてどういう配慮

思いますが、私は、全容を必ずしも正確に掌握いたしておりますが、私は、大蔵省のファイルといしましては、先ほど回答がございましたとおり十七件、情報量にいたしまして三千八百万ございます。このうちで十五件が税務行政関係でございまして、具体的にはみなしだけの課税の選択者を入れたものあるいは納税猶予の対象者の管理をいたしております。あるいは、納期期限の未到来債権額の管理をいたしております。

○中村(巣)委員 今お聞きしたことは、小中高等

学校はどういう状況かおわかりになりますかとい

うことです。

○泊説明員 私ども直接所管いたしておりません

ので、恐縮でございますが正確には申し上げられませんけれども、学校規模等から見まして電算処理をされているのはそう多くはないのではないかと、私個人的にはございますが、この十七件

のデータを入れたものが二件ございます。

現在の開示状況といしましては、この十七件

のほか二件、これは大蔵省に印刷局がございますが、この印刷局がございまして、ここに患者さん

のデータを入れたものが二件ございます。

いずれも開示いたしておりません。ただし、税務

関係いたしましては納税証明の申請などがござ

いますときには、これらから情報を出して

います。

○泊説明員 先ほどお答え申し上げましたよ

うに、基本は、教師と学生生徒との信頼関係とい

う観点から、教育指導上どうあつた方がいいかとい

う教育上の観点から慎重に判断をしていくべき事

柄であろうと思います。ただ、御案内とのおりの

日本の教育をめぐる諸状況の今後の動向あるいは

また関係者の意向等を踏まえまして適切に対応

してまいりたい、かのように考えております。

○中村(巣)委員 次は、大蔵省にお願いをいたし

たいと思います。

大蔵省についても同じくその持つておるフ

イル数、データ量並びに今後それについてどうい

うふうに考えております。

○中村(巣)委員 ちょっとまた、大蔵省について

もうついでにお聞きをしておきますけれども、大蔵

省ではこれらの徴税上のファイル等があるわけ

で、これが本人に開示をすることはともかくとし

て、こういうものが第三者に明らかになつてしま

つては大変に困るわけありますし、あるいはま

たこれが他の省庁等に目的外に利用されるという

か外部に提供される、こういうことがあってもな

かなか困る問題だと思ひますけれども、この辺に

についての管理あるいは安全についてどういう配慮

をしておられるか、お伺いをしたいと思います。

○増原説明員 先ほどの御質問でござりますけれども、国税庁といたしましては現在保有している個人情報につきましては、例えば先ほど白須企画官が申し上げましたような納税証明などは開示をいたしておるわけでございますが、そのほか、今公示ではございませんけれども、先生御案内とのおり、その税額が一千万円をお超えるような納税者の方々につきましては、氏名、住所、税額を公表することになつております。

さらには、地方公共団体の税務当局への資料提供でございますが、こういった法律に定められたもの以外は私どもはやつてございません。

ちなみに個人情報の安全措置についてでございまますけれども、国税職員には一般の公務員よりも厳しい守秘義務が課せられてございまして、具体的には守秘義務違反につきましては二年以下の懲役、三万円以下の罰金ということで厳しくなっております。そういうこともございまして、個人情報データの外部への漏れにつきましては十分配意しているところでございます。

具体的に申し上げますと、内部で保護の管理規程をつくりまして、まず電子計算機室への入室であるとか出入力の帳簿、磁気媒体等の受け払い管理等につきまして基準を設けて厳重にチェックしますほか、アクセスにつきまして、そのパスワード等の使用によりましてシステム的に操作担当者の資格を審査しまして、一定の資格のある職員しか操作できない、こういったいろいろな規制を設けて安全保護に努めているところでございます。今後とも今回の法案の趣旨を体しましてその万全を期していきたいと思っております。

○中村(巣)委員 それでは、引き続き法務省の方にお伺いをしますすけれども、法務省についても同じように現在の保有しているデータ及びそれが今後この法案が成立することによってどういうものが事前通知ができないものとなるのか、さらにもうたどいうものが開示ができるないということになると、また、開示ができるあるいは事前通知が

なされるようなものはどういうものがあるのかと

いうことをお尋ねいたします。

○長山説明員 法務省が保有しておりますファイル数は、先ほど総務庁が答弁なさったように四十近くございますし、データ量の合計も約三千万件くらいあるものでございます。

そこで、まず、当省の保有しておるマスター、ファイルと入国審査ファイルであります。

まず、犯歴ファイル、これにつきましては、先生も御承知のよう、検察官の起訴、不起訴の処分の決定及び求刑等の資料、あるいは裁判所での量刑資料として利用するため、検察庁において記録しているものでございますので、本法律案の第六条第二項第二号に言うところの犯罪の捜査または公訴の提起もしくは維持のために作成する個人情報ファイルに当たりまして、事前通知の対象外となります。したがいまして、開示もできませ

ん。

もう一つ、入国審査ファイルというのがありますけれども、これも先生御承知のよう、上陸を拒否すべき国際テロリスト等を含む要注意外国人等が記録されているものでございまして、その他の矯正とか更生保護関係のファイルも若干ありますけれども、いずれも刑の執行状況とか前科関係などに關係するものでございまして、その秘密性が極めて高く、それを開示すれば個人の名前ないし人権に及ぼす影響が大であることなどのために開示されではありません。

○中村(巣)委員 今の矯正関係もいろいろデータ

があるようですが、私の方の承知している限りでは矯正関係にても保護関係にしても、こういうものは客観的な事項を明らかにしたものであって、それを第三者に見せれば不都合かもわからりませんけれども、本人に開示をすることは一向に構わないのではないかと思いますが、いかがですか。

○長山説明員 まず、矯正関係でござりますけれども、刑務所に入つておるいわゆる受刑者たちなどにつきまして、その前科関係などの処遇の情報という観点からいいまして入っているものであります。したがいまして、それが開示されると個人の権利利益を害するおそれが大きいということにもなりますし、またそれらの情報の用途は、結局その情報の本人に対する処遇というものに限定されておりますので、ほかの目的に使用されると

いうことはございません。

それでは、法務省所管のファイルで開示もしくは公表されているものがあるのかないのかといふ観点から幾つか拾つて申し上げてみたいと思いまます。したがいまして、これも開示できないものとなります。

○中村(巣)委員 それでは、やはり事前通知の対象外となりますが、ございまして、やはり事前通知の対象外となります。

○長山説明員 まず、矯正関係でござりますけれども、刑務所に入つておるいわゆる受刑者たちなどにつきまして、その前科関係などの処遇の情報

を調べて教えてくれといつたようなことも出てきますと、それをきっかけとしまして問題が生じてくるのではなかろうかというふうに考えております。

○中村(巣)委員 それでは、次に進みます。法務省ももう結構でございます。

それで、また総務庁へお伺いするわけですが、本法律案におきましては、「処理情報の利用及び提供の制限」として第九条で規定があるわけありますけれども、にもかかわらず、一定の場合に収集した個人情報の目的外利用あるいは外部提供というものを認めるということにしてあるわけでありまして、これをどういう必要から具体的にどういう場合を想定してこういうふうにしたのか

ということをお伺いをいたします。

○重富政府委員 お答えを申し上げます。

第九条を設定しました理由は、まず、処理情報の利用、提供というのは「法律の規定に基づき、保有機関の内部において利用し、又は保有機関以外の者に提供しなければならないときを除き、原則として禁止する」ということを規定したものでございます。しかしながら、行政を執行します場合、それからまた社会の秩序を維持します場合、そういうときに行政機関の持つ情報というものが必要になる場合がございます。そういうことを加味しまして、「二項で四つの場合に限り目的外の提供を可能にするように規定しているわけでござります。ただし、その場合も二項の冒頭にございますように「処理情報をファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供することによつて、処理情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」といふ規定を置いて、その前提のもとに四つの場合を規定しているわけでございます。

一つは、「処理情報の本人の同意があるとき、又は処理情報の本人に提供するとき」。本人がオーケーと言つたものはいいですよ、こういうことが一つでございます。

それから第二号で、保有機関の内部で利用、提供する場合、これは「相当な理由のあるとき」ということで、この「相当な理由」と申しますのは、社会通念上妥当と考えられる場合を指すわけでございます。

それから第三号で、保有機関以外の行政機関、地方公共団体、特殊法人に提供する場合は、その相手機関の使用が正当な場合、「法律の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で処理情報を使用する場合」という前提のもとに、使用について「相当な理由」がある場合を規定しているわけでございます。

それから第四号では、それ以外の者に提供する場合を規定しておりまして、この場合は「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために処理情報を

提供するとき」それから二番目としまして、「処理情報の本人以外の者に提供することが明らかに感ずるわけですけれども、いわばその省庁が持つているすべての個人に関する情報を一括外部に提供することについて特別の理由のあるとき。」

という規定がございまして、これはちょっと御理

解しにくいと思いますので、例を幾つか申し上げますと、「処理情報の本人以外の者に提供することが明らかに処理情報の本人の利益になるとき」といいますのは、例えば賞勲などを受けになると、そこには、そのことに関連して本人の情報、経歴をそなめ、その賞勲を決める方たちに提供する場合とか、それから事故におせいになつたときに、その方が意識を失つておられるというようなときに、緊急にそなめの方の血液型とか病歴等をその病院の院長に提供する、そういうときを考えております。それから「その他処理情報を提供することについて特別の理由のあるとき。」でございますが、これにつきましては私どもとしましては何回も御説明しましたが、例えどこかのメーカーの車が事故を起こして、それは構造上欠陥があるのでないかということが、車を回収する必要があるようなときには、メーカーに運輸省等から情報を回収に必要な範囲で提供する、そういうときを考えておるわけでございます。

さて、それは構造上欠陥があるのでないかということは私どもとしましては何回も御説明しましたが、例えどこかのメーカーの車が事故を起こして、それは構造上欠陥があるのでないかということがあります。それが国の場合、目的以外の他省庁への、それからまた地方公共団体への情報の提供というのはほとんど行われていないというのが実態ではないかといふふうに私どもは考えております。

それから諸外国におきましても、例えばアメリカの場合、州政府から連邦政府が情報をいただく場合も極めて限定的な場合にもらつておられる。その場合も特定の目的以外には使わないというようなことを限定して情報をもらつて。逆に連邦政府が州政府に上げる場合もあるわけでござります。そういう諸外国の立法例等をいろいろ見ましても、諸外国にもすべて行政機関相互間の情報の提供というものは限定された形で何らかの規定がございます。私どもも、この「相当な理由」というやうなものについては運用において厳しく見守つてしまひたいと思っておりますので、先生の御懸念のようなすべての情報を向こうに渡してしまうのではないかというようなことは起つておられないかといふふうに考えております。

○中村(巖)委員 今御説明を伺いましたけれども、問題は三号だと思います。三号の規定にいふとおり、これはただ単に特定個人の情報を提供するという限りでは余り問題が起つらないかもしれませんけれども、これは持つている情報のすべてを他の省庁へ提供するというようなことを可能にさせる規定ではないかということになるわけであります。そうなると、他の省庁が持つている情報といふふうに考えております。

○中村(巖)委員 すべての情報といふ言い方をしましけども、例えある省庁が持つているファイルそのものを一括渡すということとも理論上は可能だということですか。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

しまうのではないか、こういうことの危険を非常に感ずるわけですけれども、いわばその省庁が持つているすべての個人に関する情報を一括外部に提供してしまうというようなこともやはり可能だ

といふうに解されるのですか。そういう場合にはこれは別の規定によって制限をするということになるのでしょうか。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

まず、我が国の行政運営の実態を見ますと、非常に各省庁が独自で行政を行つておられまして、そのデータも当該省庁内限りでお使いになるというケースが多うございます。そういうことから我が国の場合、目的以外の他省庁への、それからまた地方公共団体への情報の提供というのはほとんど行われていないというのが実態ではないかといふふうに私どもは考えております。

それから諸外国におきましても、例えアメ

リカの場合は、行政機関相互間の情報の交換をするというようなことはあると思われますけれども、現在ほとんどそういう事例はございませんし、それから私どもとしては「相当な理由のあるとき。」

ということでの運用については目を光させてまいりたいと思います。

○中村(巖)委員 この一人の人間にに関する情報は、先ほどの賞勲関係の話にもありましたけれども、それは必要な場合も確かにありますけれども、それを超えて、ます各省庁が設置法なり何なりで目的が限定されて集めている情報を、それが情報ファイルごと他の省庁に行く、というようなことがあったのではこれはおかしいことなんですね。そうすると、目的でもって限定しておられる意味で、そのものが全くなくなつてしまふわけでございまして、そうなりますと、今言うように、それは総務省の運用によるかも知れませんけれども、それをどんどん拡大をしていくとやはり国民総背番号制というようなことに帰着をするので、その種のいわゆる賞勲関係のある個人の情報を渡すところではなくて、そういうファイルそのものを結合してしまふというようなことについてはこれをきちんと禁止をする規定を設ける必要があるんじゃないかと思いますが、どうですか。

○百崎政府委員 オンラインとかあるいは磁気テープの提供などによりまして他の個人情報ファイルの結合を禁止するということは、一面におきまして行政サービスの向上に非常に大きく寄与しております。電算処理の特性そのものを否定しかねない、そういう側面がござります。むしろ、これら的情報技術の進展というようなことを考えましたときに、文明の利器といふのはフルにメリットを生かす、そういう中で個人情報の保護をどうするかということをやはり考える必要があるのではなかいかと考へております。そういう意味で、諸外国の規定におきましても、情報の相互結合ということを禁止しているような規定はむしろございません。

それではしかばどうするかということで、こ

れがありまして、このことがいろいろな形で相互に自由に一括流通をいたしますと、いわゆるいうところの国民総背番号制というのに帰着をして、これが持つておられます自動車の登録ファイル、そなめ理由がなればなりませんので、例え運輸省

の法案にござりますように、一つはファイルの保有目的を制限するとかあるいはその保有目的に即して利用、提供を規制する、こういうような措置をとっているわけござりますし、ただいま議論がございましたけれども、九条の二項にもござりますように、非常に例外的にファイルの保有目的以外の目的利用を規定いたしておりますけれども、ただし書きで「処理情報をファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供することによつて、処理情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」そういう規定を実は設けておるわけでございます。

○中村(慶)委員 今局長がおっしゃられるのは、結合を禁止すると電算処理のメリットを減殺することになるのだ、こういうことをおっしゃられる。そうすると、国民には大変危険な感じがするので、今度逆に言うと、電算機というものの機能を最大限に駆使をするとなると、まさにいろいろな情報を統合・結合をして一定の、国民一人一人のそれぞれ財産の状況から税金の状況からあるいはまた医療の状況、教育の状況も全部一目瞭然にわかるので、やはり役所といふものは統割り行政のため情報はこっちにあいていてもこっちには行かないのだなど、いろいろなことで安心をしておられるがつくり上げられてくるのではないか、こういうことになるので、やはり原則的には各省庁が自分で押さえおって、そして人には絶対それは見せないので、渡さないのだ、こういうことにしておく方が国民としては安心がいくわけです。そうでないと、情報があっちへ飛び交い、こっちへ飛び交い、そして今申し上げるような個人についての総括的情報といふものが行政官庁内에서도取り出せるというような状況がつくられては困るわけです。その辺のところについて、もうちょっととしつかり管理をするのだということをはつきりさせていただきたいと思うわけです。

○百嶋政府委員 いわゆる国民総番号制の問題につきましては、たしか昭和四十八年ころだったのではないかと思ひますけれども、いろいろ国会でも御議論になりましたが、その際の政府側の答

弁といったしまして、世界の趨勢あるいは国民意識の推移を見ながら慎重に検討する、こういうような御答弁をたしか申し上げていると思ひますけれども、そういった考え方には基本的には今のところがございませんけれども、九条の二項にもございませんように、非常に例外的にファイルの保有目的以外の目的利用を規定いたしておりますけれども、たゞ書きで「処理情報をファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供することによつて、処理情報の本人又は第三者の権利利益を

不當に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」そういう規定を実は設けておるわけでございます。

○中村(慶)委員 重ねてその点について申し上げ

ておりますと、要するに国民としては、今現状で官庁の縦割り行政のために、セクションナリズムのために情報はこっちにあいていてもこっちには

データのうちで許されるものについては活用されないというふうに信じられるところへもっておられます。現に、ヨーロッパにおきましては、職器移植等のデータにつ

いてはもう国境を越えて自由に流通しているといふことが現在の状況でござりますので、今後の事態

に対応するためにも、日本ではこの際この辺できちんと規制をかけるべきであると考えて制定したものでありまして、諸外国では最初に流通ありきということを法律で明らかにするといふのはどう

かと思うのですけれども、何でこの九条が必要なことがあります。その点が日本は違つておるということを踏まえて制定した次第であります。

○中村(慶)委員 では、その点はその辺にして次へ進みます。

第十四条は、処理情報の不開示の場合というものを定めているわけですねけれども、その中に第一号、第三号という規定がありまして、二号の方は「処理情報が第三者から取得した情報に係るものである場合において、保有機関と当該第三者との協力関係又は信頼関係を損なうこと。」三号の方

は「個人の生命、身体、財産その他の利益を害する場合がある場合」でございまして、その第三者が生命の危険とか身体の危険を感じられる場合があるのではないか。それからもう一つは、代理人が本人にかわって情報を見る場合に、その本人の財産等を明らかにすることによって本人が不利をこうむる場合も考えられる。そういう場合を想定しているわけでござります。

○中村(慶)委員 その種の情報で一体電算処理情報をなんというのかあるのかということになる

タ法といいましょうか、データ活用という面に着目した動きがあつた、それではとてもじゃないが個人の個々の情報についての保護ができるないといふことで制定をするに至つたということでありま

す。現実には、OECD勧告などが出来ました

ので、これは「処理情報の全部又は一部について開示しないことができる」という規定でござい

ます。それで、先ほど申し上げましたけれども、結局は、この法律にござりますように、原則はあくまでも各省庁が所掌事務を遂行する上で必要な範囲の保有の制限をする、それからまた一方で、個人情報ファイルの保有目的以外の利用、提供を原則として禁止する、こういうことはあくまでも一番基本にあるわけでございまして、そのような御心配はないと思います。

それに對しまして日本の場合には、今現在に至るといふことで始まつたわけであります。

それに対しまして日本の場合には、今現在に至るまで、それぞれ事情聴取をいたしておりますが、省庁間等における情報の流通といふのはほとんどございません。ございませんけれども、今後は、電算機処理の発達に伴いまして、それらのデータのうちで許されるものについては活用されないというようなことが諸外国の例に照らしても多くなるのではないかというふうに考えまして、きちんと規制をこの際設けておくべきであると私は考えた次第でござります。現に、ヨーロッパにおきましては、職器移植等のデータにつき、わざわざこの第九条というような規定を設けて、ある場合にはそれは交流がやれるのですよ

うと、ということを法律で明らかにするといふのはどうかと思うのですけれども、何でこの九条が必要なことです。

○重富政府委員 お答え申上げます。

まず、この十四条という条文でございますけれども、これは「処理情報の全部又は一部について開示しないことができる」という規定でございまして、その開示しないことについては、外部から説明を求められたときには当然に説明に応ずる必要があります。それから、行政不服審査法の対象にもなりますし、行政事件訴訟法の対象にもなると

いう規定でございます。

それをまず頭に置いていただきまして、それでは、十四条の二号というのはどういう例が考えられるかということでござりますが、私どもが御説明しておりますのは、交通事故の目撃者、そういう方から証言を得ようという場合に、交通事故の場合はAとBがおるわけでございますが、私どもが御説明しておりますのは、交通事故の目撲者、そういう方がBに不利な場合とAに有利な場合、それは客観的に事實をそのまま証言されてもそういうことになるわけでございますが、その場合に、証言をなさった目撲者に不利が及ぶ、Bから恨まれる、またはお礼参りをされるというようなことがないようになります。そういうことが一つは必要であるらうかと思います。そういうことを想定してつくつておる条文でございます。

それから、第三号でござりますけれども、これ

は「個人の生命、身体、財産その他の利益を害すこと。」という規定でございまして、私どもとしては、当該本人に關係する情報の中に第三者の情報が含まれている場合がある。その場合に、その情報を開示することによって第三者の不利益となる場合がある場合でございまして、その第三者が

生じますけれども、そこへ私 参りまして、一体

何のためにこういうものをつくったのだといふそ

のを定めておりませんけれども、その中に第一号、第三号という規定がありまして、二号の方は

「処理情報が第三者から取得した情報に係るものである場合において、保有機関と当該第三者との

協力関係又は信頼関係を損なうこと。」三号の方

は「個人の生命、身体、財産その他の利益を害す

ること。」こうなっております。

○中村(慶)委員 その種の情報で一体電算処理情報をなんというのかあるのかということになる

と、ちょっと疑問なしとしないわけですけれども、それはその辺にしておきます。

ついでに条文関係のことと、六条二項十一号、さらに七条三項六号、十四条一項一号のホ、それに政令によるということが規定されておりますけれども、この政令としてはそれぞれどういう政令を予定をされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

六条二項十一号の政令の例としてどんなことを考へておるかということについて申し上げますと、私どもとしましては、行政機関の職員のほか、その家族等を含む個人情報ファイル、または賃金職員等の個人情報ファイルを考へております。これは第三号に準ずるものとして考へています。それから、バックアップファイルといいますとか予備ファイルを第五号に準ずるものとして考へておる、そういうことでございます。

それから、第七条三項六号の例でございますが、政令事項として現在考へておるものは、「勾留の執行、矯正又は更生保護に関する事務」に準ずるものといたしまして、例えば逮捕された者の留置に関する事務、そういうものを想定しておりますけれども、具体的には政令作成の段階でさらに詳細に検討することといたします。なお、これらの事務に使用されます個人情報ファイルのすべてが公示除外になるのではなくて、公示しないことができる「ファイル保有目的に係る事務の適正な遂行を著しく阻害するおそれがある」場合だけございます。

それからもう一点、十四条一項一号のホの例でございますけれども、私どもとして現在政令で規定することになるのではないかというふうに考へておられますのは、「租税の賦課又は徴収に関する事務」に準ずるものといたしまして、労働の適用、徴収または不正受給に関する事務、労働省関係でございます。もう一つ労働省関係としまして、公共職業安定所の職業紹介及び職業指導に関する事務、そういうものを考へておるわけでござります。

います。

て、その場合には行政不服審査あるいは行政事件訴訟といった既存の争訟制度によつて救済を図ることが適当である、このように考へたわけでござります。

ございます。

いずれにいたしましても、既存のいろいろな法令も調べてみましたが、六十年に改正されました住民基本台帳法におきましても、恐らくそういう形

掲げてあります個人情報ファイルあるいは事務に準ずるものでございまして、無限定なものではございません。それから、これらの事項を私どもが政令で制定するに当たりましては、必要最小限度のものに限るということにしたい、そして運用については厳格に運用してまいりたい、こんなふうに考へております。

○中村(巖)委員 次に参りまして、この情報の開示を受けてそれが間違つておるという場合には訂正を申し出しができる、こういうことになります。これがまずと議論になつていてある、そして、間違つて、しかし訂正してもらつたけれども、これに対して訂正請求権は認めないのだ、こういうことでございまして、なぜ訂正請求権を認めないのかということが、この調査結果によれば、これらはまさに立法政策の問題でござります。

ただ、この訂正請求権を認めるかどうかという點は、ある意味ではまさに立法政策の問題でござりますけれども、そういう制度を設ける場合に、今度は一方で立法技術的に非常に厄介な問題が実はあるわけでございます。それは、例えば間違つた情報に基づいて仮に行政処分が行われた場合に、その行政処分の取り消しという抗告訴訟で争えますし、こういう訂正請求権を認めますと、そういう抗告訴訟の例ええば出訴期間が切れた後あるいは抗告訴訟で処分が確定したその後でもなおかつまた個人情報の誤りに基づく訂正請求権で争える、そういう道を今度は聞くということになります。これはまたそれなりにそういう二重の訴訟制度、前の判決の規範力の範囲とかいろいろな問題がございまして、果たしてそういうふうなことは適当であろうかといったような議論が実はいろいろございましたが、そういう道はここではとらずに、と申しますのは、結局そういう道を認めますのは、これは訴訟におきましてもいろいろな御意見がありますけれども、今までの判例におきましてもほとんどそういった場合になつている個人情報の誤りにつきましては、これは先生御承知のように、我が国の行政救済制度と

なつておられますので、行政処分によつて具体的に個人の権利利益が侵害されたという場合に初めて争えるわけでございまして、政令によつて具体的に個人の権利利益が侵害されることは、行政行為の中止請求権といいますか、あるいは行政処分が行われる前の情報の誤りを訂正する請求権、こういふものと認められる方法というものは、まさしくある意味では立法政策の問題でござりますけれども、先ほど申し上げましたような非常に大きめ厄介な問題がございまして、特にこの法律の場合には電子計算機処理によって、手作業処理の場合のそういう問題に対し

て、その場合には行政不服審査あるいは行政事件訴訟といつた既存の争訟制度によつて救済を図ることが適当である、このように考へたわけでござります。そういふた既存の争訟制度がある中で個人情報の誤りについて訂正請求権に基づく争訟でも争えます。それから、これらの事項を私どもが政令で制定するに当たりましては、必要最小限度のものに限るということにしたい、そして運用については厳格に運用してまいりたい、こんなふうに考へております。

○中村(巖)委員 データとしてファイルの中に誤った情報が組み込まれるということ自体は行政処分ではないわけですから、だから、そうなると特別な規定を設けない限りは、申し出て訂正してくれません。それから、これらは先日林修三参考人ましたが、これにつきましては先日林修三参考人が意見を述べておられましたけれども、仮にそういった請求権という形を認めますと、同じ個人情報について二重の争訟制度が併存することになります。これがまずと議論になつていてある、そして、間違つて、しかし訂正してもらつたけれども、そういう考え方をとらしていただいたわけでございます。

ただ、この訂正請求権を認めるかどうかという点は、ある意味ではまさに立法政策の問題でござりますけれども、そういう制度を設ける場合に、今度は一方で立法技術的に非常に厄介な問題が実はあるわけでございます。それは、例えば間違つた情報に基づいて仮に行政処分が行われた場合に、その行政処分の取り消しという抗告訴訟で争えますし、こういう訂正請求権を認めますと、そういう抗告訴訟の例ええば出訴期間が切れた後あるいは抗告訴訟で処分が確定したその後でもなおかつまた個人情報の誤りに基づく訂正請求権で争える、そういう道を今度は聞くということになります。これはまたそれなりにそういう二重の訴訟制度、前の判決の規範力の範囲とかいろいろな問題がございまして、果たしてそういうふうなことは適当であろうかといったような議論が実はいろいろございましたが、そういう道はここではとらずに、と申しますのは、結局そういう道を認めますのは、これは訴訟におきましてもいろいろな御意見がありますけれども、今までの判例におきましてもほとんどそういった場合になつている個人情報の誤りにつきましては、これは先生御承知のように、我が国の行政救済制度と

えなければならぬかもしません。

○中村(巣)委員 時間がだんだんなくなつてしまつたので、幾つかの大きな問題についてお伺いをしていきたいと思います。

今、手作業の情報、つまりマニュアル情報についてのお話がちょっとございましたけれども、大臣にお伺いしますが、今回は電算処理の情報についての立法でございますけれども、マニュアル処理の情報についてのこの種の立法というものを今までお考えになつておられるのか、あるいは今後は考えようという姿勢がおありになるのか、その辺のところはいかがございましょうか。

○高島国務大臣 諸外国の立法例あるいは我が国におきましても、市町村等においてマニュアル処理された個人情報についてもその対象にしているところもございます。私どもは今回この法律を立案するに当たりましては、とりあえず電算処理の特性というものに着目して、これに対する速やかな管理体制を確立すべきであるということが個人の利益の保護につながる。こういう観点から立案をいたしたわけでございます。

なお、手作業による個人情報につきましては、今後必要に応じて検討してまいりたい、このように思っております。

○中村(巣)委員 経済企画庁がお見えいただいたいとおもいますので、お伺いしてまいりたいと思ひます。いわゆる行政機関の保有するあるいは地方公共団体の保有する電算処理情報のほかに民間の保有するところの情報があるわけで、なかなか信用に関する情報が今大量に存在して蓄積をされておりまして、その個人信用情報と言われる情報がいろいろな形で乱用されるといふか、そういうことがあり得ますし、一方でまた、そういう情報の中にも誤った情報が蓄積されているということがあるわけです。行政機関の情報もそうですが、國民とすればこの個人信用情報というものについての規制を何とかしてほしいということがあるので、この辺について、今個人信用情報の規

制問題がどこまで進んでいるかということをお尋ね申し上げたいと思います。

○川名説明員 お答えいたします。

割賦販売ですか無担保貸し付けなどの信用取引が拡大しております。それに伴いまして信用情報の収集とか整備が行われてきているのですが、情報を誤っている、誤情報がある、そういう信用情報が不適正に収集されることは消費者に不利益をもたらすものとして、ブラックリストをめぐる消費者トラブルというものがあえてきております。

こうしたことから企画庁では、消費者信用適正化研究会を開催しまして、六十年に報告書を公表しております。それから、ことになりましたが、国民生活審議会消費者政策部会で九月に、信用情報保護を含めました消費者取引にかかる個人情報の保護を内容とする報告書をまとめております。それが企画庁としましては、六十年三月にから、特に信用情報につきましては、六十年三月に大蔵省、通産省両省から取り扱いに関する通達が出されているところです。

企画庁としましては、これらの国民生活審議会などの報告の趣旨に従いまして、立法化のための指導致を行っていく必要がありますと考へております。ですから、専門としましては、通達の厳正かつ適正な運用をなされるよう十分監視、コンセンサスの形成を図る必要があると考へています。

○中村(巣)委員 そうしますと、まだ立法化に取り組んでおりませんが、そこまで至つていません、ところになりますか。

○川名説明員 立法化は必要だと思っておりますが、その前に個人情報に関する法律の保護をすることに主たる目的がありまして、その一環として、正確性を期するために開示を本人に限りするというものであります。これに対しましてより一層公正な、民主的な行政を確保するという観点から、政府の持つております情報についての御意見でございましたし、また内容的に、日弁連の先生などはやはりまだブラックボックスがあるとかいろいろなことが指摘をされておるわけですが、これがどういった効用を持つかというこ

いろいろあると思いますけれども、やはり私どもは、今日ではそういう個人信用情報の目に余る横行あるいはそういう情報機関のやり方について何とかしてもらいたい、というのは国民的な要望じゃないかというふうに思つてるので、早急に立法化の方向でお進みをお願い申しあげたいと思います。

○中村(巣)委員 お答えをされることはありますけれども、今回こういう法律案が提出をされまして、それをもとにした御要請にござりますが、なお若

くとも、今回こういう法案が提出をされまして、それから、ことなりました。しかし、今まで公開をされなかつた情報が個人に対する開示をされるようになります。こういうことになるわけでありますけれども、問題は、一部個人に対して開示をされるというのも、今回の法の施行によって明らかに個の形で、今まで公開をされなかつた情報が個人に対しては一部開示をされるようになります。こういうことになるわけでありますけれども、問題は、一部個人に対して開示をされるとい

う、そんなちっぽけな問題ではなくて、もっと行政情報というものが個人のプライバシーを侵害しない限り、広く公開をされることが絶対に必要だ。行政といふものはやはり多くの情報を国民に公開をして、そしてガラス張りの中で行われる、それが本来のあり方ではないのか。国民が行政を批判することについても情報がなければできないことで、その意味で各國ともこういう行政機関の保有する情報に関するプライバシーの保護の法律と同時に、その前段階で情報公開というものを定める法律を持つておるわけでございまして、日本ではまだそこまで至つていません。これはしかし何とかしなければならないのではないか。こういうふうに私ども考えておるわけでござりますけれども、大臣のお考へをお聞かせいただきたいと思います。

○高島国務大臣 私はこの問題で何回か質問をしておられるわけなんですねけれども、要するにそのたびに政府の御返答は検討中であるということをございまして、それは慎重に検討されることも必要かと思ひますけれども、情報公開といつてもまず何でも公開するというのではなくて、一部でもこういふ部分は公開をする。最初は量的に少なくていいわけですから、そういうふうなことで早急に立法化の方向へ踏み出させていただきたいというふうに思ひます。

最後に、また長官にお伺いをいたしましたが、本法案については私どもも必ずしも反対といふわけではないわけですが、やはり私が今まで公開するところは、たぶん年代がたつて拡大をすればいいわけですから、そういうふうなことで早急に立法化の方向へ踏み出させていただきたいとおもいます。

○中村(巣)委員 私はこの問題で何回か質問をしておられるわけなんですねけれども、要するにそのたびに政府の御返答は検討中であるということをございまして、それは慎重に検討されることも必要かと思ひますけれども、情報公開といつてもまず何でも公開するというのではなくて、一部でもこういふ部分は公開をする。最初は量的に少なくていいわけですから、そういうふうなことで早急に立法化の方向へ踏み出させていただきたいといふふうに思ひます。

○高島国務大臣 委員御指摘のように、今回の個人情報の保護に関する法律は個人の情報を保護するということに主たる目的がありまして、その一環として、正確性を期するために開示を本人に限りするというものであります。これに対しましてより一層公正な、民主的な行政を確保するという観点から、政府の持つております情報についての御意見でございましたし、また内容的に、日弁連の先生などはやはりまだブラックボックスがあるとかいろいろなことが指摘をされておるわけですが、これがどういった効用を持つかといふことはわからぬという点があるわけですから、とりあえずやってみると結構だといったしま

つきましては、私どもかねがね承知をし、勉強しておるところであります。

○中村(巣)委員 は昭和五十五年の閣議了解、これから始まつてお

りまして、今情報公開問題研究会といふのをやつておりますが、この七月までに三十三回、その方

面に詳しい先生方にお集まりして御検討いたいふうに考へております。

○中村(巣)委員 は昭和五十五年の閣議了解、これから始まつてお

て、やつてみた上でやはりこういうものも開示なりなんなりできるじゃないかというようなものが出てきますればそれはそれで、あるいはまたこういうところはよりよいものになる、あるいはこういう不都合なところは手直しできる、こういうことはつきりしてくると思うので、その際にはこされは見直しをしていただくということでお願いをしなければならないのだというふうに思つております。

本法案の今後の見直しのことについて、大臣としてはいかがお考えでしょうか。

○高島国務大臣 本法案は、私どもほぼ十年近い歳月をかけて勉強してまいりました。いろいろ専門の先生方の御意見も伺つたりあるは諸外国の立法例なども参考にしながらまとめてさせていただいたものであります。

個人情報保護法案というのが、いわばプライバシー保護法であるというふうな観点から極めて不十分なものではないかという御指摘をしばしばいたいたいたところでございますが、その後審議の過程を通じまして、私どもが苦心をしながらまとめてまいりましたことについてだんだんと御理解をいただきてきただのではないかというふうに思つて、ありがとうございます。

ただ、しかしながら、もとより本邦におきまして初めての法律でござりますので、したがつて不十分な点も多々あるかと思ひます。さらにまた、今後コンピューターによる個人情報の処理といふものが技術革新に伴いましてさまざまに変わつていくであろうとも思われます。そういうことも踏まえまして、私どもいたしましては適時適切な見直しをしていかなければならぬと考えております。本法案を制定していただきました暁には、また専門の先生方にお集まりいただきたい

ところが、この法案自体を読みますと、全体のいろいろな御論議を踏まえまして検討してまいりたい、このように考えております。理事会等におきましても見直し条項の附帯決議もされるやに承つておりますので、それらも踏まえまして対処を

してまいりたいと考えております。

○中村(巖)委員 終わります。

○竹中委員長 川端達夫君。

○川端委員 いよいよさようやく審議を終了すると

いうことで、全般的な見地から幾つかの点についてお伺いしたいと思います。

何回も議論になったところであります。その御答弁でも、この法案自体がプライバシー保護と個人のいわゆるプライバシーを保護しなければいけない、そしてそのプライバシーという概念自体もいろいろな時代の流れの中で、いわゆる個人の情報を見られたくない、ひとりでいる権利といふところから広がってきて、自分の情報をコントロールする権利であるというふうな認識に世の中なつてきているとともに、大体共通の認識ではないかというふうに思うわけであります。

そして、いろいろな議論をしていく中で、この法案自体がそういうプライバシーを保護するという立場の中の一つである。コンピューター情報、特に国のコンピューター情報が非常に大きくなつてきたという中で、個々人、国民の皆さんのがその情報管理に対してプライバシーを侵害されるのではないかというおそれを非常にたくさん持つておられた、不安を持つておられる。したがつて、プライバシー保護という観点の中で一つの分野である

なかで、そのようないろいろな意見があつたのをよく調整してここまで持つてきただのものでござります。したがつて、不十分のそりは免れない点があるかもしれませんけれども、現在の段階においてはぎりぎりのところであったということを御理解いただきたいと思うわけであります。

それから、なお民間部門あるいは地方公共団体等におけるプライバシーの保護ということにつきましては、例えは都道府県等においてはいまだ制定されおりませんが、今後ともこの法案を一つのステップにして整備をしていただきたいといふに考えております。先ほど来お話をありました訂正権でありますとか、さらには本人の同意というようなものについては殊さら民間部門において厳しく扱われるべきものではないか、その方向で今後検討

するべきものであろうというふうに考えております。

ところが、この法案自体を読みますと、全体のそういう流れというのがなかなか読み取れない学といいますか、そういうものが流れているはずであります。

ところが、この法案自体を読みますと、全体のそういう流れというのがなかなか読み取れない貫した理念といいますか、思想といいますか、哲學といいますか、そういうものが流れているはずであります。

○川端委員 今長官がおっしゃったとおりに、各省庁がなぜこういうことをしなければいけないのか、総務省にそういうことをぐだぐだ言わなければいかぬのかということが、まさに個人のプライバシーを保護するという観点に立った理念といつてお伺いしたいと思います。

○高島国務大臣 本法案立案の趣旨というものはよく理解をしておるものであります。そういう観点の全部を包括するものではないということにはよく理解をしておるものであります。そういう観点といふふうに思つておられます。そういう部分でそういう観点といふふうに思つておられるというふうに思つておられます。

○川端委員 いよいよさようやく審議を終了するところが、この法案自体がプライバシーの保護と個人のいわゆるプライバシーを保護しなければいけないのか、したがつて、これを見本にしてこれから全般的な民間部門あるいは国においてもマニュアルの部分も含めて、こういうふうに情報というのは管理されるべきであります。そういうふうに思つておられます。

○高島国務大臣 本法案立案の趣旨といふふうに思つておられます。そういうふうに思つておられる、長官としてはいかがお考えでしょうか。

○高島国務大臣 本法案立案の趣旨といふふうに思つておられます。そういうふうに思つておられる、長官としてはいかがお考えでしょうか。

○高島国務大臣 本法案立案の趣旨といふふうに思つておられます。そういうふうに思つておられる、長官としてはいかがお考えでしょうか。

う個人の情報という部分に関しての理解、それからきちっと守らなければならないという理念、こういうことがまだまだ不十分である。そういうことでこの法案ができるということに、前進であるといふ意義は認めるのですけれども、その理念を本当にには法案の中にきちっとすべきではないのかなということを非常に思うわけです。

そういう意味で、前進をするということ自体に關しては一応の評価をしたいと思うのですが、先ほど長官も、これから時代の流れの中で見直しを考えていきたいというふうなことをいろいろお触れになりましたから、重複しますけれども、これから見直していくときには、そういう理念というふうなものもいろいろやっていく中でやはりつきしておかなければいけないという部分を明示すべきだというふうに思いますし、中身的にも問題があるところは変えなければいけないだろう。それからコンピューターの技術革新というものは非常に速い速度で進むわけですから、そういう部分では対応しきれないというふうなことが出てくるかもしれませんといふことで、一定期間に見直しというのは当然やられるべきだと思うのですが、ちょっと重複して恐縮であります、御見解のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○高島国務大臣 ただいまの公務員の成績の公表について、女性がトップであるとかないとかといふことについては、私自身もちょっと判断できませんが、一つには、日本においてはプライバシーの保護に対する国民全体の意識というものが他の諸国に比べましてまだまだシャープでないというのもなかなか思うほどにはそうした思想を盛り込めなかつた。それはやはり国民の側にもそうした権利意識というものももともと発達していくことがあるいはこうした法案を前進させる一つのやえんであるのかなという感じがいたしま

す。

ただいまの御意見などを今後十分踏まえまして、私ども先ほど申し上げておりますように、電算処理の日進月歩に対応し、また民意識の変化に対応いたしまして、さらにまたこの法律が初めての法律でありますので、実施をいたしました上で、欠点があればもちろん速やかに修正をされるなりなんなりということをお願いしてまいり、遺憾のないようにやつていただきたいというふうに考えております。

○川端委員 本案から多少ずれるかもしませんが、きょうの新聞もさうだったのですが、いわゆるコンピューターウィルスというものが日本にも上陸をした。最近アメリカで軍事情報を含めたところにかなり大規模にウイルスが侵入してしまった。アメリカのある学生がやつたということのようありますけれども、そういう部分で、この法案で言えば安全性の確保という部分に該当する、わゆるハッカーの問題、それからこのウイルスの問題も含めて、コンピューターの時代の流れといふものには我々今まででは想像もできないような事態がいろいろある。

例えばハッカーの問題とかコンピューターウィルスの問題というのは、行政機関の保有する電子計算機処理という法的なでお聞きするのですが、こういう問題というのはどこで検討されるのかということ、あるいは、この法案でも強いて言えれば安全のためにきちっとしなければならないと思ふが、どう考へていいかということに関しても、この前もいろいろな議論をさせていただいたことがあります。そういうときにこういう法案がスタートをする。それは、民間部門あるいはそのほか、大きく言つて、いわゆるプライバシー保護といふものをどう考へていいかということに関しても、早急にスタートしていくべきだというふうに思うのですが、それから法制化を検討していくべきだと思うのですが、その点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○高島国務大臣 プライバシー全体の保護ということになりますと、これは法務省あたりが中心になつて検討していただかなければならぬ問題だと思いますが、少なくとも民間の持つております個人のデータ、これがもう相当大量なものになっておりまして、ダイレクトメールでありますとか消費者信用情報等でそれぞれ民間において保有され、利用されてるという現在の状況にございまして、したがいまして、政府といたしましても既に閣議決定をいたしておりまして、これらにつきましてできるだけ早期に所要の措置を講すべきであります。したがって、政府といたしましては、この問題に對する御見解をお聞かせいただきたい。

○重富政府委員 お答え申し上げます。電算機に保有されております個人情報の安全性を確保するために、実は私どものところで内々検討を始めおりまして、その際にコンピューターの所管省庁であります通産省、それから電気通信関係の所管省庁であります郵政省と相談をしておりますが、もしこの法案が国がお認めいただきまして成立するようなことに

なりましたら、私どもは鋭意その問題について、現在は内々やつておるわけでございますが、今おつしやつたような問題については全力を挙げて取り組みたい、このように考えております。

○川端委員 次に、先ほどの議論に戻るわけですけれども、長官、いろいろなそのほかのプライバシーの保護という認識が今はまだ日本国民の中にあります。そこで、このように考えております。

○高島国務大臣 本件から多少ずれるかもしませんが、きょうの新聞もさうだったのですが、いわゆるコンピューターウィルスといふものが日本にも上陸をした。最近アメリカで軍事情報を含めたところにかなり大規模にウイルスが侵入してしまった。アメリカのある学生がやつたということのようありますけれども、そういう部分で、この法案で言えば安全性の確保という部分に該当する、わゆるハッカーの問題、それからこのウイルスの問題も含めて、コンピューターの時代の流れといふものには我々今まででは想像もできないような事態がいろいろある。

例えばハッカーの問題とかコンピューターウィルスの問題というのは、行政機関の保有する電子計算機処理という法的なでお聞きするのですが、こういう問題というのはどこで検討されるのかということ、あるいは、この法案でも強いて言えれば安全のためにきちっとしなければならないと思ふが、どう考へていいかということに関しても、この前もいろいろな議論をさせていただいたことがあります。そういうときにこういう法案がスタートをする。それは、民間部門あるいはそのほか、大きく言つて、いわゆるプライバシー保護といふものをどう考へていいかということに関しても、早急にスタートしていくべきだというふうに思うのですが、それから法制化を検討していくべきだと思うのですが、その点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○高島国務大臣 プライバシー全体の保護ということになりますと、これは法務省あたりが中心になつて検討していただかなければならぬ問題だと思いますが、少なくとも民間の持つております個人のデータ、これがもう相当大量なものになっておりまして、ダイレクトメールでありますとか消費者信用情報等でそれぞれ民間において保有され、利用されてるという現在の状況にございまして、したがいまして、政府といたしましても既に閣議決定をいたしておりまして、これらにつきましてできるだけ早期に所要の措置を講すべきであります。したがって、政府といたしましては、この問題に對する御見解をお聞かせいただきたい。

○重富政府委員 お答え申し上げます。ただ、民間部門ということになりますと総務庁の所管外になるものですから、私どもとしては役所の建前、役割分担上、民間部門について今法案を立案するという立場にありますけれども、その立場に

ども、ただ、政府の施策を総合的に推進するといふ観点から、総務庁といたしましても、他の省庁と協力をいたしまして、御期待にこたえるように努力をしていただきたい、このように思つております。

○川端委員 次に、前回私がここで質問させていたいたときにもいろいろ議論になつたのですが、第四条に関連するのだと思うのですが、いわゆる収集制限についてお尋ねをしたい。

○高島国務大臣 この前もいろいろな議論をさせていただいたのですが、そのときに御答弁として、国のいろいろな収集制限の考え方がある、O E C D がそういう考え方をガイドラインとして一つ示している。しかし、その部分を法制化するということでは、各國とも対応いろいろあるし、いろいろな難しい問題もある。その部分はそれなりには理解はできるわけですが、そのとき行政機関が法律に基づいて、しかも目的を持つて収集をするのであるから、専ら収集制限をする必要がない、こういうふうな御趣旨だったと思うのですね。

○重富政府委員 私が申し上げたのは、いわゆる思想、信条あるいは宗教、犯罪その他といふ部分に関しては、プライバシーの保護という観点からいえば、基本的には集めてほしくないし、集めるべきではない。一番最初に申し上げましたように、理念があります。そこで、正しい法律に基づき、目的を持って集める場合はこの限りでないというふうにすべきではないか。そうすると、表から言うか裏から言ふかの違いではないですか。こういうことでありましたがけれども、本来、私が今申し上げましたように、行政機関の法案でありますから、法律その他いろいろなものの規定のあるものを除いては、ましだけれども、本来、私が今申し上げましたように、行政機関の法規でありますから、法律その他の表からだと思うのですが、そうすると実際上何か非常に不都合なことがあるのかどうかということを確認をしておきたいと思うのです。

○百嶋政府委員 先ほどもちょっと御答弁申し上げたわけですが、まず基本的に、いわゆるセンシティブ情報に関しては収集してはいけないというふうに規定をするということ、これは表からだと思うのですが、そうすると実際上何か非常に不都合なことがあるのかどうかということを確認をしておきたいと思うのです。

るセンシティップ情報と言わるものであつても、行政機関が公益目的を達成するため必要のある場合には収集できるという点は御理解いただけます。

それで、今先生が御提言になりました法律に規定がある場合を除いてはかくかくしかじかのものは集めてはいけないのだ、そういう書き方をして

どういう不都合があるかという御質問でございますればれども、実はそこで言つております法律と

定がある場合を除いてはかくかくしかじかのものは集めてはいけないのだ、そういう書き方をして

どういう不都合があるかといふうに書かれておりますけれども、実はそこで言つております法律と

いうものを、例えば個別具体的な法律の規定といふうに考えますと、今の我が国の法律全般を見渡してみましても、行政機関の情報収集につきまして個別具体的に、いろいろ収集の制限とか収集ができるとかいうことを規定している法律というのではなくございません。そういたしますと、例えれば公益目的を達成するために個別の法律の条文がなければ収集できないということになりますと、今度は行政機関が必要がある場合もほとんど収集ができないというような事態になるわけでございまして、それでは、また一方で本来の公益目的の達成に支障が生ずる。そこで、それでは個別の法律をつくればいいぢやないかという、いわば例外規定みたいなのですけれども、そういう話になりますと、先ほども申し上げてありますように、今の実体法を全部洗い直して、かくかくしかじかの場合には特に電算処理に係る個人情報について例外的に収集ができる、そういう規定を設けなければこれは収集できなくなる。

また一方、現在の各省の設置法におきましてはいろいろな所掌事務と権限が書いてござりますが、その最後のところに、その機関が所掌していられる事務を遂行する上で必要な資料の収集をすることができるという規定が設けられておりまして、實際上は各省はその規定に基づいていろいろな情報を集めておるわけですが、個別法でそいつた原則禁止みたいな規定を設けますと、それでは設置法の規定と個別の具体的法との適用關係が一体となるのか、そういう問題になりまして、その優劣關係を今度は決めなければいけ

定の中に、電算処理の場合にはかくかくしかじかの情報を集めてはいけないという規定を全部盛り込まなければ法律の適用關係がはつきりしない、そんな事態に実はなるわけでございます。

そうなりますと、これはまた作業が大変だといふうの話を別にいたしましても、じゃ一体なぜ電算処理の場合だけそういう制限をするのか、あるいは電算処理にかかわらず情報収集一般についてそれが電算処理における個人情報の保護を目的としているわけでござりますので、この法律ですべての行政機関の情報収集一般を縛ることが果たしてできるかどうか

かと思いませんけれども、この法律自体は電算処理による個人情報の保護に關係するのでありますから、この場合は大変だといふうの規定向かと思いませんけれども、この法律自体は電算処理による個人情報の保護を目的としているわけでござりますので、この法律ですべての行政機関の情報収集一般を縛ることが果たしてできるかどうか

かと思いませんけれども、この法律自体は電算処理による個人情報の保護を目的としているわけでござりますので、この法律ですべての行政機関の情報収集一般を縛ることが果たしてできるかどうか

です、そのほかはだめですよというふうな規定

も今のような考え方になるのでしょうか。

言葉で言つたのであれだったのですが、いわゆる

センシティップ情報に關係するようなファイルは保有できない、ただし法律の定める所掌事務を遂行するため必要な——要するに、この四條に書いてあることを阻害するのではなくて、この場合だけでも、一体どういう場合が例外に当たるのかどうか。そういう議論をしてまいりますと、これは先ほど申し上げましたように、いろいろ議論がございましてほとんど收拾がつかないのでなかろうか、そういうことを私ども考えてるわけですが、そういう場合には特に電算処理に係る個人情報について例外的に収集ができる、そういう規定を設けざいましてほとんど收拾がつかないのでなかろうか、そういうことを私ども考えてるわけですが、そういう場合には特に電算処理に係る個人情報について例外的に収集ができる、そういう規定を設けなければこれは収集できなくなる。

また一方、現在の各省の設置法におきましてはいろいろな所掌事務と権限が書いてござりますが、その最後のところに、その機関が所掌していられる事務を遂行する上で必要な資料の収集をすることができるという規定が設けられておりまして、實際上は各省はその規定に基づいていろいろな情報を集めておるわけですが、個別法でそいつた原則禁止みたいな規定を設けますと、それでは設置法の規定と個別の具体的法との適用關係が一体となるのか、そういう問題になりまして、その優劣關係を今度は決めなければいけないの保有というところに「法律の定める所掌事

務を遂行するため必要な場合に限り、「と書いてあるわけですね。この部分だけがただし書きである

といふうにできないでしょうか。今言われたよ

うに法律で収集ということを、これは収集という

保有するということにおいて、いろいろな目的を

持ち、しかも法律の定める所掌事務を行うために持つんだということを制限するつもりはないわけ

です。逆に、今そういうふうにいろいろなことをおっしゃいましたけれども、現に保有するという

ことと自体は現行の法律で保有をしているわけです、収集をするという特に取り決めもなしに、職務上必要であるからということで収集をしている

わけですし、保有しているわけですね。その枠のとき、その部分を侵害することなしに、いわゆる理念として基本的にはそういうセンシティップ情

報のものは持つべきではないですよ、ただし、違うのではないかなと思うのです。

そういう行政上で必要とするものは性格をはつきりして保有をしなさいというふうにすることにおいては、今せつからくの御答弁ですけれども、若干違っただけであります。

○百崎政府委員 この法律の中に、例えば各省の所掌事務の規定にかかわらず、かくかくしかじかの場合を除いてはセンシティップ情報を持ったければいいと、この御答弁ですね。この限定は、それは

そうだろう、しかしそのときの基本的な精神としていえば、そういうセンシティップ情報的なものを

持つてはいけないと、その理念があつてかかるべきだと思つたのですね。確かにこれは収集に関しては一切書いてないでのち、ちょっとブレークダウൺしますので、先生が御指摘の、法律に規定がある場合を除くといふうの法律は各省の設置法も含むといふふうに、もともと法律ですから当然含まれると

ますので、先生が御指摘の、法律に規定がある場合を除くといふうの法律は各省の設置法も含むといふふうに、もともと法律ですから当然含まれると

に規定する以上、いわゆるセンシティブというのは範囲はどうするのか、そういった問題も出てまいりますし、単にそういう法律の条文を一条設けることで簡単に済むかどうかということにつきましては、いろいろまた検討すべき問題があらうかと考えております。

○川端委員 今言われた部分でもセンシティブの規定は難しいといふのは私にもそう思うのですけれども、例外的な部分というものに関しては、ここで規定してあるだけの部分でも同じようなことがありのではないかなというふうなことを思いました。もう時間がなくなってしまったのですが、そういう意味で、いわゆる一般的には、プライバシー保護の一つの部分を、セクションを今度の法律で決めるという意味で言えば、まさにそういう理念が欠けているということに非常に不安を持つています。

そういう意味で最後の質問であります。第十一条では「受領者に対する措置要求」ということで、情報を探したときにその使用目的もしくはその使用方法等々に制限を課して、あるいは安全をきちっとするようにということで、いわゆる目的外利用等々に歯どめをかけています。ところが、その第二項で、そういうときにそのもった人の「業務の遂行を不適に阻害することのないよう留意する」ということがあるわけです。この中身の議論はこの前もありましたからいたしませんが、その部分では、目的を持って渡すときには使用者が余りがんじがらめにされたら困りますよというようなことまでむしるこの法律では丁寧に書いておられる。議論として言えば、こんなことは当たり前のことである、きちっと守らなければいけないこと行を不適に阻害することのないよう留意する」というのは、不適に阻害するなどということはある得ないことだということで言えば、そらく親切に、場合によつては、判断によつては貸し出すとか使わせる方の、目的外利用というふうなもので、きつと歯どめをしている部分をルーズにしてし得ないことだといふことで言えば、そらく親切に、

まうようなことまで丁寧にお書きになつていて、一方で、今私が前段申し上げたような精神条項的規定は抜けているといふことはあります。そこで、私は、行政の円滑な遂行という部分の方に非常なり難いといふうなことで言うと、やはり姿勢としてプライバシーの保護の一つであるといふことはある中であります。個々のそういう懸念に関しては附帯決議等々でこういうことを盛り込んでおられます。もう時間が来てしまいましたので、いろいろな問題もあつたと思いますが、個々のそういう懸念に関しては附帯決議等々でこういうことを盛り込んでおられます。もう時間が来てしまいましたので、いろいろな問題もあつたと思いますが、個々のそういう懸念に関しては附帯決議等々でこういうことを盛り込んでおられます。もう時間が来てしまいましたので、いろいろな問題もあつたと思いますが、個々のそういう懸念に関しては附帯決議等々でこういうことを盛り込んでおられます。

○森園政府委員 お答え申し上げます。国家公務員の採用試験の人物試験におきます題材が主たる御質問の事項であるかと思いますが、私ども、人物試験におきましては、受験者の権が保障されなければなりません。

そういうことで、まず人事院に尋ねますが、人院は、国家公務員の採用試験に当たつて、受験者のプライバシー保護という点でどんな配慮をしておられるのか、お伺いいたします。

○西山説明員 巡回連絡は、派出所、駐在所の警察官がその担当いたしました地域に所在する各家庭や事業所を訪問いたしまして、警察の方から防犯や事故防止上の指導、連絡、その他必要な警察活動を行つたため実施しているものでございますが、この巡回連絡を効果的に行つたために、住民の理解と協力をよりましてカードを作成しているものでございます。

○高島国務大臣 先刻来御答弁申し上げておりますように、この法律は本邦において初めての法律によっては専門家の御意見も聞いていただきたいことに関しても、これからそういう細かい問題についていろいろと十分に御検討いただく、あるいは場合によっては専門家の御意見も聞いていただきたいこと、これからそういう細かい問題についても、お聞かせをいただきたいと思います。

○森園政府委員 お答え申し上げます。

○西山説明員 お答え申し上げます。巡回連絡が、実施してあることは、巡回連絡の法的根拠としておられます。巡回連絡は、巡回連絡の法的根拠としておられます。巡回連絡は、巡回連絡の法的根拠としておられます。

○森園政府委員 採用試験につきましては、各試験種目ごとに実施要領を定めておるわけでござりますが、その中でただいまの事項に該する部分を読み上げますと、次の事項については質問しないこととしておりまして、「一、受験者の信条」、支拂する事項は定めておりませんので、府県警察によってその内容はまちまちでございますが、おおむね家族、同居人の氏名、年齢、職業、勤務先あるいはその電話番号といったことなどを記載することになつてゐる例が多いようございます。

○柴田(陸)委員 警察官の方において統一的な記載事項は定めておりませんので、府県警察によつてその内容はまちまちでございますが、おおむね家族、同居人の氏名、年齢、職業、勤務先あるいはその電話番号といったことなどを記載することになつてゐる例が多いようございます。

○柴田(陸)委員 そうすると、その場合に、人事院では先ほどプライバシー問題で特に試験のとき聞かないといふような事項を挙げられました

が、警察官の方では、その人事院に比べてみてプライバシー問題で何らかの配慮をしていく必要があります。そこで、プライバシー問題で何らかの配慮をしていくことをお聞きいたしましたが、配慮してこういう点は特に除くといふことでやつてある項目があれば、具体的に言つていただきたいと思います。

○西山説明員 この巡回連絡と申しますのは、あくまで一種の行政サービスと申しますが、住民の方の要望を聞いたり、それを警察の活動に反映さ

る。○竹中委員長 柴田睦夫君。

○柴田(陸)委員 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案で、線

所から巡回といって警察官が個人の住居や事務所を訪れて、カードの記載事項についてこれでよいのかということを確かめたり、新たに管内に転居

せるという意味で、協力を得て了解のものにやつてあるものでございますので、先ほど申し上げました氏名でありますとか年齢、勤務先といった点につきましても、本人の協力といいますか、同意に基づいて書いていただきたり、あるいはこちらに記載するということござりますので、当然プライバシー等本人の気持ちといいますか、そういう問題のあるようなものにつきましては質問事項にも入っておりませんし、また当然答えるてもあらえなものといたことで、各県良識を持つてやっているものといたふうに考えております。

○柴田(陸)委員 緊急時の連絡、巡回連絡ということを言わされましたけれども、それが基本的な目的であるとすれば連絡先、こういうことは必要になつてくると思います。

私が見ました神奈川県では案内カード、それから東京では巡回連絡カードということになつておりますけれども、ここに世帯主と家族、同居人、それから雇い人、その手続き柄、その人たちの本籍、生年月日、職業、勤務先、学校など書くようになります。これは東京と神奈川では少し違います。

今挙げたようなこういう事柄というのは、今までやったようなカード作成の目的とは関係ないんじゃないだろうか、そういうことを書いてもらおう、聞いて書くというよなことは、これはプライバシー保護に配慮しているということが言えないので、ではないかという疑問であります。この点はいかがですか。

○西山説明員 住所、氏名、職業でありますとか連絡先、勤務先、こういった点につきましては、災害時の連絡でありますとか交通事故に遭われたときの連絡でありますとか、そういういた場面におきまして必要であるという実例からも、カードに記載して事後の連絡等に役に立たせるというものはなぜ必要なのか、それから本人にしても家族に

しても同居人にして、生年月日ということがどうして必要なのか、お伺いします。関係があるのを聞きましても、本人の協力といいますか、同意に基づいて書いていただきたり、あるいはこちらに記載するということござりますので、当然プライバシー等本人の気持ちといいますか、そういう問題のあるようなものにつきましては質問事項にも入っておりませんし、また当然答えるてもあらえるものといたことで、各県良識を持つてやっているものといたふうに考えております。

○西山説明員 生年月日の問題につきましては、事故に遭われたときに本人と名前、生年月日とを特定するという意味で必要かというふうに考えます。

また、なお本籍の方につきましては、府県の方に聞きましたところ、非常時の親族等の連絡先と本籍地が合致する場合が多いために、その本籍地と連絡先と本籍地が合致するということで本籍地と

連絡先と本籍地が合致するということでおきましいう欄を設けたというところでござります。

○柴田(陸)委員 今言われた場合は、例えば神奈川県の案内カードによりますと、「雇人は本籍または非常の場合の連絡先」こうなっております。それから東京の場合、同居人の本籍、こういうことになつておられますけれども、どうでしょうか。

これは非常に場合の連絡先「こうなっております。それは非常の場合の連絡先」ということでございまして、これが中心であるわけで、そういうことまで必要でないと思いませんけれども、どうでしょうか。

○西山説明員 過去の多くのケースにおきまして、非常時の連絡先が本籍地が多いと書いて、本籍地を書いていただいております。それで、本籍地そのものを知るためにカードが置いていかれた。それにはちゃんと「ご記入のうえお届け下さるか、担当の警察官に話して書かせて下さい。」こういうふうに書いてある。そして、これをほっておいたらまた催促が来るということになるわけですから、そうなりますと、結局やはり文章の上でそういう性質のものだということをはつきりしておかなければ、相手が警察ですから、やはり出さないとまずいの相手が來て事情を話して、自由ですよ、こういうふうで、そういう気持ちになつて出すわけです。一々警察官が來て事情を話して、自由ですよ、こういうふうで、そういうやり方がやられているわけですから。

○柴田(陸)委員 このカードにあるような詳しい内容というのは、普通の人は自分の勤務先にも提出しない人が多いわけです。特に秘密の事項があるわけではなくても、人それぞれにこういうことがありますね。人に知らせたくないことがあります。提

出しないでおきますとまた巡回があつて、いないときはまたカードを置いていかれる。この委員会で秦野参考人が述べおりましたけれども、相手が警察だから断れない、断ると報復されるのでございました。警察は本人の意思でないかという意見が寄せられているのです。

○柴田(陸)委員 だから、緊急連絡、事故のときの連絡ということが目的であるならば、一本本籍手が警察だから断れない、断ると報復されるのでございました。警察は本人の意思でないかといつてあるのか、それから本人にしても家族に

任意な気持ちで出してもらつてあるんだということも言われますが、そちらであるならば、カードは提出する義務はないんだ。あるいは書きたくないことがあります。カード自体に書いておくべきだというふうに思いますけれども、そのことは書いてあります。

○西山説明員 先ほど申し上げましたように、巡回連絡はあくまで任意で住民の方の協力を得て行うものでございますので、カードに記載する、あるいはその内容についてのことを答えるということは全く任意で自由でございます。

カードにその旨を記載すべきではないかということでございますが、カードには書いてございませんが、巡回連絡を行な際に、この趣旨とカードに申し上げて実施しているというふうに理解しております。

○柴田(陸)委員 これは聞いた一つの実例であります。転居をするということが決まって、荷物を運ぶときは出たり入ったりしますけれども、その間にカードが置いていかれた。それにはちゃんと「ご記入のうえお届け下さるか、担当の警察官に話して書かせて下さい。」こういうふうに書いてある。そして、これをほっておいたらまた催促が来るということになるわけですから、そうなりますと、結局やはり文章の上でそういう性質のものだということをはつきりしておかなければ、相手が警察ですから、やはり出さないとまずいの相手が來て事情を話して、自由ですよ、こういうふうで、そういうやり方がやられているわけですから。

○西山説明員 巡回連絡の趣旨、目的からしまして、防犯上の指導、連絡でありますとか非常時の連絡先を知るという意味で、一度行って不在のときにカードが作成されないという場合もありますが、これはあくまで任意のものでござりますので、最終的にカードが作成されないという場合ももちろんございます。

○柴田(陸)委員 では、人事院と警察庁、結構です。結局、警察という関係からいえば、そういうことで来られる、やはり任意といつても实际上応じざるを得ないというのが参考人も言わされたとおりだと思います。

○西山説明員 今お話を受けて総務庁にお尋ねいたします。今の話を受けた場合を考えてみると、本来カードづくりの目的といふのは、緊急時の連絡場所を知るため、連絡をするためとみますと、たくさん書き込まれているわけであります。ところが、この中身を見ますと、私が今言いましたように、客観的に見れば目的とは関係のない事項がいろいろのが中心になつてあるわけであります。ですから、目的を緊急時の連絡、防犯上の連絡ということに特定していく、現実には情報の収集範囲の制限にはつながらないわけです。

○西山説明員 カードに記載してあるというふうに思ひます。カードに記載してあるというふうに思ひます。カードに記載してあるというふうに思ひます。

○西山説明員 これが決まりましたとおもいます。総務庁は、法律の定める所掌事務を遂行するためには必要な場合に限り保有することができ、か

ればならないと書いてあるので、保有の制限によ

つて実質的に収集の制限をしているということを言つておりますけれども、この法案にある保有規定といふものでは、巡回カードの例を見てみましても、収集する個人情報の範囲を制限することにはなってはいない。ですから、今のよろな場合に、目的があるからということとその収集範囲を制限すると言ふことはできないのではないか、この点は総務省、いかがですか。

○百崎政府委員 個別の今の事案につきましてはちょっと別といたしまして、この法律におきましては、今先生がおっしゃいましたように、基本的には、個人情報ファイルの保有自体を「法律の定める所掌事務を遂行するため必要な場合」に限る、所掌事務の範囲内というよりは、「所掌事務を遂行するため必要な場合」ということになります第一の縛りをかけているわけでございまして、次に、そのファイルの保有ができるとしても、そこに記録される項目はできる限り特定されたファイル保有目的を達成するため必要な限度を超えてはいけない、そういう二重の縛りをかけているわけでございます。それによりまして、結果的には情報の収集が制限されるというふうに考えております。

○柴田(陸)委員 だから結局、今言いましたような盗難や交通事故などの被害を受けたときとか道を教えたり迷子になつたときなど、皆さんに奉仕する資料として派出所に備えつけておくという目的、それの中身を見ますと、世帯主の氏名、現住所、非常の場合の連絡先、本籍、屋号、営業種別、居住年月日、それから家族または同居人の氏名、続柄、生年月日、職業、勤務先、学校、それから同居人または雇い人は本籍または非常の場合の連絡先、こういうことがずっと書かれています。人事院が、これは面接試験の場合ですけれども、わざわざ調べないということにしたような事柄が、警察上の連絡、一つの行政目的といふことで無限に広げられていて、だから、保有の規定があるから収集も制限される、そういう論理は現実の状態から見ると成り立たないといふように考えますが、もう一度。

○百崎政府委員 例えば今の警察の例にいたしましたが、「当ることをもつてその責務とする」等々、「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防」等々、「に当ることをもつてその責務とする」等々、「こういうような規定があるわけでございまして、基本的にはそういったことに基づきましたが、先ほど警察の方からお話をありましたような情報を集めているのではないかというふうに考えておりますが、それはこの警察の責務を果たすために必要なものではないかというふうに私どもは考へているわけでございます。

○柴田(陸)委員 それは警察の所掌事務ということでおっしゃると、その目的を達成するためといふことになれば警察は何でも調べていいということを言われることと同じことになるわけです。私が今具体的に挙げたのは、防犯の連絡ということとで、そろすると、その目的を達成するためといふことになれば警察は何でも調べていいということになれば警察は何でも調べていいということになります。

○百崎政府委員 お答えいたします。NTTに加盟している者があれば、それも示していただきたいと思います。

NTTのケーブル等に対する異物取りつけでござりますけれども、いずれも告発、告訴に係る件数でございます。NTTの報告によりますと、昭和五十八年度三十四件、昭和五十九年度二十三件、六十年度十二件、六十一年度二十二件、そして昭和六十二年度、昨年度でござりますけれども六十三件というふうに報告を受けております。

それから、先生御質問の第二点でございますけれども、最近の例といふことで昭和六十二年度について把握したものでございます。NTT本社が承知しているところでありますけれども、先ほども申し上げました昭和六十二年度に告発等した事案六十三件のうち、三件につきまして起訴処分の通知があつたものというふうに私どもとして承知いたしております。

○柴田(陸)委員 起訴ですか。

○濱田説明員 起訴処分でございます。

○柴田(陸)委員 それでは、法務省にお尋ねいたします。

一昨年の十一月二十七日、日本共産党の緒方靖夫国際部長宅の電話監聽が発覚して、緒方氏は翌日東京地方検察庁に告発をいたしました。東京地検は特捜部で捜査をいたしましたが、結局昨年の八月四日に二名の犯人を特定し、犯罪行為を認め

ながら、告発された人物をすべて不起訴処分にいたしました。今郵政省が答えた三件は起訴のものですが、これは不起訴の事例です。不起訴にいたこの事件で検察庁が認めた犯罪行為というのはどういうものでありますか。

○古川説明員 委員お尋ねの事実につきまして、

検察庁の方で認定いたしました事実としまして承知いたしておりますのは、要旨、次のようなこと

でございます。
神奈川県警警備部公安第一課に所属する被疑者二名につきまして、共謀の上、昭和六十一年十一月、三回にわたりメゾン玉川学園二〇六号室において、引き込み線を接続した電話機を用い、緒方の電話機で同人が発受する電話の通話内容を盗聴しようとした。こういう電気通信事業法違反、中身は監聽未遂ということでござりますけれども、このような事実を認定したというふうに承知いたしております。

○柴田(陸)委員 その不起訴処分の後で、緒方氏が東京地方裁判所に付審判請求を行いました。が東京地裁は、ことしの三月七日に裁判をいたしましたが、その決定の中で監聽の事実について、私の方から申し上げますと、一つは、林敬二、久保政利、家吉幸二、田北紀元の四名が神奈川県警本部警備部公安第一課所屬の警察官であり、日本共産党関係の情報収集を担当していたというこ

と。

それから次に、林敬二と久保政利は、職務上の行為として日本共産党関係の警備情報を得るために、昭和六十一年十一月中旬から下旬にかけて、メゾン玉川学園二〇六号室で緒方氏らの電話による通話を監聽しようとしたということ。しかも監聴に成功したと認める事ができるということ。

林 久保の二人の警察官の監聽は、上司の指揮命令を受け、他の警察官と共に監聽行為であるということ。

四番目に、家吉、田北両警察官は、この監聽行為に関与した疑いが強いということ。

いると思いませんが、この点はお認めになりますか。

○古川説明員 御指摘の決定は東京地裁のものであります。あるいは刑法の規定に基づく罰則

あると思いませんけれども、今委員御指摘のような摘示がなされておることは事実でございます。

○柴田(陸)委員 そうしますと、検察庁の判断は

盗聴未遂、しかし東京地裁の方は未遂ではなくて既遂であるということになります。

次に、この評価の問題で同じ東京地裁の決定では、この盗聴行為は電気通信事業法百四条の通信の秘密を侵す違法な行為であるということ。それから、これを現職警察官が職務上組織的に行つたことは許されないのもとより、法治國家として看過することのできない問題というべきであるといふ評価、判断をしていること。これも間違いないですね。

○古川説明員 そのとおり間違いございません。

○柴田(陸)委員 この決定に対する抗告があつて、東京高等裁判所が抗告審の裁判で、事実関係は東京地裁の判断のとおりであると言つております。

○古川説明員 このことと、その上でさらに、盗聴のための工作と盗聴行為はだれにも知られないよう周到な計画のもとに隠密裏に行われたということをつけ加えております。

ささらに、被疑者らの行為は電気通信事業法第四条によって処断されるべきであるということもつけ加えております。そういうことですね。

○古川説明員 委員御指摘のような要旨の判示があることは事実でございます。

○柴田(陸)委員 法務省にもう一つ。

東京地檢の不起訴処分に対して、緒方氏が検察審査会に審査の申し立てを行いました。審査を担当した東京第一検察審査会は、ことしの四月二十七日に議決をいたしました。その議決では、議決の趣旨のところに被疑者林敬二、同久保政利、同田北紀元に対する電気通信事業法違反の点についての不起訴処分はいずれも不当である、こう言つてのこと、これもそのとおりですね。

○古川説明員 そこで、総務厅にお伺いいたしますが、この問題の最初に言いましたように、総務厅は行政機関として法律に従つて行政を行つから、違法、不適正な情報収集の禁止規定は要らないということを言つております。しかし、この電話盗聴事件のように、法律違反までして行政機関が情報収集をやつて行わるから必要だというお考えですか。はつきりしていただきたいと思います。

○古崎政府委員 その点につきましては、先ほどお申し上げましたように、基本的に国家公務員法で、國家公務員は職務遂行するに当たつて法令遵守の義務が課せられておりますし、行政といふのは法律に従つて適法に行われるが前提になつておりますので、この法案にそういひた収集手段に関する規制の規定を設けなかつたわけござります。

○柴田(陸)委員 その点につきましては、個人情報保護法で行政機関だけを対象に規定しておりますアメリカとかカナダの法律におきましても、そういひた適法が法あるいは不適な手段でもつて情報が集められる場合に、違法な場合には当然これは、先ほど電気通信事業法、こういひもので处罚規定がある場合ですが、そういうような处罚規定がない場合もあるわけあります。

○濱田説明員 ただいまの御指摘の事例で申し上げますと、一方当事者である受信者の同意を得てそのような行為がなされる限りにおきましては、昭和三十八年の内閣法制局の意見がござりますように、これは通信の秘密の範囲外の事項であるといふふうに私どもとしても考えておる次第でございます。

第一類第一号 内閣委員会議録第一号 昭和六十三年十一月八日

通信事業法ですか、そういうた法律に基づく罰則等がございます。あるいは刑法の規定に基づく罰則等がございます。あるいは刑法の規定に基づく罰則等がございます。

○柴田(陸)委員 結局このケースと申しますのは、検察審査会という素人の人たちで構成されるところで、三名の不起訴処分はいかぬ、間違つていて、不适当である、こう言つております。それから高等裁判所の方も百四条で処断すべきであるということをつけて加えているわけです。結局、行政機関がやつた違法な行為を行政機関が不起訴処分にして、こういうケースにならうかと思うわけあります。

また、一般的な個人がそいつた違法あるいは不当な手段によって集められた情報に基づく行政処分によって具体的な不利益処分を受けた場合には、それは既存の行政訴訟なり行政不服審査法なり、そいつたものによって救済される道が残されておりまして、御指摘のような情報収集の手段について適法かつ公正に収集しなければならない、そういう規定を設ける必要はないと考えております。

○柴田(陸)委員 そういうことを言つても、結局適法でないやり方で情報収集が行われる。しかも、法案を見てみましても、これからファイルを保有しようとする場合は事前に通知をするというふうになつておりますから、保有しようとする場合は情報の収集をするわけです。ですから、情報収集 자체が違法な手段でやつてはいかぬということが、それでも今までどおりに、行政は法律に従つて行われるから必要だというお考えですか。はつきりしていただきたいと思います。

○古川説明員 その点につきましては、先ほどお申し上げましたように、基本的に国家公務員法で、國家公務員は職務遂行するに当たつて法律遵守の義務が課せられておりますし、行政といふのは法律に従つて適法に行われるが前提になつておりますので、この法案にそういひた収集手段に関する規制の規定を設けなかつたわけござります。

○柴田(陸)委員 そうなりますと、今の電気通信事業法では处罚ができない。やはり盗聴であるけれどもできないということになります。

さらに、電子工学的の盗聴装置というように学者は言つておりますけれども、例えば集音力の強い装置を受話器の付近に置いて通信設備には接触させないというやり方で他人の電話経聴をする、要するに、通信設備には直接細工をしてはいけないで盗聴ができるような手段で実行するといふことに対しては、これは今度は有線電気通信法も適用にならない。要するに、これはもう法律上处罚規定はないということになるようになります。

○濱田説明員 電気通信事業法の適用対象外にならないで盗聴ができるような手段で実行するといふことに対しては、これは今度は有線電気通信法が、郵政省の解釈はどうですか。

○柴田(陸)委員 そういうふうにして法律違反はならない。しかし、行政機関が他人の電話を盗聴したり会議の内容を盗聴したりすれば、行政機

の通話の内容は、一方の当事者の支配のもとに置かれた事項で、「公社……の取扱中に係る通信の秘密」の範囲外の事項である、こう言つております。

公社は現在は電気通信事業者になるわけですが、そうしますと、電話の受話器あるいはその周辺に細工をして相手方からの通話を第三者が盗聴するという行為は、電気通信事業者の「取扱中に係る通信の秘密」を侵害することには当たらないと、いうように読めるようですが、この第三者の行為は電気通信事業法に違反することにはならない、郵政省はこういうように扱つております。

公社は現在は電気通信事業者になるわけですが、そうしますと、電話の受話器あるいはその周辺に細工をして相手方からの通話を第三者が盗聴するという行為は、電気通信事業者の「取扱中に係る通信の秘密」を侵害することには当たらないと、いうように読めるようですが、この第三者の行為は電気通信事業法に違反することにはならない、郵政省はこういうように扱つております。

この通話の内容は、一方の当事者の支配のもとに置かれた事項で、「公社……の取扱中に係る通信の秘密」の範囲外の事項である、こう言つております。

第一類第一号 内閣委員会議録第一号 昭和三十八年十二月九日の内閣法制局の意見を見ますと、電話の一方の当事者が電話の端末の設備で聞き取れる相手方

関がプライバシーを侵害するということになるわけがあります。プライバシーを保護するということになると、その立法は、やはり立法の上では個人情報を保護する法律ということになるわけです。個人情報の保護に関する法律というようにこの法律を言うのであれば、この個人の情報は自分でコントロールする権利を保障する、そしてそれを侵害することを禁止する、侵害に対しては処罰をするということがなければならないと思うわけあります。

本案の個人情報の保有に関する規定というのは、このプライバシーの保護という点から見れば実際上何の役にも立たないとということになるわけあります。それは、収集の問題について何らの制限をしないということから出てくるわけであります。今まで話しましたような違法、不当な方法で収集した個人情報、これもファイル化ができますし、保有することができるわけです。だから、保有という規定ではプライバシー保護はできない。この違法、不当な情報の収集を禁止する規定は、個人情報に含まれるプライバシーを保護する、そういう面から必要であると思いますが、どうですか。

○百崎政府委員 違法、不当な手段によつて収集された情報に基づいて、例えば個人に具体的な損害といいますか権利利益の侵害があつたという場合には、これは不当な場合でも既存の行政不服審査法ですかによつて救われますし、場合によつては損害賠償の請求もできる、そういうふうに考えております。

○柴田(勝)委員 違法、不適正なやり方で情報を収集して、それを保有する、それを救済する道とは知らないまま保有されているということになるわけですよ。

これは非常に特定な場合ですけれども事実行為によって個人の権利利益が具体的に侵害された場合には、例えば行政不服審査法あるいは行政事件訴訟法、そういうもので争えるということでございまして、具体的な権利利益の侵害がない場合に反であれば処罰されるけれども、法律違反でないことは、今のところ特別に法律に規定がある場合を除いては教済の道はございません。

○柴田(勝)委員 今言いました法律違反、法律違反といいうようなことで、現在の行政不服審査法は、法律に違反しなくても、不当な行政処分によって権利利益を侵害されたというような場合は、教済の道が開かれております。

○柴田(勝)委員 それは行政事件訴訟法によるわざややつちやいけないことをやるというようなことを制限する、こういう規定が設けられなければならぬわけであります。この不当、不法な収集を禁止すること、それから情報を収集したこととを本人に通知すること、それから本人の同意を得ること、これを原則とするということなどで収集方法の制限の規定を設けておれば、本人がセンシティブ情報の収集に対して断ることもできますし、保管自体を拒否するということもできるわけあります。

現在の法律体系からいいますと、違法なプライバシー侵害に対して侵害行為自体を禁止する法律がないというところに問題があります。電話監視の場合でも、電気通信事業者の取り扱い中にある通信の秘密侵害に対して電気通信事業法、あるいは送信場所と受信場所との間の有線電気通信設備の間に監視装置を取りつけることを禁止しております。有線電気通信法があるといったように、プライバシーはその中にいる本人が秘密にしたいもの、

いべつてもいいということになればプライバシーを防がなければならない、そのためにはプライバシー侵害そのものを禁止する法律が必要であります。そう言っているのは、プライバシー侵害そのものを防がなければならない、そのためにはプライバシー侵害そのものを禁止する法律が必要であります。そう思っているんだと思うのですが、この点はどのようにお考えですか。

○高島国務大臣 先般来ししばしげ御説明申し上げておるところでございますが、この法律はプライバシー全体について規定をした法律ではございません。政府が保有しております個人情報の保護を目的として立案をいたしたものでございます。したがいまして、柴田委員が指摘をされるようなものについては当初から予想をしていない法律であるということございますので、その点を何回つかれましても、この法律でおこなをすることは率直に言って不可能であるというふうに申し上げる以外にお考えであります。

○柴田(勝)委員 大臣は繰り返しそのように言っておられますけれども、第六条で、ファイルを設置しようとするときは事前通知をしなくちゃならないという規定があるわけでしょう。設置しようとするような場合はやはり収集をしなくちゃならない。収集のやり方が間違つて、しかも行政機関ですから、行政機関が個人の思想や信条や宗教や社会的身分のようなものを収集するだけではなくて、それが他のもので、たとえば個人情報を収集するとか、法律に違反しないけれども不適正な収集だとか、それから目的によっては縛りにならないというような事例を挙げて質問をして、収集は、それその行政機関が保有する個人情報についてはその法の趣旨、目的に沿つた最小限度のものでなければならぬ、それを逸脱したものであつてはならないという規定をもつてすれば足ります。そういうふうに考えておるところでございます。

○柴田(勝)委員 だから私は、違法な手段による収集だとか、法律に違反しないけれども不適正な収集だとか、それから目的によっては縛りにならないというような事例を挙げて質問をして、収集の規定の必要を要求しているわけであります。

時間があと二三分余りでありますから、準備しました質問はやめざるを得ないようあります。そこで、個人情報関連の法案の問題で質問いたしましたが、結局統計法につきましては質疑を省略せざるを得ないと、ということになります。

しかし、ここでちょっと申し上げておきますと、統計法につきましては、統計の調査事項にプライバシーにかかるものは入れないとか、統計法にかかるものがわからぬといふと、行政当局と本人にしか回答内容がわからぬといふと、統計法につきましては、統計の調査事項にプライバシーにかかるものは入れないとか、統計法にかかるものがわからぬといふと、行政当局と本人にしか回答内容がわからぬといふと、統計法につきましては、統計の調査事項に

場から統計法を見直して、本当に国民から信頼される統計というよう改善していくことを要望しております。

それから、電算機処理個人情報保護法案につきましては、限定的ではあっても個人情報保護の第

一步でなければならないというものであります。しかし私は、第一歩にはなっていないと、いうように考えます。実際を見てみますと、個人情報の収集制限規定を欠いているとか、国民にとって重大な問題でブラックボックスをつくっているとか、要するに個人情報に関する個人の権利を保護し、保有機関の責任を明確にするという個人保護法制の本来的な眼目を外していると言わざるを得ないと考えるのであります。そういう点から、私たち共産党は抜本的な修正を要するということを最後に申し上げまして、時間ですので終わります。

○竹中委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

○竹中委員長 この際、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対し、柴田陸夫君外一名から修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。浦井洋君。

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○浦井委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となつております行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対する修正案の提案理由とその内容の概要を御説明申しあげます。

プライバシーを保護するための法制度の整備は国民が強く要望しているところであります。コンピューターによる大量の個人情報の処理、保有に対するプライバシー侵害への危機感、諸外国や地方自治体でのプライバシー保護制度の確立がその

背景にあり、そして警備公安など公権力による監視、スパイ行為や個人情報を取り扱う民間業者が身に迫る危機として国民は痛感し、あるいは怒り、これらのプライバシー侵害を禁止することを内容とする個人情報保護法を今求めているのであります。

ところが政府提出法案は、国民が最も強く求めている思想、信条、宗教など基本的人権にかかわらず干涉を身に迫る危機として国民は痛感し、あることは怒り、これらのプライバシー侵害を禁止することを内容とする個人情報保護法を今求めているのであります。

我が党は、国民の要望にこたえ、憲法に基づく基本的人権の一つであるプライバシー権を保障し、自分の情報は自分がコントロールするという個人情報の保護の諸原則を確立するため、政府提出法案の根本的な欠陥を基本的に正す立場から、修正案を提出するものであります。

次に、修正案の概要を申し上げます。
第一は、法の目的を「プライバシーの侵害を防止すること」とし、目的達成のために国民のプライバシー権が日本国憲法の保障する基本的人権であることを明記し、個人情報を保護するために必要な基本的事項を定めることとしております。また、法律の名称も目的にふさわしく、個人情報の保護に関する法律に改めます。

第二は、プライバシーの侵害を防止するためには、法律の規制対象を国の行政機関、地方公共団体、特殊法人並びに個人情報を取り扱う民間業者及びその委託を受けて個人情報を収集する者としておりまます。手作業で処理されたものを含むすべての個人情報ファイルが法律の対象となつております。

第三は、公権力などからの国民のプライバシー侵害を防止するために、思想、信条、宗教及び社会的身分に関する事項など基本的人権にかかる個人情報の収集を禁止しています。あわせて「行

政機関等及び個人情報取扱業者は、不法又は不当

な方法で個人情報を収集してはならない」とし、

警察、公安調査庁、自衛隊などが監視、スパイ行為のよろな不当、不法な手段によって個人情報を

収集することを禁止しています。さらに、職業及び経歴、犯罪歴、身体的特徴及び健康状態、取引、所得及び財産などの個人情報については、個人別に検索し、抽出することを目的とした個人情報ファイルを保有することを原則として禁止しています。

第四は、個人情報を当該個人の知らないところで収集、利用、提供されることがないように、「個人情報を収集しようとするときは、当該個人情報に係る個人の同意を得なければならぬ」とこととし、個人情報ファイルを保有した場合においては、保有の目的以外の目的のために当該個人情報を使用してはならないとしています。

第五は、自己の個人情報を保有している行政機関等に對し、自己について収集された記録の正確性の確認、本人の同意を得ずに不当、不法な手段、目的等で収集されたものかどうかなどを知るために、自己に関する情報の開示を請求することができます。また、開示された記録が不正確であつたり、誤つている場合、記録の訂正及び補正を請求することができるとしています。不当、不法な手段、目的等で収集された個人情報をついては、当該個人情報の記録を廃棄することが請求できることがあります。手作業で処理された記録が不正確であつたり、誤つている場合、記録の訂正及び補正を請求することができるとしています。なお、開示請求権を十分に機能させるため、軍事、外交を含め個人情報ファイルの公示の例外を認めておりません。

第六は、行政機関等が個人情報の収集、保有を適正かつ公正に運用しているかどうかを監視するため、民主的に構成、運営されるプライバシー保護委員会を設置することとしております。

○竹中委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたしました。高島総務庁長官。

○高島國務大臣 ただいまの行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対する修正案につきましては、政府としては反対であります。

○竹中委員長 これより両案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。前田武志君。

○前田委員 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつた行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案及び共産党提出の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対する修正案に対し、一括して討論を行います。

まず、政府提出法案に対し、賛成の立場から討論を行います。

申上げるまでもなく、近年の我が国における電子計算機の利用の拡大と情報処理、通信技術の発展に伴う情報化の進展は、国民生活に豊かさと

生じさせております。

特に、電子計算機による個人情報の処理の拡大は、国民の間に自己の情報が予期しない形で収集、蓄積、利用または提供されているのではないか等の不安感や個人の権利利益の侵害のおそれを感じさせることから、その保護対策の必要性が各方面から指摘されているところであります。

個人情報の保護対策については、従来から政府において種々の検討が行われてきましたが、このような法律をつくるということは、我が国にとって全く新しい、ある意味では画期的な試みであり、情報化社会に迅速、的確に対応し、行政に対する信頼を確保するものとして、高く評価すべきものがあると思います。

今回の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案は、時代の要請にこたえ、個人情報の保護を図るために、行政機関の保有する電子計算機処理に係るものについて、個人情報ファイルの保有制限、個人情報の安全、正確性の確保、公示制度、利用、提供制限、開示請求制度、訂正等の申し出等を規定するものであります。これらの保護措置は、我が国における個人情報の保護対策の確立にとって大きな第一歩となるもので、極めて重要であり、まさに時宜に適した妥当なものと考え、賛意を表するものであります。

続きまして、共産党提出の修正案に対し、反対の立場から討論を行います。

共産党提出の修正案は、本法の目的をいわゆるプライバシー権全般を保護するものとするよう求めているものであります。しかし、プライバシー権の内容は、まだ必ずしも明確ではなく、プライバシーの保護を法律の目的として明記することは適當ではないと思います。

以上、共産党提出の修正案は、全体として現実的ではなく、行政の果たす重要な役割を考慮しないものであり、国民全体の利益を考えれば不適当であると考えます。

底これに賛意を表するわけにはまらず、反対の意向を表明するものであります。

なお、政府においては、法施行後は、法の適正、厳格な運用を図るとともに、その運用状況や今後における情報処理、通信技術の発展、国民意識の変化等に対応して、これまでの当委員会の熱心な論議をも踏まえ、常に時代に合ったものとして、最大限の努力を払われるよう強く要請して、私の討論を終わります。(拍手)

○田口委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

高度情報社会の著しい進展に伴って、過度の情報の集中化や商品化が生じ、この中で国民のプライバシーが侵害され、個人の尊厳が脅かされる危険性がますます高まっていることは、審議の中でも明らかにされたとおりであります。

総理府が行つた個人情報の保護に関する世論調査(一九八五年)を見ても、プライバシー侵害はふえたと思う人は約五割もあり、そのためか行政機関にプライバシーの保護対策を求める人は七割五分を上回っているのであります。大部分の国民がプライバシー保護の確立を求めているということが、政府は改めて肝に銘じてもらいたいと思いま

す。

諸外国の状況を見ても、既に多くの国がプライバシー保護法を制定しております。大切なこととを政府は改めて肝に銘じてもらいたいと思いま

す。

O E C D 理事会が一九八〇年に示した勧告を見れば明らかなどおり、今やプライバシー権についての考え方は、単なるひとりにしておいてもらう権利から、もっと積極的に自己に関する情報の流れをコントロールする個人の権利、自己情報コントロール権と考えられています。

しかるに、本法案は、こうした国際的に確立しつある諸原則を全く踏まえていないものであると断言せざるを得ません。個人情報の保護に関する法律案といしながら一体どこを保護しているとどうでしょうか。保護されているのは政府の機能ばかりで、国民のプライバシーは全く保護されていらないのではないかと思います。

本法案の問題点をいま一度指摘しておきますと、一つは、収集制限の問題であります。どんな個人情報も適正かつ公正な手段で、しかも本人に同意を得て収集されなければならないというのがこの原則であります。また、思想、信条、宗教にかかるようないわゆるセンシティブな情報については、収集自体行われるべきでありません。勝手な情報収集が許されないというこの原則は、プライバシーの原則のうちの最も基本的な原則であります。ところが、本法案にはこの原則の規定がありません。したがって、政府は国民のどんな個人情報でも収集されることになつております。

もう一つは、その存在自体が秘密になつていてどのような個人情報記録保管システムも存在してはならないという個人参加の原則の問題であります。本人が知らない個人情報は、ひとり歩きしてもわからないし、勝手に内容を変えられてもわかりません。したがって、個人のプライバシーをひどく侵害してしまう可能性が極めて高いと言わなければなりません。もし、国民が自分自身でさえ知ることができない個人情報を政府が持つとした場合、これがプライバシー保護の基本原則に反するることは明白であります。

この秘密にできるファイルは、安保、自衛隊に反対する個人の情報を陸上自衛隊調査隊などが系統的に収集、保有している個人情報ファイルを初め、犯罪の捜査を含む十項目に及ぶ広範なものであり、これは国家機密法制定の論拠にもなりかねず、到底容認することはできません。

第一の理由は、個人情報保護の基本的原則である個人の思想、信条、宗教など基本的人権にかかる情報収集及び不当、不法な手段による個人情報の収集、保有を禁止する規定を全く欠いています。

警備公安などは民主的な市民団体、労働組合などをして、不法行為が発覚するたび世論の大きな批判を浴びて

いるところであります。我が党の緒方国際部長宅

盜聴事件はその最たるものであり、憲法の保障するプライバシー権を守るべき政府みずからが国民のプライバシーを侵害しているという事件であります。

同時に、これは総務庁が言う行政機関は法律を遵守するから、基本的人権にかかる収集禁

止規定は不要であるとの主張がいかに無責任な詭弁であるかを事実で示しているのであります。

収集制限の規定を設けない本法案は、現に警備公安などが行っている思想調査や盜聴、スペイ行為などを放置することになりかねない危険性をはらんでいます。

第二の理由は、法案は規制の対象となる範囲を行政機関の保有する電子計算機処理された個人情報に限定している 것입니다。

電子計算機処理されたもの以外の個人情報はもちろん、大企業や個人情報取り扱い業者による個人情報の収集、保有にあってもプライバシーを侵害される危険性に変わりはありません。

人情報でも、誤ってブラック情報に載せられて流通したため、権利利益の侵害を受けた被害も生まれております。これらの個人情報を同時に規制することが、国民のプライバシーを保護する上で今求められていることであり、諸外国の実例を見ても不可能なことではありません。

法案の目的規定に個人情報の保護を明文化することを我が党が求めたのに対し、高島長官がはしなくももしそれを入れるとこの法律は中身まで全部書きかえなければならぬと答弁したように、このような欠陥と問題点を持つ本法案を個人情報保護法案と呼ぶこと自体、国民を欺くものと言わざるを得ません。

本法案を撤回し、個人情報を保護する基本的原則を盛り込んだ真の個人情報保護法案を提出し直すことを要求し、私の反対討論を終わります。

○竹中委員長 これにて討論は終局いたしました。
(拍手)

○竹中委員長 これにて討論は終局いたしました。
すことを要求し、私の反対討論を終わりました。

○竹中委員長 これより採決に入ります。

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、柴田陸夫君外一名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○竹中委員長 起立少數。よって、柴田陸夫君外一名提出の修正案は否決されました。

次に、原案に賛成の諸君の起立を求めておきます。

○竹中委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○竹中委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めておきます。

〔賛成者起立〕
○竹中委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

んがみ、電子計算機処理に係る個人情報の保護の一層の充実を図るために、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一 総務庁は、高度情報化の進展に伴うOA機器の多様化、性能向上、急速な普及に対応して、適宜に電子計算機処理の範囲について見直しを行うこと。また、マニュアル処理に係る個人情報の保護についても別途検討すること。

二 特殊法人については、保有する個人情報ファイル数、データ量が多いことにかんがみ、早急に必要な措置を講ずるよう指導すること。

三 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、柴田陸夫君外一名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○竹中委員長 起立少數。よって、柴田陸夫君外一名提出の修正案は否決されました。

次に、原案に賛成の諸君の起立を求めておきます。

○竹中委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○竹中委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めておきます。

〔賛成者起立〕
○竹中委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めておきます。

〔賛成者起立〕
○竹中委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めておきます。

〔賛成者起立〕
○竹中委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

一 思想、信条、宗教、病気及び健康状態、犯罪の容疑、判決及び刑の執行、社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報の収集・保有に当たっては、ファイル保有目的を厳密に特定するとともに、可能な限り法律その他の法令等によって収集根拠を明確にして、その利用・提供・安全確保に特段の配慮を加えることによって、個人の権利・利益を損なうことのないよう万全を期すこと。

一 行政機関は、個人情報収集に際して、収集目的・収集の根拠、収集に応ずる義務の有無等をできるかぎり明らかにすること。

一 行政機関は、法律の定める事務の遂行に必要な限度で、かつ、収集することに相当の理由がある場合を除き、みだりに第三者から個人情報を収集することのないよう努めること。

一 総務庁は、行政機関が個人情報ファイルを利用及び提供するに当たっては、そのファイルが使用に供される事務の目的を達成するため必要な限度において利用、提供し、処理情報の本人等の利益を不当に侵害する利用、提供が行われないよう、明確な基準を設定すること。

一 また、個人情報ファイルの保有機関は、目的的外利用、提供先等については、その利用、提供状況の記録を保管するよう努めること。

一 総務庁は、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知の適用除外となるファイル、及び個人情報ファイル簿に掲載されない個人情

報ファイルのファイル数、記録範囲、適用除外の根拠等を可能な限り的確に把握し、みだりにその範囲が拡大されることのないよう、必要な措置を講すること。

一 特殊法人については、保有する個人情報ファイル数、データ量が多いことにかんがみ、早急に必要な措置を講ずるよう指導すること。

一 開示請求権が認められない教育、医療関係の個人情報に関する、情報の性質上その開示については特別の配慮の必要性を踏まえつつ、国民の意識の変化に対応した制度の在り方について、別途検討すること。

一 個人情報の安全性確保、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知、個人情報ファイル簿作成、処理情報の利用及び提供、処理情報の開示等に関する、政府内部の統一性・齊一性を維持し、規制等の実効性を確保するために、総務庁は可能な限り明確なガイドラインを作成すること。

一 また、個人情報の収集、保有、利用、提供により個人の権利利益を不当に損なうことのないよう、総務庁は保有機関による本法運用の実態を調査等によって十分把握し、所要の実効ある措置を講ずるよう努めること。

一 情報化社会の進展に伴う各種の影響等を踏まえつつ個人情報保護の推進を図るために、学識経験者等により保護法施行に関する基本的な事項等を調査・審議する場を設けること。

一 政府は、総合調整機能の充実を図り、本法の趣旨及び運用実態等の国民への周知のため、毎年度、報告書を作成し、個人情報保護部門のみならず、民間部門にも必要な共通課題となつて現状にかんがみ、政府は早急に検討を進めること。

一 我が国の高度情報化、国民の自己情報に関する問題とつながり、政府は早急に検討を進めること。

○田口委員長 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の各派共同提案に係る行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者から趣旨の説明を求めておきます。

○竹中委員長 この際、ただいま議決いたしました両案中、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対し、近畿

理一郎君外三名から、四派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めておきます。田口健二君。

○田口委員長 ただいま議題となりました自由民主

党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の各派共同提案に係る行政機

機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対する附帯決議案につきまし

て、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対する附帯決議案

○竹中委員長 これにて討論は終局いたしました。

政府は、行政機関における情報化の進展にかかる個人情報の保護に関する法律案に対する附帯決議案

する意識、行政情報の保有・利用の在り方等、状況の急激な変化にかんがみ、五年以内に本法の必要な見直しを行ふこと。

本案の趣旨につきましては、先般來の当委員会における質疑を通じて既に明らかになつておるところ存じます。

よろしく御賛成くださいますようお願ひを申し上げます。

○竹中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹中委員長 起立多数。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、総務省長官から発言を求められておりますので、これを許します。高島総務省長官。

○高島国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、政府として今後とも検討し努力してまいりたいと存じます。

○竹中委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました兩法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹中委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○竹中委員長 次に、内閣提出、行政機関の休日に関する法律案及び一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

趣旨の説明を求めます。高島総務省長官。

行政機関の休日に関する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

まず、行政機関の休日に関する法律案について御説明申し上げます。

政府は、真に豊かさを実感できる国民生活を実現するため、国全体として労働時間を短縮することを当面の重要な課題の一つとして位置づけ、その推進に取り組んでいるところであります。その一環として行政機関については、公務の円滑な運営を図りつつ週休二日制を推進するため土曜閉庁方式を導入することが必要であると考え、このた

め、毎月の第二及び第四土曜日を、従来から休日として扱っている日曜日、国民の祝日等と合わせて、行政機関の休日として規定するとともに、期

限の特例について必要な措置を講じることとし、次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、日曜日並びに毎月の第二及び第四土曜日等四週間に亘る二の土曜日は勤務を要しない日とし、勤務時間は、月曜日から金曜日まで及び勤務を要しない日以外の土曜日において割り振ることとしております。

第二に、各府の長は、勤務を要しない日に特に勤務させる必要がある場合には、かわりの日を勤務を要しない日として休ませることができることとしております。

なお、以上のほか、附則において、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することを定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

以上が、これら法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○竹中委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終りました。

第一に、国行政に対する申請、届け出等の手続を妨げるものではないことを念のため規定しておられます。

第二に、国行政に対する申請、届け出等の手続を妨げるものではないことを念のため規定しておられます。

その期限である日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって期限とみなすこととしてお

は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することを定めることとともに、関係法律について所要の改正を行ふこととしております。

統計として、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、ただいま御説明申し上げましたとおり、行政機関において土曜閉庁方式を導入することが必要であると考えておりますが、土曜閉庁方式の導入に伴う週休二日制の実施方法及び勤務時間制度の改正について、本年八月四日、人事院勧告が行われました。

本法律案は、この人事院勧告を実施するため、一般的職員の給与等に関する法律について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、日曜日並びに毎月の第二及び第四土曜日等四週間に亘る二の土曜日は勤務を要しない日とし、勤務時間は、月曜日から金曜日まで及び勤務を要しない日以外の土曜日において割り振ることとしております。

第二に、各府の長は、勤務を要しない日に特に勤務させる必要がある場合には、かわりの日を勤務を要しない日として休ませることができることとしております。

第三に、各府の長は、勤務を要しない日に特に勤務させる必要がある場合には、かわりの日を勤務を要しない日として休ませることができることとしております。

なお、以上のほか、附則において、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することを定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

以上が、これら法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○竹中委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終りました。

ただ、一つ問題がございました、一つは国会の関係、もう一つは裁判所の関係等でございます。

国会議員につきましても一般の公務員と同等な扱いをすることとなつておりますので、国会における方針につきましてはなお御検討中というふうに

○竹中委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田口健二君。

さきの本委員会においても御質問を申し上げた段階で、大臣の方から年のかわり日が一つのポイントである、実はこのようなお答えもいただきました。当然のことながら、私どもは来年の一月からこれが実施をされるというふうに考えてまいりましたが、そのお考えは変わらないものかどうか、まず確認をさせていただきたいと思います。

○高島国務大臣 土曜閉庁方式の導入につきましては、前内閣において六十三年度中に導入するという方針を決定していたところでございますが、竹下内閣においては前向きに取り組むということになりましたが、そのお考えは変わらないものかどうか、まず確認をさせていただきます。

○田口委員 まず最初に、いわゆる土曜閉庁関係法案について幾つかお尋ねをいたしますが、土曜閉庁の実施の時期の問題でありますが、大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

ただ、一つ問題がございました、一つは国会の

承つておりますが、それらにつきましてもよろしく御配慮を賜りたいというふうに考えております。

○田口委員 閉庁にかかわって行政サービスの維持ということが問題になつてくるわけであります

が、その具体的な方策について、私は、ぜひ当局は一方的にそういう方策を立てるのではなくて、職場の意見も十分尊重しながらそういう方策を立てるべきだ、したがつて関係労働組合ともこれら

の問題については十分協議をしていただきであります。というふうに考えますし、また各省庁における具体的な閉庁職場の決定に当たつても、十分その点をひとつ踏まえていただいて、関係労働組合と十分な話し合いを行つていただきたいというふうに考えていますが、御見解はどうでしょうか。

○勝又政府委員 土曜閉庁方式の導入に当たりましては、総務省及び各省庁におきまして民間団体等の意見を聴取したわけですが、その際には、官民の労働団体あるいは職員団体からも御意見を伺つたところでございます。

開庁官署、閉庁官署の振り分けにつきましては、閉庁方式導入の趣旨を勘案しながら、一方におきましては国民生活への影響も十分考えながら、各省庁において決定することになつておるわけでございます。具体的に閉庁官署を決定するに当たりましては、行政サービスを極力低下させないための工夫も必要でございまして、これらの検討の際には関係団体の意向も踏まえながら、しかも職員の協力を得て各省庁内部で十分な詰めが行われることが望ましいといふように考へておるわけでございます。

○田口委員 次に、これは閣議決定の中にもあります、土曜閉庁を行ふに当たつて国民に対する周知、これは具体的にどのような方法でされよう

でございますが、これにつきましては、去る五月三十一日の閣議決定におきまして、「土曜閉庁方式導入の趣旨について、国民の理解を十分に得るよう引き続き努めるとともに、閉庁する土曜日、閉庁官署の範囲等については、適切な広報活動を実施する」とうたつておるわけでございますし、また、関係法律成立後所要の周知期間を設けるこ

といたしておるわけでございます。

総務省におきましては、土曜閉庁方式導入の趣旨について国民の理解を得るための広報といつしまして、これまでテレビ、新聞、雑誌、週刊誌等を通じていろいろ行つてきたわけでございます。報活動を行いますとともに、各省共通のポスターを作成配布いたしまして必要な箇所に掲示すると

いうふうなことも考へております。

また、個々の官署におきましてもいろいろ周知について御検討願つておるわけでございますが、関係団体への通知例えは、窓口への案内の表示であるとか、パンフレットの作成配布であるとか、関係団体への通知であるとか、業界雑誌等への掲載であるとかといふような工夫をお願いしたいと思っております。

次に、閣令六号の件でございますが、大正十一年の閣令六号、官庁執務時間並休暇ニ闕スル件の年も踏まえながら、しかも職員の協力を得てこの執務時間の定めは、日曜日あるいは年末年始、祝日等がそれぞれの根拠によつて休みの日として既に定められているということを前提としたものです。これが閣令六号の件でございますが、大正十一年の閣令六号、官庁執務時間並休暇ニ闕スル件の年も踏まえながら、しかも職員の協力を得てこの執務時間の定めは、日曜日あるいは年末年始、祝日等がそれぞれの根拠によつて休みの日として既に定められているということを前提としたものです。

わち行政機関の休日と位置づけまして、これまでの日曜日、年末年始、祝日等と合わせて規定したものでございますが、その他の日の執務時間にまで言及したものではありません。したがいまして、行政機関の休日に関する法律案の成立後も、閣令六号の執務時間に関する定めはなお効力を有するものというふうに考へております。

○田口委員 自治省にお尋ねをいたします。

本日、地方行政委員会でこの関連法案が議了しましたということも聞いておりますが、先日も私が本委員会でお尋ねをいたしました中で、地方自治体における土曜閉庁も國におくれをとらないといふような御答弁をいたしておるわけであります。

○佐藤説明員 土曜閉庁方式導入の趣旨についての御検討願つておるわけですが、今後とも引き続き国民の理解を得るような広報活動を行いますとともに、各省共通のポスターを作成配布いたしまして必要な箇所に掲示すると

いうふうなことも考へております。

また、個々の官署におきましてもいろいろ周知について御検討願つておるわけですが、関係団体への通知例えは、窓口への案内の表示であるとか、パンフレットの作成配布であるとか、関係団体への通知であるとか、業界雑誌等への掲載であるとかといふような工夫をお願いしたいと思っております。

次に、閣令六号の件でございますが、大正十一年の閣令六号、官庁執務時間並休暇ニ闕スル件の年も踏まえながら、しかも職員の協力を得てこの執務時間の定めは、日曜日あるいは年末年始、祝日等がそれぞれの根拠によつて休みの日として既に定められているということを前提としたものです。

次に、閣令六号の件でございますが、大正十一年の閣令六号、官庁執務時間並休暇ニ闕スル件の年も踏まえながら、しかも職員の協力を得てこの執務時間の定めは、日曜日あるいは年末年始、祝日等がそれぞれの根拠によつて休みの日として既に定められているということを前提としたものです。

また、地方団体の中には、現在土曜閉庁方式の前提となります四週六休制の導入がまだおくれている団体もございますので、これらの団体については、まずもつて必要な条件整備を行つて四週六休制を導入するよう今後とも指導を行つていただきたいふうに考へております。

○田口委員 今回の閉庁に際して、これは閉庁決

定でもあるわけですが、これは閉庁の対象にはなつておません。ただ、閉庁決定期の中でも「当面、閉庁の対象とせず」ということであつて、「教育課程、児童生徒の生活、医療供給体制等について配慮しつつ更に検討する」ということになつておるわけですね。この点は、将来の完全週休二日制へ向けての点から考へてみても緊急に検討しなければならない課題であろうといふうに思ひます。

そこで、文部省と厚生省に、この関係で現時点においてどのような考え方を持つておられるか、時間もありませんので簡潔にひとつお答えをいた

だときたいと思います。

じや、文部省の方から。

○菊川説明員 教員の週休二日制につきましては、現在は四週六休休業期間もありませんので簡潔にひとつお答えをいただときたいと思います。

よう、地方公共団体における土曜閉庁方式についての御指摘がございました。

した、「行政機関における土曜閉庁方式の導入について」の中では、ただいま御指摘がございましたように、地方公共団体における土曜閉庁方式について、「できる限り国と均衡をとりつつ導入することができるよう法的措置を含め所要の措置を講じる」というふうにされておりました。

いても「できる限り国と均衡をとりつつ導入することができるよう法的措置を含め所要の措置を講じる」というふうにされておりました。これを受けまして自治省においては、ただいまお話をございましたように、地方団体の土曜閉庁方式の導入に必要な地方自治法の一部を改正する法律案を今国会に提出して、現在御審議をいただいているといふところでございます。

つて塾へ皆通つていつてしまつということになつてはいけない。受け入れ態勢も十分必要だらう。また、世論調査を見ましても、この点につきましては國民の理解が厳しゅうございまして、学校五日制を導入することについては賛成が二〇%程度、反対が六〇%強という状況でございますので、國民の理解も得ながら進めていく必要があります。そういうことを踏まえまして教育課程審議会では、この学校五日制をいつからどう形で導入していくかにつきましては実験学校を設けるなどして検討をすべきであらうという提言でござります。

それを受けまして文部省では、まずこの七月に省内に関係局長から成ります教員週休一日・学校五日制の検討のための省内連絡会を設けて、今後の対応を考えておるところでござります。さらに、五十四年度概算要求におきましては、この問題を総合的に研究するため、社会の変化に対応した新しい学校運営等のあり方に関する調査研究のための経費、これは内容は学校五日制のものを主としてやつべきだと思っておるわけでございますが、その関係の協力校六十四校を要求しておるところでございます。この問題につきましては、この調査研究の結果を見ながら導入の時期や形態について具体的に検討してまいりたいと思っております。

○矢野説明員 現在、国立病院・療養所の一日の外来患者というのは大体五万五千人ほどいるわけです。したがいまして、土曜閉院をやるということは非常に影響が大きい、國民の理解が到底得られない、こういうことで当面対象にしておりません。しかし、ボイントはこういう土曜日におきまして地域の医療供給体制はどうするのか、こういう環境条件をつくっていく、これがボイントだと思つておりますので、そういった環境条件の整備をしておりまして、さらに検討していくといきたいと思っております。

○田口委員 続いて法務省にお尋ねをいたしたいと思うのでありますが、第一条の第三項のところ

に「第一項の規定は、行政機關の休日に各行政機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない」という規定があるわけですね。閣議決定の折の資料を見ましても、閉院は実施をするけれども、その事務については一定の事務を閉院日で入していくかにつきましては実験学校を設けるなどして検討をすべきであらうという提言でござります。

それを受けまして文部省では、まずこの七月に省内に関係局長から成ります教員週休一日・学校五日制の検討のための省内連絡会を設けて、今後の対応を考えておるところでござります。さらに、五十四年度概算要求におきましては、この問題を総合的に研究するため、社会の変化に対応した新しい学校運営等のあり方に関する調査研究のための経費、これは内容は学校五日制のものを主としてやつべきだと思っておるわけでございますが、その関係の協力校六十四校を要求しておるところでございます。この問題につきましては、この調査研究の結果を見ながら導入の時期や形態について具体的に検討してまいりたいと思っております。

○中間説明員 お答えいたします。
刑務所、拘置所等におきます収容業務、特に日常生活的な処遇業務、これは当然土曜日であると日曜日であろうと行われるところでございません。しかしながら、先生お尋ねのたいまの収容者に対する面会、差し入れ、こういった対外的な窓口に関しましては、この土曜閉院方式の趣旨について、今申し上げました面会あるいは差し入れというのが当然含まれるというふうに理解してよろしいでしょうか。

いる見きわめながら考えていくこともまた必要でございます。とりわけ、繰り返しますが、やはり行政サービスが低下するというふうなことがないようにいろいろな諸計画も考えていかなければならぬ、そういうふうなことを考え合わさせまして、この八月の勅告に際しましては、勅告で年限を決めて取り上げるということをあえて見送りまして、報告においてなるだけならば早い段階においてこういうものを考えたい、それには労働時間短縮に関する国全体の計画期間の中で条件が整備して次第こういうものは実行していくべき、実現していきたい、そういうふうな意見を表明しておいたわけです。

したがいまして、私どもとしては諸般の条件をいろいろにらみ合ひながら、完全週休二日制の実現への努力というものは今後も一生懸命やつていく。ついでに申し上げますならば、そういうものが実現する条件の一つに、やはり今回提案されおります土曜閉店ということによる四週六休といふものが確実に実施されていく、確実に行われていくということがまず大変大事なことだと私どもは考えております。

○田口委員 それからもう一点、人事院の方で考え方を聞きたいと思うのであります。実は国家公務員の勤務時間法制というのが、見てみますと、今回の法律もそうであります、いわゆる給与法というこの法律の中に公務員の勤務時間といふのが書いてあるわけですね。本来勤務時間といふのは非常に労働条件の中で重要な事項でありますからやはり別個の法制、勤務時間法というのか何といいますのか、そういう別個の法制を考えていくべきではないのか。今回の場合には閉店方式による四週六休制であります、これが将来完全週休二日ということになりますと、職員の勤務時間に関する問題は別途法制化すべきではないかといふ考え方を持っているわけですが、この辺はいかがでしょうか。

○川崎(正)政府委員 勤務時間というものは非常に給与とのかかわりが深いわけでございます。し

たがいまして、現行法におきましては、給与法の中で給与の基本的な要素としての勤務時間といふことでいろいろな規定があるわけございますが、今、委員からお話をございましたように、勤務時間あるいは休暇、こういったものは給与と並ぶ大きな勤務条件でございます。したがいまして、それを取り出しまして一つの法制で決めるべきではないかという御意見があることは、私たちもよく承知しております。私たちのところで完全週休一日制あるいはこれから休暇のあり方等、今いろいろ検討しているわけでございますが、その検討の中で、今委員からの御指摘の御意見も十分頭に入れるながら検討を進めてまいりたい、このように考えております。

○田口委員 それでは、最後にお尋ねをいたしましたが、今回の改正案の内容を見てまいりますと、いわゆる人事院規則に由だねられている部分がかなりあると思うのですね。したがって、これからそれらを決めていかれるわけですから、当然関係労働組合ともその点については十分な御協議をお願いをしておきたいと思います。

そして同時に、今度新たにいわゆる振りかえ制度、代休制度というのが導入されてくるわけですね。このことについて、率直に言つて職場の中でいろいろな不安というものもあるわけです。この辺についてわかつておることがあれば、もう時間も余りありませんが、簡単にこの振りかえ制度の問題についてどういうことを考えておられるか、お聞かせをいただきたいと思います。

○川崎(正)政府委員 まず最初に、いろいろな関係方面からの御意見を十分に尊重するようについて改訂する、あるいは決めていくということをいたしておりますが、今後ともに各関係方面の御意見は十分に尊重しながらいろいろな制度を

要しない日、いわゆる閉店土曜日あるいは日曜日にやむを得ず勤務を命じられた場合に、月曜日から金曜日までと申しますか、通常の勤務を要する日につきいて休みがとれるという制度を新しくつくる、こうしたことでございます。この制度の運用に当たりましては、当然にやむを得ず勤務を命ぜられる場合、そういう場合に限つてこの制度は運用していくことを前提としておりますので、各省庁におかれましても当然にそういう運用をなされるであろうというふうに考えております。

○田口委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○竹中委員長 井上和久君。

○井上(和)委員 初めに、去る六日に総理府が発表いたしました公務員に関する世論調査の結果につきまして若干の質問をいたしたいと思います。この世論調査の中には、公務員の週休二日制についてや給料についてなど、あらゆる角度からの設問がございます。本日の議題となつております土曜閉店につきましては後ほどお伺いをいたしましたが、まず、この調査の中で私が一番気になる点というのが、今の公務員に欠けている点という項目がございまして、この質問では、今の公務員に欠けていると思われるものは何でしょうか、この中から幾つでもお答えください、こういうふうな質問でございました。その回答結果を見てみると、公務員に欠けている点があると答えておる人が七八%もあるわけであります。またその中で、どういう点が欠けているとしているかといいますと、一番が、サービス精神というのが四二・四%でございます。また次が、仕事に対する意欲といふのが三四・八%になつております。三番目に、柔軟な物の見方というのが二三・七%。次に、仕事の速さ、正確さが欠けているとするのが二三・三%などと統計おるわけであります。それで規律を守る態度というものが七・九%、その他一%となっております。

○井上(和)委員 それから、振りかえの問題でございますが、現在考えております振りかえと申しますのは、勤務

仕事に対する意欲と規律を守る態度が欠けていると答えているのを合わせますと四二・七%にもなっているわけございます。今私が挙げましたこの二つといふのは、公務員としての姿勢、また綱紀といいますか、公務員としての根本的な問題だと私は思つてあります。これはあくまで調査でありまして、あらゆる角度から検討しなければならないとは思うのですが、それでも一応四割強の人が公務員として一番大切な部分が欠けているのではないかという印象を持っている。こういふ受けとめ方がされているということであります。

○高島国務大臣 ただいま井上委員から御指摘のよう、先般総理府で公務員に関する世論調査を実施いたしました結果、今の公務員に欠けている点として、サービス精神の欠如が四二・四%、仕事に対する意欲が三四・八%等々の御指摘がござります。極めて不十分であるという御指摘が八割にも上つておるということにつきましては、私もこれを謙虚に受けとめて、真心のこもつた行政、国民の立場に立つた親切な行政をやつてしまらなければならないということでお伺いをいたしましたが、さわやか行政サービスというようなことも運動の一環として展開をしておるところであります。

ただ、この指摘の数字といふのは複数回答でありますから、合算いたしますと一〇〇%になるのではなくて二一四%になるという、ちょっと複雑な指摘になつておりますが、これと裏返しの数字として、役所に行つたときの公務員の態度がよかつたというのが二二・七%。まあよかつたというのが五二・六%、合計せますと七五%ぐらいの方があな役所はよくやつておる、こういう評価もしておられるわけであります。

いずれにいたしましても、公僕たる者、国民に奉仕をするという精神を貫いていかなければならぬ、謙虚に受けとめてまいりたいと存じます。

○井上(和)委員 この調査というものは本年の六月に行われたようでありまして、既に五ヵ月を経ておるわけであります。考えてみると、この五ヵ月の間にリトル・ト問題が起りまして、政官財への大変な事件へと発展をしておる。こういうふうな様相を今呈しておるわけであります。したがいまして、この世論調査というのを今やつたら、こういう結果が出るかどうかというのは大変疑わしいのではないかというふうな気がするわけであります。

しかし、この問題は非常に残念なことでござります。この疑惑というものは、国民の政治不信を深めていく大きな原因であります。政治家あるいは官僚、財界、幅広くいろいろ性の強い株が配られておる。何の目的でこれだけ巨額の金を配つたのか、この真相を解明することは国会における大きな最優先の仕事であると私は思うわけであります。

先日、四日だったと思いますが、高鳥総務長官は、もった人は名のり出よ、こういうような発言をなさったと聞いております。私も長官の御意見に同感であります。國民は、政治そのものがこの疑惑によってまさに國民無視の政治だというふうに今受けとめておる。と同時に、次から次から出るといふこと、まさとうんざりしておるというのが今の國民の皆さん気持ちじゃないかと思うのです。ある人は言いました。子供の隠れんばみたいに、見つかってたらしようがなしに出てくるといふようなことはおかしいんだといふような話をした人もおりますけれども、現実には確かにそういうふうな面がございます。この政治不信を防ぐためにも、ぜひこういふことの解説をしっかりといきたいと思うわけであります。これが結局は國民の、例えば納税意識なんかが薄らいでいくといふ面に出始めてくると大変な問題でもございまし、ぜひこれに対しまして、我々国會議員はもちろん謙虚に受けとめ、反省をするべきであると思うわけであります。長官のお考えを私は大変すばらしいというふうに考えます。

内閣の関係の一人として、ぜひ真相解明につきましても力を尽くしていただきたいと思うわけでござります。

六日には竹下總理が、地方遊説先の香川県で講演をされました。その中で、公務員の綱紀瀟正について縮め直しを検討したいと、内閣として綱紀瀟正策を講ずる考え方を示されたのであります。が、綱務官として今後どのようにこの綱紀瀟正策を検討されていくのか、決意も含めまして具体的に御答弁をいただきたいと思います。

○高鳥國務大臣 公務員の綱紀瀟正問題に関しては、ただいま御指摘のように総理が香川県へのいわゆるつじ立ちと申しますが、行かれたとき記者会見でお話しになっておられるところであります。が、それ以前にも、国会におきましたも綱紀瀟正問題について私自身も御質疑を受けておるところであります。

私は、公務員は國民全体の奉仕者として、その職務の公正な執行について國民の疑惑や不信を招くことのないよう常に留意し、綱紀の嚴正な保持に努めるべきことは当然のことである。このようないに考へておるところでございまして、総理の方から内閣官房の方に御指示もあるようございまして、綱紀瀟正問題につきましては実は当時の担当でありますし、十分協議して適切な対処をいたしたい、このように考へております。

なほ、実は昭和五十四年、ちょっと古話になりますが、十一月九日内閣總理大臣指示というのがございまして、その中にはいろいろな項目が盛られておるところであります。例えば「公務員の関係業界等からの接待及び贈答品の受領は、國民の疑惑を招くことのないよう厳に慎む」といふふうなことの指摘がございました。また次に、五十四年十一月二十六日の官房長等申し合いで、「おきましては、『関係業界等からの餞別、贈答品等は受けないととも、送付されたものは返送する』等々、いろいろなことが今まで重ね重ね言われてきているところでございまして、今年も三月二十三日に人事管理官会議というのを総務

会議が主宰して行つておるところであります。が、そこにおきましても綱紀の嚴正な保持ということを要請しておるところでございます。

もう新しいことは何もない、言い尽くされておるわけあります。これをいかにしてきちっとやるかということが問題だと思います。

が、適切な対処をいたしたいと考えております。それから、土曜閉鎖の法案に関連をいたしましてお伺いをいたしたいと思うのですが、この説明の中にもございましたように、経済構造の調整ということや、あるいは高齢化、国際化、そういうふうな中で雇用の安定がどのように図られるか、あるいは労働環境をどうやってすばらしいものにするか、こんなことは今我が國の大変重要な課題であるというふうに私も思います。

それで、この労働時間の問題といふのは、ことは一つの転機であるうかといふうに思うのであります。週四十時間労働制に向けてまつて労働基準法が四月に改正をされました。さらには、新経済計画や雇用基本計画で年間労働時間を五年で約一五%縮める方針というものを政府が決められたのであります。これはぜひ実現をしていただきたいと思います。よく言われます日本人は働き過ぎである、いかなければならぬと思います。

労働時間の短縮といふのは、我が國の構造調整を進めていく上におきましても多面的に不可欠であります。よく言われます日本人は働き過ぎである、こういうふうな批判というものございませんし、現にこれは私が申し上げるまでもありませんが、一九八六年の例で製造業の労働者の年間総労働時間といふのが、我が國が二千五百五十時間に対応しまして、アメリカ、イギリスは千九百時間台、西ドイツやフランスに至っては千六百時間台で四百数時間の差があります。この差が縮められてしまつて、そしてそれによつて余暇時間がふえます。しかしながら、まあそこまでようやく來た政サービスの低下を来さないようにしつかりやれ、こういう条件つき賛成というような形であります。しかしながら、まあそこまでようやく來たのかなという感じを私は持つておるところであります。

○高鳥國務大臣 先般の総理府の世論調査では、公務員の官庁などにおける土曜閉鎖導入について賛成だという方がようやく多くなつたという実情であります。その賛成も条件つきであつて、行政サービスの低下を来さないようにしつかりやれ、こういう条件つき賛成というような形であります。しかしながら、まあそこまでようやく來たのかなという感じを私は持つておるところであります。

が、であろうといふうに思ひます。労働省が試算されたのでは、全労働者が完全週休二日制になれば、余暇関連消費というのが約二兆八千億円くらいかかるのではないか、こんなような結果もあるのであります。同時に休日を楽しむ人がふえるならば、そのためにはサービスを提供する人、その分野で働く人たちもふえていくといふにもながらうかといふうに思ひます。が、こうしたこととを含めまして、今回のいわゆる土曜閉鎖法の導入をぜひとも早急に実施をしていただきたいと考えます。

民間企業に土曜休みを促し、週休二日制を促進する上で公共機関での土曜閉鎖の実施の効果は大きいと言えます。また、今後各地方自治体にも波及していくと見られますので、その効果のみならず障害となる部分にもよく目配りをするのでなければならぬと思います。中小企業、零細企業の経営を圧迫したり、国民に対する行政サービス、窓口サービスの低下につながることのないよう万人の体制をぜひともお願いをしたいと思います。

このところが非常に問題であろうかといふうに思ひます。確かにこの行政サービスの低下といふうな実態といましまよろか、決意といふものがあります。だから、土曜閉鎖を実施するということがあります。だから、土曜閉鎖を実施するといふことのところが非常に問題であるうかといふうに思ひます。行政サービスの低下ではなくて、むしろこの面では向上につながつていくような努力をするといふうな実態といましまよろか、決意といふものがあります。だから、土曜閉鎖を実施するといふことがあります。行政サービスの低下ではなくて、むしろこの面では向上につながつていくような努力をするといふうな実態といましまよろか、決意といふものがあります。だから、土曜閉鎖を実施するといふことがあります。行政サービスの低下ではなくて、むしろこの面では向上につながつていくような努力をするといふうな実態といましまよろか、決意といふものがあります。だから、土曜閉鎖を実施するといふことがあります。

一生懸命やりますとともに、仮に緊急事態等がありました場合にはもちろん関係者は支障のないよう勤務体制につくとか、あるいはまた国民生活に直接関係のあるところについては交代制勤務でこれを実施していくといふようないろいろな工夫をいたしまして、国民の皆様方に非難を受けることのないようにしっかりとやらせたいというふうに考えております。

○井上(和)委員 もうちよつと具体的なお話といいましょうか、この土曜閉庁ということは行政改革という意味からいましても十分に私は理由があるような気がするわけでございまして、行政機構の縮小あるいは手続の簡素化、さらに効率化、こういうふうな気がするわけでございまして、中身につきまして具体的にということになります。

それで、去る十月二十五日、総務省、大蔵省より行財政改革の推進についての基本的な考え方が公表されました。この中で、行政改革については

「経済社会情勢の新たな変化に対応し、行政の役割を見直す」こう述べながら、「これから時代にふさわしいものに作りかえていく」こういうふうに述べておられるわけでありますが、今の言葉の具体的な中身をひとつ明確にしていただきたいと思うわけであります。財政改革の中身といふのは割合数字もきちと出でると思いますが、この行政改革の記述が非常に論理的なものだというふうに思いますが、ぜひ具体的なものをお答えいただきたいと思います。

○高鳥国務大臣 先般国会の御要請によりまして提出いたしました「行財政改革の推進について」という文書につきましては、従来の臨調、旧行革審あるいは新行革審の六月二十九日の意見具申、これらを踏まえまして、当庁において行政改革部について取りまとめをいたしたものであります。この個々の文言につきましては、それぞれ関係省庁の合意を得て政府として提出いたしたものでありまして、なおかつまた中期的な展望に立つてのものでございますので、その大部分について

は三年ないし五年の間にせひとも実現してまいりたいというかたい決意を持っているところであります。一つには、変化への対応、あるいはただいま御指摘のありましたような簡素化、効率化、総合性の確保あるいは信頼性の確保といったような改革の視点に立って、各種の改革課題の具体的な方向を示したものであるというふうに御理解をいただきたい次第であります。

中身につきまして具体的にということになりますと、それぞれの年度ごとに定めていかなければならぬものもございますので、やはり項目を羅列するだけになってしまって大変恐縮であります。が、考えているものとしたしましては、年金、医療、農業等主要施策あるいは行政組織、定員、現業等、公社、特殊法人等、國、地方を通じた行政改革、規制緩和、補助金等、各分野にわたりまして着実に御趣旨に沿った方向で具体化をしていきたいというふうに考えているところでございまして、中身につきまして具体的にということになりますと、それぞれの年度ごとに定めていかなければなりません。が、これにつきましても、七次以降どうするかとお伺いをいたしまして、現在は第七次の定期削減計画を実施しているところでございますが、これにつきましても、七次以降どうするかとお伺いをいたしまして、今検討をしている

ます。まずは、土曜閉庁の準備をすっと今日まで進めておこしになつたと思いますが、それでもつと具体的にこういう点に注意し、こういうところを改善しておこうというふうなものがあつたと聞いてお伺いをしておきましたから、最後にお伺いをしておきたいと思います。

○井上(和)委員 時間が参りましたから、最後にお伺いをしておきたいと思います。

まず一つは、土曜閉庁の準備をすっと今日まで進めておこしになつたと思いますが、それでもつと具体的にこういう点に注意し、こういうところを改善しておこうというふうなものがあつたと聞いてお伺いをしておきましたが、事務量として、先ほどもお話を若干ございましたが、事務量というものが變化がないとすれば、どこかではこなさなければならなくなつたとすれば、一ヵ所に仕事量が固まつたりすることがあつて、超過勤務というのですか、こんなことがどんどん起つてきたりしても本来の意味から外れるのじやないかなという気がするわけであります。また、もつとされたいのだと、この点についての周知徹底がしっかりやつておかなければならぬなと思うのは、土曜閉庁されたときの事務が次の日に持ち越されたいのだと、この点についての周知徹底がしっかりなされていないと、これは直接に国民の皆さんのお問題であると思いますので、これをしっかりと徹底をもらいたいと思うのですが、これについてお伺いをいたしたいと思います。

○高鳥国務大臣 この土曜閉庁するのだ、第二と第四の土曜日には役所が閉まっているのだといふことが国民の皆様方に十分周知徹底されますならば、恐らく国民の皆様方のサイドにおきましてお出向をいただけののではないかと考えます。

○百崎政府委員 ただいまのいわゆる総定員法とヨールについてお伺いをしておきたいと思いまして、国家行政組織法の見直しでございますが、まず、地方自治体におきまして、土曜日の午後も仕事をするのだということをやつたところがあるのであります。一つには、変化への対応、あるいはただいま御指摘のありましたような簡素化、効率化、総合性の確保あるいは信頼性の確保といつたような改革が、これまで、私どももそういった法律の附則に書いてございますように見直し規定に従いまして、目下検討中ということでございます。それからお、総定員法につきましても、現在は第七次の定期削減計画を実施しているところでございますが、これにつきましても、七次以降どうするかとお伺いをしておきたいと思います。

まず一つは、土曜閉庁の準備をすっと今日まで進めておこしになつたと思いますが、それでもつと具体的にこういう点に注意し、こういうところを改善しておこうというふうなものがあつたと聞いてお伺いをしておきましたから、最後にお伺いをしておきたいと思います。

○井上(和)委員 時間が参りましたので、終わりたいと思います。

まず一つは、土曜閉庁の準備をすっと今日まで進めておこしになつたと思いますが、それでもつと具体的にこういう点に注意し、こういうところを改善しておこうというふうなものがあつたと聞いてお伺いをしておきましたが、事務量として、先ほどもお話を若干ございましたが、事務量というものが變化がないとすれば、どこかではこなさなければならなくなつたとすれば、一ヵ所に仕事量が固まつたりすることがあつて、超過勤務というのですか、こんなことがどんどん起つてきたりしても本来の意味から外れるのじやないかなという気がするわけであります。また、もつとされたいのだと、この点についての周知徹底がしっかりやつておかなければならぬなと思うのは、土曜閉庁されたときの事務が次の日に持ち越されたいのだと、この点についての周知徹底がしっかりなされていないと、これは直接に国民の皆さんの問題であると思いますので、これをしっかりと徹底をもらいたいと思うのですが、これについてお伺いをいたしたいと思います。

○高鳥国務大臣 この土曜閉庁するのだ、第二と第四の土曜日には役所が閉まっているのだといふことが国民の皆様方に十分周知徹底されますならば、恐らく国民の皆様方のサイドにおきましてお出向をいただけののではないかと考えます。

○百崎政府委員 ただいまのいわゆる総定員法とヨールについてお伺いをしておきたいと思いまして、国家行政組織法の見直しでございますが、まず、地方自治体におきまして、土曜日の午後も仕事をするのだということをやつたところがあるのであります。一つには、変化への対応、あるいはただいま御指摘のありましたような簡素化、効率化、総合性の確保あるいは信頼性の確保といつたような改革が、これまで、私どももそういった法律の附則に書いてございますように見直し規定に従いまして、目下検討中ということでございます。それからお、総定員法につきましても、現在は第七次の定期削減計画を実施しているところでございますが、これにつきましても、七次以降どうするかとお伺いをしておきたいと思います。

まず一つは、土曜閉庁の準備をすっと今日まで進めておこしになつたと思いますが、それでもつと具体的にこういう点に注意し、こういうところを改善しておこうというふうなものがあつたと聞いてお伺いをしておきましたから、最後にお伺いをしておきたいと思います。

○井上(和)委員 時間が参りましたので、終わりたいと思います。

まず一つは、土曜閉庁の準備をすっと今日まで進めておこしになつたと思いますが、それでもつと具体的にこういう点に注意し、こういうところを改善しておこうというふうなものがあつたと聞いてお伺いをしておきましたが、事務量として、先ほどもお話を若干ございましたが、事務量というものが變化がないとすれば、どこかではこなさなければならなくなつたとすれば、一ヵ所に仕事量が固まつたりすることがあつて、超過勤務というのですか、こんなことがどんどん起つてきたりしても本来の意味から外れるのじやないかなという気がするわけであります。また、もつとされたいのだと、この点についての周知徹底がしっかりやつておかなければならぬなと思うのは、土曜閉庁されたときの事務が次の日に持ち越されたいのだと、この点についての周知徹底がしっかりなされていないと、これは直接に国民の皆さんの問題であるはずであると思うのです。

そういう意味で、前回の人効のときにも私御質問したのですが、もう一度確認したいのですが、公務員の場合に、五十一年からの四週五休の試行開始まして以来六十三年の今回の閉庁に至るまで、四週五休の試行それから四週六休の試行、本格実施といふ中での実際の総労働時間の実態把握というのがどのようになつておるのか、それから

されているのかについて、お伺いをしたいと思います。

○勝又政府委員 総労働時間は所定内勤務時間と超過勤務時間、それからマイナス要因でありますところの年次休暇の取得日数から成り立つわけでございますが、総労働時間を把握するということにはなかなか難しい面がございまして、総労働時間に間数ないしはその推移というものは私どもいたしましては把握いたしております。ただ、週休二日制ないしは土曜閉店方式の導入と申しますのは、先生もおっしゃいますように、総労働時間の短縮にあるのは当然でございまして、これまでも、超過勤務の短縮であるとか年次休暇の取得日数を向上させるとかといふことにつきましては、私どもいたしましてはそれなりの努力を払ってきたところでございます。

○川端委員 実態把握をされていないということなんですが、これからされるつもりはあるでしょうか。あるいはそういう指示をされるつもりはあるのでしょうか。

○勝又政府委員 公務員の総労働時間の把握につきましては非常に難しい問題がございますので、まことに申しわけない次第ではございますが、今の時点では給労働時間を調査しようという考えはございません。

○川端委員 難しい状況があるというはどういうことか教えていただきたい。

それと、本来目的が実総労働時間の短縮にある、そういうときにも四週四休から四週五休に移り、四週六休に移ってきた。そういう中で、当然ながらその目的とする時間短縮が実現しているのかしていないのか。休みはあたれども残業があえてしまっているあるいは年休の消化が落ちているということになれば、本来の意味を果たしていないわけです。民間企業でも、基本的にはすべてそういう調査を労使挙げてやっているのを私はたくさん知っています。そういう意味で、何らかの方法でそういうことができないかどうかと

それとあわせて、今度の制度では代休の取得を認める制度ができるわけですから、そういう意味では、実際にその代休がどのよう形で現実に消化されていくかということをフォローしなければいけないのではないか、その必要性は非常に高いのではないか。実際に職場におられる方も、代休という制度が導入されるということでそれが実際にこれでありますから、その必要性は非常に高いのではないか。実際に職場におられる方も、

代休という制度が導入されるということでそれが実際にこれでありますから、その必要性は非常に高いのではないか。実際に職場におられる方も、

めた取得日数の向上であるとか、超過勤務時間数の抑制、これについては人事管理運営方針等を通じまして関係各省庁を御指導しているところでございます。

また、今回の法案に盛り込まれております代休につきましても、四週六休土曜閉店の趣旨に沿いまして、実勤務時間が短縮されるようその活用が強く望まれるわけでございますし、各省におきまして、実勤務時間が短縮されるようその活用が強く望まれるわけでございますし、各省におきまして、代休時間が短縮されるようその活用が

強く望まれるわけでございますし、各省におきまして、実勤務時間が短縮されるようその活用が強く望まれるわけでございますし、各省におきまして、代休時間が短縮されるようその活用が

○勝又政府委員 先生御指摘のように、行政事務の簡素効率化を図るために、當該行政事務が必要かどうかということだけではなくて、その行政事務をどのように実施していくかということに付けておられると思うのです。

そういう意味で、今日まで実態調査をしてこら

れなかったということは、本当を言えば、さかのほど申し上げたわけでございますが、年次有給休暇の取得日数につきましては、人事院あるいは私どもの方も調査いたしておるわけでございます。

そういう中で、土曜閉店を受けられる職場は、目的がそういうところであるということでは、基本的に仕事が残ったからあるいは土曜日休みの方で繰り越したからということで、人をふやすということをやらないでやろう、要員増をしないでこれを何とか消化しようという御努力を各職場でしていただいているわけですから、そういうふうに思います。

それと、実総労働時間をトータル的にもつと減らしていく、この裏づけとしていろいろなこと

がやられている、それが実効的に実総労働時間としてどういうふうになったかというのを余り把握されていないというのは非常に不満なんですけれども、そういうのがすべて自指すべきところとして、二〇〇〇年に労働時間を先進国並みにしよ

うというふうな新前川レポートの方針もある中で、今回の土曜閉店の隔週休みというのは、いわゆる完全週休一日へのワンステップであるといふように我々は認識しているわけです。完全週休二日制導入というもの推進を、今回の国家公務

こういうふうに効率化しようというのと違う観点から行政がかかわっていかなければならない問題ではないかなというふうに思うのですが、そういう仕事の効率化という部分に関してどのように考えになつてあるのか、見解をお聞かせいただけます。

○川端委員 個々の仕事の部分はそうであろうと

思ひますが、行政事務の実施に当たりましては責任の所

在ということを明確にしておく必要もござります

ので、各省におきましてそれぞれのポストの具

事務をどのように実施していくかということにつ

きましても見直しをする必要があるかと思いま

す。ただ、その権限委譲ということをございます

が、行政事務の実施に当たりましては責任の所

在ということを明確にしておく必要もござります

ので、各省におきましてそれぞれのポストの具

事務をどのように実施していくかということにつ

員の場合はその推進役として一つの役割を果たしていると思うのです。その一里塚であろうとうふうに思うわけです。

完全週休二日制導入への姿勢と計画等に関するお問い合わせをして、たしかアメリカは終戦のところでありまして、たしかアメリカは終戦の年、一九四五年に既に完全週休二日制を公務員について実施をしている。それからフランスは、たしか二十年くらい前から既に完全週休二日制を実施している。サミット参加国などでやつてないのはたしかイタリーであります。が、私、イタリーへ参りまして勤務状況を調べたのですけれども、午後二時までの勤務であるとはみんな休みというよう普通考えますと変則的な勤務状況であります。したがいまして、これは別といたしまして、主要各國においてはほとんど官府の週休二日制というのもう実施されて相当の日時がたつておるという状況であります。

そういう中で、我が国におきましてはようやく月に二回の土曜日を閉庁にするということになつたわけであります。しかも、この法案を提案するに至りますまでにおきましても、実は総務省自体も、六十三年度導入を検討するとした中曾根内閣のときの方針については果たして本当にやれるのかなという感じすら持つておられたというのが今までの姿であります。それをようやくここまで踏み切つてまつたわけであります。

今後、民間における週休二日制の普及状況、今回があえて踏み切らうとしたしておりますのは、少なくとも民間の相当規模のところにおいては月に二日以上土曜日も休んでおる、こういう実態が六割以上あるということを踏まえまして、あえて踏み切つたわけでございまして、今回のこの官庁が休む、あるいは金融機関が来年の二月から完全週休二日制になる、そういうことを踏まえて民間部門における週休二日制というのはやはり急速に広がっていくであろう。それを踏まえまし

て、その実施状況を見ながら、民間において六割以上いる部門においてそれぞれ完全週休二日制によるというような事態になれば、国としても当然完全週休二日制というものを導入してもいいのではないか。私はそんなことを一つの目安に考えて

いくべきではなかろうかというふうに考えております。

○川端委員 時間が来てしまいましたので、お願ひいだけをしておきたいと思います。

いろいろな意識調査でも、国民の皆さんには土曜閉庁になつて、いわゆるサービスが低下するのではなくかという懸念を抱いておられる。それにこたえるべく、働いておられる方々は懸命な努力をされているし、されると信じております。しかし、そういう部分ではやはり理解というものが非常に大事であるということで、一般の国民向けのPR、これは各省庁に任せることではなくて政府としてきっちりとやつていただきたいということをお願いしたい。

それともう一つは、土曜閉庁が実施されても閉店できない職場という部分に関して、可能な限りそれに近づくように、それから、できないところとできるところという部分で、変にモラルが下がつたりそういうことのないような職場での意識づけということをお願いします。

以上で終わりにします。ありがとうございます。柴田(陸)委員長 柴田陸夫君。

○柴田(陸)委員 我が党は、土曜閉庁法案は公務員労働者を完全週休二日制の方向に進め、また民間労働者の週休二日制を促進することにもつながるものでありますので、法案に賛成の態度をとることを初めて表明しておきます。

しかし、土曜閉庁を実施する政府の方針には問題があります。この点について質問します。

土曜閉庁導入についてのこととの五月三十一日の閣議決定では、「土曜閉庁方式導入に当たっての留意点」として、「土曜閉庁方式の導入に当たり、

行政サービスを極力低下させないため、緊急時ににおける業務体制の整備その他の工夫を行う。」とあります。我が党は、土曜閉庁の実施について、国民生活に支障のないよう十分配慮して、国

民が必要な窓口などは確保することなどを提案してきましたが、この閣議決定で「行政サービスを極力低下させなし」という「極力」とは具体的にはどのよなことを指しているのか、お伺いします。

○勝又政府委員 國家公務員の週休二日制につきましては、従来から予算、定員の増加を伴うことなく実施してきたわけでございまして、今年四月からの四週六休制につきましても、このような方針に沿いまして各般の工夫を行ながら実施してきましたところでございます。

現在導入を図ろうとしております月二回の土曜閉庁といいますのは、この四週六休制の枠の中で最もその土曜日に行政サービスを受けたいという人にとってはサービスの低下になることは否めないわけでござります。したがつて、行政サービスを全く低下させないよう努力すべきであるといふのかもしれません、先生も御指摘の去る五月三十一日の閣議決定においても、行政サービスを極力低下させないよう努力すべきであるといふことで、いろいろと各般の工夫を行なうことにしてあります。

具体的な内容を申し上げれば、例えば、留守番電話を設置するとか、受付ボストを設けるとか、あるいは留守番電話でいろいろ回答を申し上げるとかといったようなシステムの導入などが考えられますし、さらには、迅速な処理を要するような貨物が港に入ったような場合につきまして、事前に連絡があった場合には臨時の閉庁を行なうとかいうふうに思つております。

○柴田(陸)委員 そのような説明でありますけれども、現実の職場を見てまいりますと、今の説明でどうしても納得できないといふふうに考えるわけであります。

私たちも、土曜閉庁法案を審議するに当たりまして、勤務条件につきましては配慮してまいりたいといふふうに考えております。

○柴田(陸)委員 そのような説明でありますけれども、現実の職場を見てまいりますと、今の説明でどうしても納得できないといふふうに考えるわけであります。

私たちも、土曜閉庁法案を審議するに当たりまして、勤務条件につきましては配慮してまいりたいといふふうに考えております。

い」ということと一緒に、「現行の予算・定員の範囲内で実施する。」ということが書いてあります。この事柄というのは矛盾するものだと思いますが、どうですか。

さしては、従来から予算、定員の増加を伴うことなく実施してきたわけでございまして、今年四月からの四週六休制につきましても、このような方針に沿いまして各般の工夫を行ながら実施してきましたところでございます。

現在導入を図ろうとしております月二回の土曜閉庁といいますのは、この四週六休制の枠の中で最もその土曜日に行政サービスを受けたいという人にとってはサービスの低下になることは否めないわけでござります。したがつて、行政サービスを全く低下させないよう努力すべきであるといふのかもしれません、先生も御指摘の去る五月三十一日の閣議決定においても、行政サービスを極力低下させないよう努力すべきであるといふこと、つまりは、代休制度を新たに導入することによりまして、勤務条件につきましては配慮してまいりたいといふふうに考えております。

○柴田(陸)委員 そのような説明でありますけれども、現実の職場を見てまいりますと、今の説明でどうしても納得できないといふふうに考えるわけであります。

私たちも、土曜閉庁法案を審議するに当たりまして、法務省の登記所や運輸省の陸運事務所、それから厚生省の國立病院、国民と直接かかわる窓口業務を担当している官署を何ヵ所か調査をし、視察をさせていただきました。そして、当局の側からも職員の側から意見を開きました。土曜閉庁を実施する要望というのは、当局の側にも職員の側にも強いものがあります。しかし、土曜閉庁を予算、定員を現在の範囲内で実施するという政府の方針については、職員の側から強い反対がありますし、当局の側からもこれでよろしいという賛成意見というものは聞きません。現場で働いている人から見るとこれは当然のことだと思うわけ

土曜日を閉庁するのですから、業務量は当然平日に増加することになります。この増加した分が毎日平均して分散してあるということになれば吸収されるという可能性も出てきますけれども、業務量は日によって違うわけあります。土曜閉店されると、登記所や陸運事務所などでは木、金、月、このあたりの業務量が特にふえるのではないかと予想されております。行政サービスを低下させないで定員をふやさないということになれば、そういうときに残業で処理しなくちゃならないということになります。ところが、予算をふやさないということになりますと、これは残業ができないことになります。仕事がたまつて国民への行政サービスが低下して、職員に負担がかかります。これは悪循環になるわけです。行政サービスを低下させないためにも、職員に労働強化を強いいためにも、予算や定員を確保することは当然のように必要だと思いますが、そういうことではありませんか。

○高島國務大臣 委員御承知のとおり、現在四週六休で土曜日は半数が休んでおるという状況になつております。それを土曜日を閉店することによりまして、開いております土曜日には全員が出て仕事をするということになるわけでありますから、現在四週六休で実施しておるものよりは事務能率の面におきましてはむしろやりやすくなるというふうに考えていいのではないだろうかといふふうに思われます。なお、こうした制度が定着することによりまして、先刻申し上げましたように、国民の皆様方の側におきましても利用の方法についてはおのずからお考えいただけるようになりますので、いかといふうに考えます。

今委員が御指摘のような問題があります反面、国民の要望は、行政改革をしっかりとやれ、無用な人間は抱えるなど非常に強い御要請もあるわけございますので、私どもいたしましては、事務処理方法の改善等を通じまして、サービスの低下を来さないようにしっかりとやつていただきたいとあらうに考えております。

○高島國務大臣 繰り返すようですが、国民の側からは政府に対する行政改革の強い御要請があるわけでございます。それを竹下内閣としても、もっと真剣に受けとめてしっかりとやれといふ御要請があるわけでございますので、そういうふうに考えております。

○高島國務大臣 繰り返すようですが、国

お言葉を返しますけれども、現実に大変忙しい職場がある。そして、確かに労働時間といふものは減るわけではありませんけれども、業務量は日によって違うわけあります。土曜閉店されると、登記所や陸運事務所などでは木、金、月、このあたりの業務量が特にふえるのではないかと予想されております。行政サービスを低下させないで定員をふやさないということになれば、そういうときに残業で処理しなくちゃならないということになります。ところが、予算をふやさないということになりますと、これは残業ができないことになります。仕事がたまつて国民への行政サービスが低下して、職員に負担がかかります。これは悪循環になるわけです。行政サービスを低下させないためにも、職員に労働強化を強いいためにも、予算や定員を確保することは当然のように必要だと思いますが、そういうことではありませんか。

○高島國務大臣 委員御承知のとおり、現在四週六休で土曜日は半数が休んでおるという状況になつております。それを土曜日を閉店することによりまして、開いております土曜日には全員が出て仕事をするということになるわけでありますから、現在四週六休で実施しておるものよりは事務能率の面におきましてはむしろやりやすくなるというふうに考えていいのではないだろうかといふふうに思われます。なお、こうした制度が定着することによりまして、先刻申し上げましたように、国民の皆様方の側におきましても利用の方法についてはおのずからお考えいただけるようになりますので、いかといふうに考えます。

今委員が御指摘のような問題があります反面、国民の要望は、行政改革をしっかりとやれ、無用な人間は抱えるなど非常に強い御要請もあるわけございますので、私どもいたしましては、事務処理方法の改善等を通じまして、サービスの低下を来さないようにしっかりとやつていただきたいとあらうに考えております。

○高島國務大臣 繰り返すようですが、国民の側からは政府に対する行政改革の強い御要請があるわけでございます。それを竹下内閣としても、もっと真剣に受けとめてしっかりとやれといふ御要請があるわけでございますので、そういうふうに考えております。

○高島國務大臣 繰り返すようですが、国

お言葉を返しますけれども、現実に大変忙しい職場がある。そして、確かに労働時間といふものは減るわけではありません。そういうときに、人間はふえますと、それにかかる仕事が集中してくる。窓口なんかはそうだというふうにこれはだれでも考へるわけあります。そういうときに、人間はふえてしない。そうすると、現在の職員であればこそは当然に残業ということになりますし、その残業量があふえるということはこれはもう必然だと思います。どうようと思つわけあります。そのことを言っているわけです。

特に、定員不足のしわ寄せを受けております職員は交代制勤務者であります。交代制勤務者は法律的には四週六休は確実に保障されておりませ

ん。法律では、四週六休ができなければ四週四休でもいいんだというような規定になつてているよう

ことになれば、これは定員不足、定員が足りない

人が足りないということが根本的な問題であります。

なお、この後行われます附帯決議につきましては、我が党は、学校、病院の土曜閉店は当然のことながら、そのための条件整備が前提にあるといふ立場であることを含めて賛成することを表明して、質問を終わります。

○竹中委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

○竹中委員長 これまで議題となりました自由民主定員をふやしますというお答えは私の立場から

なかなかできないところであります。むしろ、やはり総合的に人員配置等について検討しまして、それぞれ適正配置をする努力をいたしました。そ

うした御要請にはおこたえしていかなければならぬ、このように考えております。

○竹中委員長 ただいま議題となりました自由民主党は、日本社会党・護憲共同・公明党・国民会議及び民社党・民主連合の各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

一般職の職員の給与等に関する法律の一
部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、その事項について速やかに適切な措置を講すべきである。

一 病院、学校等においても、土曜閉店方式による四週六休制の早期実施に努めること。

一 土曜閉店方式による完全週休一日制を早期に実施できるよう、計画的な条件整備に努めること。

社会経済情勢の変化等に伴い、労働時間短縮・週休二日制の実現が緊急かつ重要な国民的課題となつてゐることにかんがみ、公務員についても、その積極的な推進を図るために、政府並びに人事院は、次の事項について速やかに適切な措置を講すべきである。

一 病院、学校等においても、土曜閉店方式による四週六休制の早期実施に努めること。

一 土曜閉店方式による完全週休一日制を早期に実施できるよう、計画的な条件整備に努めること。

（案）

本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになっておることと存じます。よろしく御賛成くださいますようお願い申上げます。

○竹中委員長 これにて趣旨の説明は終わりまし

た。本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになっておることと存じます。政府は完全週休二日制への実現に向けて、この職員の定員問題をどう考へておられるのか、お伺いします。

○竹中委員長 繰り返すようですが、国

の側から政府に対する行政改革の強い御要請があるわけでございます。それを竹下内閣としても、もっと真剣に受けとめてしっかりとやれといふ御要請があるわけでございますので、そういうふうに考えております。

○竹中委員長 この際、ただいま議決いたしました。

一部を改正する法律案に対し、近岡理一郎君外三名から、四派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。近岡理一郎君。

一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

一般職の職員の給与等に関する法律の一
部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、その事項について速やかに適切な措置を講すべきである。

一 病院、学校等においても、土曜閉店方式による四週六休制の早期実施に努めること。

一 土曜閉店方式による完全週休一日制を早期に実施できるよう、計画的な条件整備に努めること。

社会経済情勢の変化等に伴い、労働時間短縮・週休二日制の実現が緊急かつ重要な国民的課題となつてゐることにかんがみ、公務員についても、その積極的な推進を図るために、政府並びに人事院は、次の事項について速やかに適切な措置を講すべきである。

一 病院、学校等においても、土曜閉店方式による四週六休制の早期実施に努めること。

一 土曜閉店方式による完全週休一日制を早期に実施できるよう、計画的な条件整備に努めること。

（案）

本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになっておることと存じます。よろしく御賛成くださいますようお願い申上げます。

○竹中委員長 これにて趣旨の説明は終わりまし

〔賛成者起立〕

○竹中委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、総務庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。高鳥総務庁長官。

○高鳥国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、政府として今後とも検討し努力してまいりたいと存じます。

○竹中委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました兩法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○竹中委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○竹中委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○竹中委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十七分散会

第五章 個人情報の開示及び訂正の権利（第十一条）

八条第一十二条

第六章 プライバシー保護委員会（第二十一条）

第七章 捐贈賠償（第十四条）

第八章 罰則（第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、プライバシーの権利が日本憲法の保障する基本的人権であることにかんがみ、個人に係る情報を保護するために必要な基本的事項を定めることにより、国民が自らのプライバシーを自ら管理する民主的原則を確立し、もつてプライバシーの侵害を防止することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人情報 個人に関する情報で、個人を識別することができるものをいう。

二 個人情報ファイル 収集され、及び蓄積された個人情報の集合体であつて、個人別に検索し、又は抽出することの可能なものをい

う。

三 行政機関 法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する国

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案の全部を次のように修正する。

個人情報の保護に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 個人情報ファイルの保有及び公示（第六条～第七条）

第三章 個人情報の収集及び保存の制限等（第八条～第十三条）

第四章 個人情報の利用及び提供の制限（第十四条～第十七条）

イ 個人情報を収集し、保存し、又は他人に提供することを主たる業務とする者

ロ 主たる業務を遂行するため、個人情報を収集し、保存し、又は他人に提供する者

ハ 行政機関、政府関係法人又はイ若しくはロに掲げる者から委託を受けて、個人情報を収集し、保存し、又は他人に提供する者

（国、地方公共団体の責務）

第三条 国は、個人情報を保護し、国民のプライバシーの侵害を防止するための基本的かつ総合的施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、住民のプライバシーの侵害を防止するため、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（個人情報取扱業者の責務）

第五条 個人情報取扱業者は、この法律の規定に基づいて個人のプライバシーの侵害を防止するための措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が実施する施策に協力する責務を有する。

（第二章 個人情報ファイルの保有及び公示）

第六条 行政機関及び政府関係法人（以下「行政機関等」という。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関等の長は、あらかじめ、次の各号に掲げる事項をプライバシー保護委員会（政府関係法人にあつては、政令で定めるところにより、当該法人を監督する行政機関に置かれるプライバシー保護委員会）に通知するとともに、当該事項を官報で公示しなければならない。

（個人情報ファイルの保有）

第七条 個人情報取扱業者は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を、政令で定めるところにより、その者に係る事業を所管する行政機関に置かれるプライバシー保護委員会に届け出なければならない。

（第一項の「行政機関」）

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 個人情報ファイルの保有の目的並びに個人情報ファイルを保有する事業所の名称及び所在地

三 第二条第五号に掲げる個人情報取扱業者の種別

四 個人情報ファイルの管理責任者の氏名及び住所

五 事業所の名称及び所在地

役職名

三 個人情報ファイルの存続期間

四 個人情報ファイルに記録される個人情報に係る個人の範囲

五 個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法（収集が委託による場合は、委託する個人情報取扱業者の氏名又は名称を含む。）

六 個人情報ファイルに記録される個人情報に係る個人による当該個人情報の開示及び訂正の請求並びにこれらに係る不服申立てをする

ことのできる機関の名称及び所在地その他これらに係る手続

2 行政機関等は、個人情報ファイルの保有の目的が消滅したとき、又は個人情報ファイルの存続期間が経過したときは、個人情報ファイルを廃止し、かつ、当該個人情報ファイルに記録されている個人情報の記録を再生できないような方法で廃棄しなければならない。

3 行政機関等の長は、前項の規定により個人情報ファイルを廃止し、かつ、個人情報の記録を廃棄したときは、遅滞なく、その旨をプライバシー保護委員会に通知するとともに、官報で公示しなければならない。

4 個人情報取扱業者は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を、政令で定めるところにより、その者に係る事業を所管する行政機関に置かれるプライバシー保護委員会に届け出なければならない。

5 個人情報ファイルを保有する事業所の名称及び所在地

6 個人情報ファイルの保有の目的並びに個人情報ファイルに記録する個人情報の種類、個人情報

7 個人情報ファイルの管理責任者の氏名及び住所

8 個人情報ファイルを保有する機関の名称及び所在地

9 事業所の名称及び所在地

10 第二条第五号に掲げる個人情報取扱業者の種別

11 第二条第五号に掲げる個人情報取扱業者の所在地

12 第二条第五号に掲げる個人情報取扱業者の名称及び所在地

13 第二条第五号に掲げる個人情報取扱業者の氏名及び住所

14 第二条第五号に掲げる個人情報取扱業者の役職名

15 第二条第五号に掲げる個人情報取扱業者の存続期間

16 第二条第五号に掲げる個人情報取扱業者の範囲

17 第二条第五号に掲げる個人情報取扱業者の範囲

18 第二条第五号に掲げる個人情報取扱業者の範囲

六 その他政令で定める事項

(個人情報ファイルの保有の制限)
しなければならない。

2 プライバシー保護委員会は、前項の規定による届出があつたときは、同項各号に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

第三章 個人情報の収集及び保存の制限等
(収集の制限) 行政機関等及び個人情報取扱業者は、不法又は不当な方法で個人情報を収集してはならない。

第八条 行政機関等及び個人情報取扱業者は、思

想、信条、宗教及び社会的身分に関する事項についての個人情報を収集してはならない。

第九条 行政機関等及び個人情報取扱業者は、思

想、信条、宗教及び社会的身分に関する事項についての個人情報を収集してはならない。

(正確性の確保) 第九条 行政機関等及び個人情報取扱業者が収集し、又は保存してはならない。

第十一条 行政機関等及び個人情報取扱業者は、当該個人又は保存している個人情報は、その目的に必要な範囲内で、正確、完全かつ最新のものでなければならない。

(本人の同意) 第十二条 行政機関等及び個人情報取扱業者は、当該個人情報を収集しようとするときは、当該個人情報を収集しようとするときは、当該個人情報を収集しようとする個人の同意を得なければならない。

2 前項の同意を得ようとする行政機関等及び個人情報取扱業者は、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を当該同意を得ようとする個人に通知しなければならない。

二 個人情報の利用の目的

二 個人情報の収集、記録又は保存を行う機関

二 個人情報が又は任意的なものかの別

四 個人情報の収集及び回答の方法

五 個人情報について回答を拒否した場合に、当該個人情報に係る個人に生ずる不利益

(個人情報の保護措置)

第十二条 個人情報ファイルの管理責任者は、当該個人情報ファイルに係る個人情報の不当な使用、修正、消去及び開示を防ぐための措置を講

ばならない。
4 前三項の規定は、衆議院又は参議院の国政調査のために提出を求められた個人情報その他の法律の規定により提出を求められた個人情報については、適用しない。

第三章 個人情報の収集及び保存の制限等
(電子計算機を利用した個人情報ファイルの結合)
第十三条 行政機関等は、次の各号に掲げる事項に係る個人情報については、専ら個人別に検索し、又は抽出することを目的として当該個人情報を保有してはならない。ただし、法律で定める所掌事務を遂行するために保有する場合は、この限りでない。

一 職業及び経歴

二 犯罪歴

三 身体的特徴及び健康状態

四 取引所得及び財産

2 前項の規定は、個人情報取扱業者に準用する。この場合において、同項中「法律で定める所掌事務」とあるのは、「その事業」と読み替えるものとする。

第四章 個人情報の利用及び提供の制限
(目的外使用の禁止)

第十四条 行政機関等及び個人情報取扱業者は、その保有する個人情報ファイルをその保有の目的以外の目的のために使用してはならない。

(個人情報の提供の制限)

第十五条 行政機関等及び個人情報取扱業者は、個人情報に係る個人の書面による同意がある場合を除き、当該個人に係る個人情報を他人に提供してはならない。

一 個人情報の利用の目的

二 個人情報の収集、記録又は保存を行ったとき、又は事業所の名称及び所在地

三 行政機関等にあつては、個人情報の収集を目的とした職員の照会に対する回答が法令に

収集された場合にあつては、当該個人情報の記録を廃棄すること。

2 前項の請求があつた場合において、当該請求が理由があるときは、行政機関等は、二週間以内に、当該請求に係る措置を講ずるとともに、その旨を当該請求をした者に通知しなければならない。

3 行政機関等は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る措置をとらないときは、二週間以内に、その旨を理由を付記した書面で当該請求をした者に通知しなければならない。この場合において、行政機関等は、当該請求をした者に通知しなければならない。この場合において、行政機関等は、当該請求の趣旨を付加するものとする。

4 前項の処分についての審査請求又は異議申立てに對する裁決又は決定は、プライバシー保護委員会の議に基づき、当該審査請求又は異議申立てを受理した日から六十日以内にしなければならない。

第五章 個人情報の開示及び訂正の権利
(個人情報の開示)

第十八条 何人も、行政機関等及び個人情報取扱業者に対し、自己に係る記録された個人情報の開示を請求することができる。

(個人情報の開示及び写しの交付)

第十九条 行政機関等及び個人情報取扱業者は、前項の請求があつたときは、当該請求に係る個人情報の記録を開示させ、又は当該請求をした者が求める場合においては、当該記録の写しを交付しなければならない。

(個人情報の訂正等)

4 前項の裁決又は決定の取消しの訴えの判決は、事件を受理した日から百日以内にするよう努めなければならない。

第六章 プライバシー保護委員会
(設置)

第二十一条 行政機関(地方自治法第百五十条に規定する地方公共団体の長が国の機関として処理する行政事務に係る当該地方公共団体の長を除く)に、別に法律で定めるところにより、それぞれプライバシー保護委員会を置く。

二 個人情報の記録が不正確又は誤りである場合にあつては、当該記録を補正し、又は訂正すること。

一 個人情報の記録が不正確又は誤りである場合にあつては、当該記録を補正し、又は訂正すること。

二 個人情報取扱業者は、この法律によりその権限に属させられた事務のほか、

次各号に掲げる事務を行う。

二 個人情報ファイルの監理に関する必要な調査及び勧告を行うこと。

二 行政機関等が保有する個人情報ファイルの処理その他の個人情報の取扱いに関する必要な調査及び勧告を行うこと。

三 個人情報取扱業者の保有する個人情報ファイルに係る紛争のあつせん及び調停並びに個

人情報取扱業者の監督に關すること。

四 プライバシーの保護に關し必要な調査、研

究及び報告を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、法律の規定に基づきプライバシー保護委員会に屬させられた事務を行うこと。

(組織及び運営)

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、プライバシー保護委員会の委員となることができない。

一 現に公務員である者

二 公務員(公選による公務員を除く。)であつた者で退職後五年を経過しないもの

三 個人情報取扱業者(法人にあつては、その役員)及びその従業員

2 前項に定めるものほか、プライバシー保護委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に法律で定める。

第七章 損害賠償

第二十四条 行政機関等及び個人情報取扱業者は、不法な個人情報の取扱いによつて当該個人情報に係る個人に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めに任ずる。ただし、行政機関等及び個人情報取扱業者が個人情報の取扱いに關し、注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第八章 罰則

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定に違反して公示をしなかつた者

二 第八条又は第九条の規定の違反となるよう行為をした行政機関等の職員

三 第十三条第一項の規定の違反となるような行為をした行政機関等の職員

四 第十四条又は第十五条第一項の規定の違反となるような行為をした行政機関等の職員

第五十九条の規定により行政機関等から第一類第一号 内閣委員会議録第十一号 昭和六十三年十一月八日

し、又は当該記録の写しの交付を受けた者は、十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律の施行の際現に行政機関等が保有している個人情報ファイルについての第六条

第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有する」と、「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行後三十日以内」とする。

2 この法律の施行の際現に個人情報取扱業者が保有している個人情報ファイルについての第七条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有する」と、「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行後六十日以内」とする。

第三条 国の行政機関(各行政機関、各行政機関に置かれた部局若しくは機関又は各行政機関の長その他の職員であるものに限る。)に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間(時をもつて定める期間を除く。)をもつて定めるものが行政機関の休日に当たるとときは、行政機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国家公務員退職手当法の一部改正)
第二条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十五日」を「二十三日」に改める。

第一条第一項中「日曜日」を「日曜日」に改め、同条中「日曜日、休日又はこれら以外の日」を「行政機関の休日又はこれ以外の日」に、「積御」を「積御し」と、「但し」を「ただし」に改める。

第三十三条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「日曜日、休日又はこれら以外の日」を「行政機関の休日又はこれ以外の日」に、「積御」を「積御し」と、「但し」を「ただし」に改める。

第七十九条第一項中「左の」を「次の」に、「因り」を「より」に、「除外」を「除くほか」に改め、同項第七号中「日曜日又は休日」を「行政機関の休日」に、「これら以外の日」を「その行政機関の休日」に、「但書」を「ただし書」に改める。

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在職する職員であつて俸給が日額で定められてゐる者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができた前条による改正前の国家公務員退職手当法第三条から第六条まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第百六十四

号)附則第三項(以下「法律第百六十四号附則」という。)又は国家公務員等退職手当法の一部を改訂する法律(昭和四十八年法律第三十号)附則」という。)の規定による退職手当の額が、前条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第三条から第六条まで、法律第百六十四号附則又は法律第三十号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこととする。

(閑税法の一部改正)

(第四条 閑税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改訂する。)

第十五条第一項中「日曜日又は政令で定める休日(以下「休日」という。)」を「行政機関の休日(以下「休日」という。)」に改め、同条第一項各号に掲げる日を「行政機関の休日」に、「呈示し」を「提示し」に改め、同条第一項各号に「これらの日」を「その行政機関の休日」に、「呈示し」を「提示し」に改める。

第五項から第八項まで(以下「法律第三十号附則」という。)の規定による退職手当の額が、前条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第三条から第六条まで、法律第百六十四号附則又は法律第三十号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこととする。

(附 則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国家公務員退職手当法の一部改正)
第二条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の」を「次の」に、「因り」を「より」に、「除外」を「除くほか」に改め、同項第七号中「日曜日又は休日」を「行政機関の休日」に、「これら以外の日」に、「但書」を「ただし書」に改める。

第三条第一項中「日曜日、休日又はこれら以外の日」を「行政機関の休日又はこれ以外の日」に、「積御」を「積御し」と、「但し」を「ただし」に改め、同条中「日曜日、休日又はこれら以外の日」を「行政機関の休日又はこれ以外の日」に、「但書」を「ただし書」に改める。

第三条第一項中「日曜日、休日又はこれら以外の日」に改める。

「定める」に改め、同条第一号中「積卸」を「積卸し」に、「取扱」を「取扱い」に、「日曜日、休日又はこれら以外の日」を「行政機関の休日又はこれ以外の日」に改める。

附則第三項を次のように改める。
3 第百条(手数料)の規定は、次に掲げる行為が行政機関の休日(日曜日又は国民の祝日にに関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く)において大蔵省令で定める時間内に行われる場合には、これらの行為に係る許可又は承認については、行政機関の休日に関する法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

一 第十九条(営業時間外の貨物の積卸し)に規定する貨物の積卸し又は積込み
二 第三十三条(営業時間外の貨物の出し入れ又は取扱い)(第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)において準用する場合を含む)に規定する貨物の出し入れ又は取扱い

三 第九十八条第一項(臨時開庁)に規定する附則第四項から第二十二項までを削る。

(土地収用法の一部改正)

第五条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第一百三十五条第一項中「但し、」を「ただし、毎月の第二土曜日及び第四土曜日並びに」に改める。

(織糸價格安定法の一部改正)

第六条 織糸價格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日又は日曜日」を「行政機関の休日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十九号)第一号第一項各号に掲げる日」に改める。(特許法の一部改正)

第七条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)

の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「日曜日、国民の祝日にに関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十日から十二月三十日までに当る」を「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第二号)第一項各号に掲げる日に当たる」に改める。

(総務庁設置法の一部改正)

第八条 総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第二号)の施行に関する事務を行ふこと。

理由

公務の効率的な運営を図りつ土曜閉庁方式による週休二日制を実施するため毎月の第二土曜日及び第四土曜日を行政機関の休日とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律
一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第五条の二第四項中「第十四条第四項又は第五項」を「第十四項及び第四項」に改める。

第十四条第三項から第五項までを次のように改める。

第五条の二第四項中「第十四条第四項又は第五項」を「第十四項及び第四項」に改める。

第十四条第三項から第五項までを次のように改める。
5 日曜日及び週休土曜日(毎月の第二土曜日及び第四土曜日並びに人事院規則の定めるところによりこれらの土曜日と合わせて毎四週間にわたりこれを二となるように各府の長が職員ごとに指定するこれらの土曜日以外の土曜日をいう。以下同

じ。)は、勤務を要しない日とし、前二項の勤務時間は、人事院規則の定めるところにより、週休土曜日のある週にあつては月曜日から金曜日までの五日間、それ以外の週にあつては月曜日から土曜日までの六日間においてその割振りを行うものとする。ただし、各府の長は、特別の勤務に従事する職員については、人事院規則で定める期間につき一週間当たり一日以上の割合で勤務を要しない日を設ける場合に限り、人事院規則の定めるところにより、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

4 各府の長は、職員に前項の規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち人事院規則で定める期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。ただし、当該期間内にある勤務日のうち半日勤務時間(通常の勤務日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として人事院規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。)のみが割り振られている日(以下「半日勤務日」という。)を勤務を要しない日に変更することが困難であるときは、人事院規則の定めるところにより、半日勤務日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(通常の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間)を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

5 船舶に乗り組む職員で人事院規則で定めるものの勤務時間については、当該職員が前二項の規定により勤務時間が割り振られた時間以外の勤務時間に人命を救助するため緊急を要する作業その他的人事院規則で定める作業に従事する場合には、第一項又は第三項に規定する勤務時間のほか、当該作業に従事する時間は、当該職員の勤務時間とする。

第十七条中「第十四条第四項又は第五項」を「第十四条第三項」に、「日曜日以外の日」を「毎日曜日」に改め、「定められている」の下に「職員以外の」を加え、「これらの規定」を「同項及び同条第四項の規定」に改める。

第十九条中「一週間」を「一週間当たり」に改める。

第十一条から第十五項までを削り、附則第十六項を附則第十一項とし、附則第十七項を附則第十二項とし、附則第十八項を附則第十三項とする。

附則第十一項から第十五項までを削り、附則第十六項を附則第十一項とし、附則第十七項を附則第十二項とし、附則第十八項を附則第十三項とする。

(施行期日)
附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(人事院規則への委任)
附則

2 この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(防衛庁職員給与法の一部改正)
附則

3 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

4 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

5 (国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の給与等に関する特別措置法の一部改正)
附則

6 (国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「附則第十六項」を「附則第十一項」に改める。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)
附則

8 (国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「附則第二項」を次のように改める。

2 給与法第十四条の規定に相当する条例の規

定が定められ、かつ、毎四週間につき任命権者が職員ごとに指定する一又は二の勤務日における四時間又は八時間の勤務時間は勤務を要しない時間とする旨及びこれにより難いと認められる職員について任命権者が五十二週間を超えない範囲内で定める期間ごとに勤務を要しない時間として一以上の勤務日における勤務時間を指定することができる旨の条例の規定が定められた場合における第十五条の規定の適用については、同条中「給与法第十四条の規定に相当する条例の規定による勤務時間」とあるのは、「給与法第十四条の規定に相当する条例の規定による勤務時間のうち条例の規定による勤務時間ごとに指定する勤務を要しない時間を除いた時間」とする。

附則第三項を削る。

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和六十三年八月四日付けの週休二日制及び勤務時間制度についての勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の週休二日制の実施方法等を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣委員会議録第八号中正誤

△ 段行誤
○ 一末うども
△ 正
どうも

昭和六十三年十一月十六日印刷

昭和六十三年十一月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局